

平成 28 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月

目白大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	67
基準 4 自己点検・評価	89
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A 社会貢献活動	95
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 目白大学の基本理念、使命・目的

本学の建学の精神は、「主・師・親」である。これは、学園創立者である佐藤重遠が示したもので、日蓮の著作である「開目抄」に由来する。この書物の真意は「目を開くこと」、すなわち「迷妄を取り除いて真理に目覚めること」であり、この書の冒頭に記されている「一切衆生の尊敬すべき三者として主師親がある」とされている言葉からとって人間形成の目標とした。この「主・師・親」をもって目白学園の建学の精神と定めた。

その後、建学の精神に現代的な意味づけを行うために、昭和 52（1977）年に当時の目白学園女子教育研究所内に「建学の精神研究部会」を設置し、検討がなされた。そこで「主」は国家、社会への献身的態度、「師」は真理探究の熱意、そして「親」は人間尊重の精神を意味するものとされた。この建学の精神は、豊かな人間関係を育み、自己教育に励み、自立した社会人として生き抜く力量を養うという教育の実践基盤を示すものである。この建学の精神に基づき、教育の理念を以下のように定めている。【資料 1（学校法人目白学園HP（ホームページ）「建学の精神」）】

第 1 は良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること、第 2 に自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと、そして第 3 に人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切にし、家族愛、人間愛の尊さを理解し実践すること、である。

本学の使命は、目白大学学則第 1 条に記すように、「教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成」である。また、本学の社会的使命としては「育てて送り出す」ことを標榜してきた。本学の設置の基本構想に「従来の大学は、その門戸を自ら狭くし、予め知的水準の高い者を入学させることのみに関心を払い、入学した学生をいかにその目的にしたがって育成するか、という観点に立った教育的営為に欠ける傾向があった。本学は、この点を反省し、大学における『教育の可能性』を最大限に追究し、『育てて送り出す大学』を実現するため、必要と考えられる適切な手段・方法・システムを開発し、大学の教育の強化に努める」ことを目指してきた。大学で学んだことを将来にどう生かすかを前提に、学生の熱い想いに応え、そこで求められる真の力を伸ばすことが本学の使命である。【資料 2（大学設置の趣旨と構想）】

以上の建学の精神、教育の理念は、本学の教育において今日まで脈々と受け継がれてきている。しかし、時代や社会の変化とともに、本学の目指す教育を具体的にわかりやすく学内外に示し、社会に対する説明責任を果たす必要も生じている。また、中央教育審議会においても平成 20(2008)年の「学士課程教育の構築に向けて」の答申以降、各大学で育成すべき学生像を明確にする必要性が出てきている。そこで、本学の「学士力」を定め、これを教育の目標として明文化した。

本学の教育の目標は、建学の精神、教育の理念に基づき「学士力」として明確にした。何を「育てて送り出すか」という問いにも明確に答えるものである。本学の学士力は、以下のとおりである。【資料 3（目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕）】

1. 人間性

【誠実さ】【優しさ】【感性】【規律性】

2. 社会性

【社会的な責任感】【社会貢献の意志】

3. 知力

【思考力】【汎用的技能】

4. 健康

【心身の健康】【自己管理能力】

5. 向上心

【無知の知】【知的向上心】【求道心】

2. 目白大学の歩み・個性・特色

目白大学の設置者である学校法人目白学園は、大正 12（1923）年に現在の新宿キャンパスに創建された研心学園を起源としている。昭和 4（1929）年に財団法人目白学園として文部大臣から認可され、尋常小学校または高等小学校の卒業者を対象とする男子のみの目白商業学校を設置した。その後、第 2 次世界大戦の戦局の悪化により男子商業学校の存続が困難になったことから、昭和 19（1944）年に目白女子商業学校を設立して女子校へと生まれ変わり、戦後の学制改革によりこの学校が目白学園中学校・高等学校へと転換された。学園 40 周年に当たる昭和 38（1963）年に目白学園女子短期大学を開学した。

4 年制大学としてスタートを切ったのは平成 6（1994）年のことである。埼玉県岩槻キャンパスに人文学部地域文化学科及び言語文化学科を開設した。さらに、平成 12（2000）年に人間社会学部を増設し、社会的要請が強かった心理カウンセリング学科、メディア表現学科及び社会情報学科を新宿キャンパスに開設した。また、平成 14（2002）年に経営学部、平成 17（2005）年に外国語学部を開設した。平成 17（2005）年には理学療法士、作業療法士の育成を目指す保健医療学部を、さらに翌 18（2006）年には看護学部を開設し、岩槻キャンパスを医療系の学部として整備した（岩槻キャンパスの人文学部は平成 21（2009）年に廃止した）。また、平成 19（2007）年には人間社会学部を人間学部と社会学部に改組し、現在の 6 学部体制になった。

大学院は、平成 11（1999）年には国際交流研究科（修士課程）を開設した。平成 14（2002）年には心理学研究科（修士課程）、平成 16（2004）年には心理学研究科博士後期課程と経営学研究科（修士課程）、平成 19（2007）年には生涯福祉研究科（修士課程）、平成 20（2008）年に言語文化研究科（修士課程）、平成 21（2009）年に看護学研究科（修士課程）と経営学研究科博士後期課程、そして平成 24（2012）年にリハビリテーション学研究科（修士課程）を開設し、現在の 7 研究科体制になった。

以上が本学の歩みの概略である。開設時には 1 学部（2 学科）の規模であった本学は、以来約四半世紀を経た現在、大学院 7 研究科 12 専攻、大学 6 学部 16 学科の構成となり、入学定員は大学院 176 名、学部 1,370 名の合計 1,546 名、収容定員は大学院 358 名、学部 5,590 名、合計 5,948 名の総合大学へと発展している。

本学の個性・特色は第1に「育てる ― 面倒見が良く、丁寧な指導」を重視している点にある。多様な学生を社会に送り出すために、目白大学は本学独自のベーシックセミナーや基礎ゼミなどで、大学での学び方を習得し、社会人としての自覚を促し素養を身につけるようにしている。クラス担任制をとり、学修のみならず学生生活全般について、入学時から担任教員が丁寧にサポートしている。教員と学生の距離の近さ、面倒見の良さ、親密なコミュニケーションが本学の大きな特長である。

第2は「伸ばす ― 少人数制、実践重視で力をつける」ことを重視している。本学では、個性を見出し伸ばす教育を重要な柱としている。授業の多くが少人数で行われ、教員や学生同士のコミュニケーションを通して、着実に力をつけることを目指している。また、学生同士で行うグループワーク、地域社会や職域の中で体験する実習やインターンシップ、就業力を養う授業、あるいは好奇心を刺激しチャレンジ精神を応援するユニークなサポート制度など、実体験を重視した学びの環境・制度を活用することで自主性を養い、学びへの関心を深め、人間形成全般へとつなげていくことを重視している。

第3は「送り出す ― 将来につなげる、社会につなげる」ことである。一人ひとりが学び、修得したものを、どのように将来につなげ、社会に活かすことができるかを重視している。本学のカリキュラムは4年後の卒業時を常に意識し、基礎教育科目と専門教育科目がバランス良く有機的に配置されている。授業での学び以外にも、それぞれの個性に応じたきめ細かなキャリア支援で、学生の意欲・能力を高める取組みを行っている。

【資料4（目白大学HP「目白大学の特色」）】

Ⅱ 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容	年 月	内 容
大正12(1923)年	研心学園を創設	平成18(2006)年	目白大学看護学部を増設し、看護学科を開設 目白大学保健医療学部言語聴覚学科を開設 目白大学人間社会学部に地域社会学科を開設
昭和 4(1929)年	財団法人目白学園設立。目白商業学校を設置		
昭和19(1944)年	目白女子商業学校を設置	平成19(2007)年	目白大学大学院に生涯福祉研究科(生涯福祉専攻)を開設 目白大学人間社会学部を人間学部と社会学部に改編 目白大学人間学部に子ども学科を開設
昭和23(1948)年	国の学制改革により、目白女子商業学校は目白学園高等学校と目白学園中学校に改組		
昭和26(1951)年	財団法人目白学園を学校法人目白学園に組織変更	平成20(2008)年	目白大学大学院国際交流研究科言語文化交流専攻を言語文化研究科(英語・英語教育専攻、日本語・日本語教育専攻、中国・韓国言語文化専攻)に改組 心理学研究科現代社会心理専攻を現代心理学専攻に名称変更 目白大学外国語学部アジア語学科を改組し、中国語学科、韓国語学科、日本語学科を設置 人間学部人間福祉学科に介護福祉養成課程を設置
昭和38(1963)年	目白学園女子短期大学を創設し、英語英文科を開設		
昭和42(1967)年	女子教育研究所を開設		
平成 6(1994)年	目白大学を創設し、人文学部地域文化学科、言語文化学科を開設		
平成 9(1997)年	目白大学留学生別科を開設		
平成11(1999)年	目白大学大学院を創設し、国際交流研究科(国際交流専攻、言語文化専攻)を開設		
平成12(2000)年	目白大学人間社会学部を増設し、心理カウンセリング学科、メディア表現学科及び社会情報学科を開設 心理カウンセリングセンター開設 目白大学エクステンションセンター開設 目白学園女子短期大学を目白大学短期大学部に名称変更・改組。	平成21(2009)年	「国立埼玉病院キャンパス」を設置 目白大学大学院看護学研究科(看護学専攻)・経営学研究科(経営学専攻(博士後期課程))を開設 目白大学人間学部に児童教育学科を開設 心理カウンセリングセンター分室開設
平成13(2001)年	人文学部に現代社会学科を開設。	平成23(2011)年	メディカルスタッフ研修センター開設 認定看護師養成課程を設置
平成14(2002)年	目白大学経営学部を増設し、経営学科を開設 目白大学大学院心理学研究科(現代社会心理専攻、臨床心理学専攻)を開設 国際教育交流センターを開設	平成24(2012)年	目白大学大学院リハビリテーション学研究科(リハビリテーション学専攻)を開設 外国語学部日本語学科を日本語・日本語教育学科に名称変更
平成15(2003)年	目白大学短期大学部に子ども学科開設。	平成25(2013)年	目白大学クリニックを目白大学耳科学研究所クリニックに名称変更
平成16(2004)年	目白大学大学院心理学研究科(心理学専攻(博士後期課程))、経営学研究科(経営学専攻)を開設 人間社会学部に人間福祉学科開設	平成27(2015)年	目白大学地域連携・研究推進センター開設
平成17(2005)年	目白大学外国語学部を増設し、英米語学科、アジア語学科(中国語専攻、韓国語専攻、日本語教育専攻)を開設 目白大学保健医療学部を増設し、理学療法学科、作業療法学科を開設		

2. 本学の現況

- ・ 大学名 目白大学
- ・ 所在地 東京都新宿区中落合 4 丁目 31 番 1 号
- ・ 学部・学科構成

学 部	学 科	大学院研究科	専 攻
人間学部	心理カウンセリング学科	国際交流研究科	国際交流専攻修士課程
	人間福祉学科	心理学研究科	現代心理学専攻修士課程
	子ども学科		臨床心理学専攻修士課程
	児童教育学科		心理学専攻博士後期課程
社会学部	社会情報学科	経営学研究科	経営学専攻修士課程
	メディア表現学科		経営学専攻博士後期課程
	地域社会学科	生涯福祉研究科	生涯福祉専攻修士課程
経営学部	経営学科	言語文化研究科	英語・英語教育専攻修士課程
外国語学部	英米語学科		日本語・日本語教育専攻修士課程
	中国語学科		中国・韓国言語文化専攻修士課程
	韓国語学科	看護学研究科	看護学専攻修士課程
	日本語・日本語教育学科	リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻修士課程
保健医療学部	理学療法学科		
	作業療法学科		
	言語聴覚学科		
看護学部	看護学科		

目白大学

・ 学生数

(単位：人)

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	収容定員	在 籍 学 生 数				
				1年	2年	3年	4年	計
人間学部	心理カウンセリング学科	120	500	135	121	129	153	538
	人間福祉学科	120	500	92	90	103	88	373
	子ども学科	140	580	141	141	127	153	562
	児童教育学科	50	200	67	64	66	65	262
	学部計	430	1,780	435	416	425	459	1,735
社会学部	社会情報学科	120	490	141	101	121	116	479
	メディア表現学科	120	490	122	127	122	125	496
	地域社会学科	80	330	98	84	77	72	331
	学部計	320	1,310	361	312	320	313	1,306
経営学部	経営学科	120	490	141	134	113	113	501
外国語学部	英米語学科	80	330	108	86	82	88	364
	中国語学科	40	160	29	15	18	22	84
	韓国語学科	60	240	74	71	74	70	289
	日本語・日本語教育学科	40	160	53	25	46	49	173
	学部計	220	890	264	197	220	229	910
保健医療学部	理学療法学科	80	320	97	91	95	108	391
	作業療法学科	60	240	68	59	61	69	257
	言語聴覚学科	40	160	38	41	33	49	161
	学部計	180	720	203	191	189	226	809
看護学部	看護学科	100	400	116	107	106	109	438
目 白 大 学 合 計		1,370	5,590	1,520	1,357	1,373	1,449	5,699
国際交流研究科	国際交流専攻(修士)	20	40	16	21	—	—	37
	現代心理学専攻(修士)	20	40	11	20	—	—	31
心理学研究科	臨床心理学専攻(修士)	30	60	21	15	—	—	36
	心理学専攻(博士)	3	9	1	0	5	—	6
	課程計	53	109	33	35	5	—	73
経営学研究科	経営学専攻(修士)	20	40	1	5	—	—	6
	経営学専攻(博士)	3	9	0	1	1	—	2
	課程計	23	49	1	6	1	—	8
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻(修士)	20	40	3	8	—	—	11
	英語・英語教育専攻(修士)	10	20	2	1	—	—	3
言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻(修士)	10	20	13	16	—	—	29
	中国・韓国言語文化専攻(修士)	10	20	8	10	—	—	18
	課程計	30	60	23	27	—	—	50
看護学研究科	看護学専攻(修士)	15	30	8	16	—	—	24
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻(修士)	15	30	11	7	—	—	18
目 白 大 学 大 学 院 合 計		176	358	95	120	6	0	221

・ 教員数

(単位：人)

学 部	学 科	専 任 教 員					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
人間学部	心理カウンセリング学科	11	4	4	6	25	2
	人間福祉学科	10	2	4	3	19	1
	子ども学科	5	2	8	3	18	1
	児童教育学科	6	2	4	1	13	1
	学部計	32	10	20	13	75	5
社会学部	社会情報学科	10	2	1	0	13	5
	メディア表現学科	7	4	2	2	15	1
	地域社会学科	10	0	2	0	12	1
	学部計	27	6	5	2	40	7
経営学部	経営学科	11	1	2	0	14	1
外国語学部	英米語学科	10	3	7	0	20	1
	中国語学科	3	1	3	0	7	0
	韓国語学科	5	2	1	0	8	1
	日本語・日本語教育学科	4	3	2	0	9	1
	学部計	22	9	13	0	44	3
保健医療学部	理学療法学科	6	5	4	3	18	1
	作業療法学科	7	4	3	2	16	1
	言語聴覚学科	7	2	4	3	16	0
	学部計	20	11	11	8	50	2
看護学部	看護学科	14	5	3	12	34	0
目 白 大 学 合 計		126	42	54	35	257	18

・ 職員数

(単位：人)

職 員 数	専任	期限付	臨時 パート	嘱託	合計
	78	4	30	3	115

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1 - 1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、その使命・目的を建学の精神、教育の理念として示している。建学の精神は、I で述べたように、「主・師・親」である。「主」は国家、社会への献身的態度、「師」は真理探究の熱意、そして「親」は人間尊重の精神を意味する。この建学の精神に基づき、教育の理念を以下のように定めている。

第1は良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な構成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること。

第2に自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと。

第3に人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切に、家族愛、人間愛の尊さを理解し実践すること。

本学の使命・目的は、学則に簡潔に明文化している。「目白大学学則」（以下「大学学則」という）第1条に「教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。」と定めている【資料 1-1-1（目白大学学則）】。

そしてこの第1条を踏まえ、「大学学則」第3条の2では、各学科の人材養成に関する目的（以下「養成目的」という。）を定めている。

- (1) 心理カウンセリング学科は、心のなりたちや働きを理解し、心の問題に対して、適切な援助・支援ができる人材を養成する。
- (2) 人間福祉学科は、社会福祉の理論に加え、現場実習を通じて、高度な専門技術・知識及び福祉への熱意を持った人材を養成する。
- (3) 子ども学科は、保育学を中心に、教育学、児童福祉学及び社会福祉学等の領域における協働によって、子どもを適切に育成・支援できる人材を養成する。
- (4) 児童教育学科は、児童理解の理論に加え、臨床的な学習の重視により、児童の育成・支援に関わる高い実践力をもった人材を養成する。
- (5) 社会情報学科は、人間の社会行動を見抜く心理、総合的な視点から社会を見極める情報及び社会問題を解決に導く社会マネジメント能力を有した人材を養成する。
- (6) メディア表現学科は、メディアを活用した効果的な表現・伝達の方法及びコンテン

ツの企画・製作技能を身につけ、高いモラルに裏打ちされた情報発信の担い手となり得る人材を養成する。

- (7) 地域社会学科は、地域社会にある多様な課題を発見し、それらを解決に導く知識及び調査研究の技法を持ち、主体的な行動ができる人材を養成する。
- (8) 経営学科は、会計学、経営管理、マーケティング及びホスピタリティ・マネジメントの分野において、諸問題の発見能力とその解決能力を有する人材を養成する。
- (9) 英米語学科は、実用的英語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。
- (10) 中国語学科は、実用的中国語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。
- (11) 韓国語学科は、実用的韓国語運用能力を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。
- (12) 日本語・日本語教育学科は、外国語としての日本語の視座から日本語を教授する技術・知識を有し、同時に国際的諸問題に広い視野で対応できる人材を養成する。
- (13) 理学療法学科は、身体に障害を持つ人に対し、身体機能の回復及び社会復帰を援助する人材を養成する。
- (14) 作業療法学科は、生活機能に障害を持つ人に対し、諸機能の回復、維持又は開発を促す作業活動を用いて治療及び援助を行う人材を養成する。
- (15) 言語聴覚学科は、ことばや聞こえに障害のある人に対して、障害状態の評価並びに訓練及び指導などの支援を行う人材を養成する。
- (16) 看護学科は、多様な健康ニーズに対応するため、科学的思考、協調性及び確実な技術を身につけ、新しい時代の医療を創造できる人材を養成する。

以上の学則に加え、「目白大学 Guide Book2017」、目白大学HPでは、各学部の「養成目的」を次のように示している【資料 1-1-2 (目白大学 Guide Book2017)】、【資料 1-1-3 (目白大学HP「学部・学科」)】

【人間学部】

人間学部は、人間尊重の精神を育てつつ、主として人間に関する知識と人間を支援するための技能を併せ持つ人材を育成します。

【社会学部】

社会学部は、家族などの小さな集団から民族や国際社会といったマクロ集団まで、人の集団を研究対象とする「人間中心」の学部です。社会の流れとは人々の動向であり、情報によって制御される人々の行動意識・集団心理の推移でもあります。本学部では、社会的存在である「人間」と「社会構造」に視点をあてて、変化の速い現代社会を読み解き、近未来を切り拓く人材を育む教育を目指します。

【経営学部】

経済社会は、マネジメントの仕組みや知識が複雑かつ専門化しています。IT の発展に伴う基礎的な情報処理能力、グローバル化に対応するための会計の実践的スキルなど、経営学部では、21 世紀の経済社会を推進していく原動力となるためにジェネラリストとしての幅広い知識を持った人材の育成を目指します。

【外国語学部】

地球規模でつながる人と情報のネットワークが形成され、さらに強化、拡大しています。海外との交流が活発化し、発生する諸問題に対処する人材を育てることは、大きな課題です。外国語学部では、従来の教養としての外国語力だけでなく、実際に通用する外国語能力の習得を第一に目指しています。

【保健医療学部】

保健医療学部は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚障害学に関する教育と研究を行い、国家資格を取得してリハビリテーション分野で活躍する人材を育てることを目的としています。基礎教育と専門分野の教育を丁寧に進め、とくに臨床指導に重点をおくことにより、リハビリテーション分野の発展に寄与できる知識・技能・態度において優れた専門家の育成を目指します。

【看護学部】

本学の建学の精神である「主・師・親」に基づき、看護に必要な専門的知識・技術と態度を身につけ、実践力のある看護師、保健師の養成を目指します。また、変革する社会に対応しうる人間性豊かな感性を兼ねそなえた人材を育成します。

大学院についても同様に「目白大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条において、「教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。」と定めている。そして第6条の2において研究科の人材養成の目的を明文化し、文章化している【資料 1-1-4（目白大学大学院学則）】。

- (1) 国際交流研究科は、人文社会科学の基盤的な教育研究を通じて国際貢献の実践者たる専門家を養成する。
- (2) 心理学研究科は、心理学の基礎的実践的な教育研究を通じて心理学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (3) 経営学研究科は、経営学諸分野の基礎的実践的な教育研究を通じて経営学諸分野の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (4) 生涯福祉研究科は、福祉・保育・発達支援の基礎的実践的な教育研究を通じて福祉の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (5) 言語文化研究科は、言語文化・言語教育の基盤的な教育研究を通じ現代社会が生み出す諸問題に国際的観点から対応できる専門家を養成する。
- (6) リハビリテーション学研究科は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法リハビリテーション分野の基礎的実践的な教育研究を通じて、リハビリテーション学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。
- (7) 看護学研究科は、看護学の基礎的実践的な教育研究を通じて看護学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

以上のとおり、本学は使命・目的及び教育目的について、具体的に明文化し、かつ簡潔に文章化している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今日、大学の個性や独自性、特色をより明確に打ち出すことが求められており、本学の学部・学科のあり方の再検討に着手した。使命・目的及び教育目的について、どのような人材養成をし、社会に貢献できるかをより一層明確にしていかなければならない。そのためにも、本学の学部、大学院のあり方の再検討に加えて、その使命・目的及び教育目的も発展的視野に立って検証・評価を行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1 - 2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、創立以来、「豊かな人間教育」「座学よりも活学の重視」「育てて送り出す大学」を目指してきた。「豊かな人間教育」や「座学よりも活学」という特色は、「養成方針」「教育目標」などに反映され明示されている。また「育てて送り出す」は、「将来のため」に何を学び、何をすべきなのか、学んだことを将来にどう活かすかを前提に個性ある人材の育成をする」ことを社会的使命としてきた。

本学の主たる個性・特色は I・2 で述べたように、第 1 に「育てる - 面倒見が良く、丁寧な指導」を重視している点にある。多様な学生を社会に送り出すために、目白大学は本学独自のベーシックセミナーや基礎ゼミなどで、大学での学び方を習得し、社会人としての自覚を促し素養を身につけるようにしている。クラス担任制をとり、学修のみならず学生生活全般について、入学時から担任教員が丁寧にサポートしている。教員と学生の距離の近さ、面倒見の良さ、親密なコミュニケーションが本学の大きな特長である。

第 2 は「伸ばす - 少人数制、実践重視で力をつける」ことを重視している。本学では、個性を見出し伸ばす教育を重要な柱としている。授業の多くが少人数で行われ、教員や学生同士のコミュニケーションを通して、着実に力をつけることを目指している。また、学生同士で行うグループワーク、地域社会や職域の中で体験する実習やインターンシップ、就業力を養う授業、あるいは好奇心を刺激しチャレンジ精神を応援するユニークなサポート制度など、実体験を重視した学びの環境・制度を活用することで自主性を養い、学びへの関心を深め、人間形成全般へとつなげていくことを重視している。

第 3 は「送り出す - 将来につなげる、社会につなげる」ことである。一人ひとりが学び、修得したものを、どのように将来につなげ、社会に活かすことができるかを重視している。本学のカリキュラムは 4 年後の卒業時を常に意識し、基礎教育科目と専門教育科目がバランス良く有機的に配置されている。授業での学び以外にも、それぞれの個性に応じたきめ細かなキャリア支援で、学生の意欲・能力を高める取組みを行っている。

【資料 1-2-1（目白大学HP「目白大学の特色」）】

法令への適合については、以下のとおりである。

本学は、教育基本法第7条に掲げる「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」、そして学校教育法第83条に掲げる、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に基づき、「大学学則」第1条及び「大学院学則」第1条に「教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。」と規定している【資料 1-2-2（目白大学学則）】【資料 1-2-3（大学院学則）】。

また、大学設置基準第2条（教育研究上の目的）で掲げる「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に則り、「大学学則」第3条の2及び大学院設置基準第1条の2（教育研究上の目的）で掲げる「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に則り、「大学院学則」第6条の2において各々人材養成、教育目的等を方向付けることにより、各法令への適合を図っている。【資料 1-2-2（目白大学学則）】【資料 1-2-3（目白大学大学院学則）】

変化への対応については、以下のとおりである。

大学の使命・目的等は常に社会の変化や要請に応える必要があり、建学の精神を基盤としながら、その内容について社会の変化等に対応して見直す柔軟性を持つ必要がある。また、それらを広く周知する体制を整備し、(伝達)媒体や表現等についても常に見直し、学内外への周知を効果的に図ることが重要である。

本学では、建学の精神を現代的な視野から見直し、わかりやすく表現するために、昭和52（1977）年に当時の目白学園女子教育研究所内に「建学の精神研究部会」を設置しその見直しを図った。この見直し以降、本学の教育理念は学内外に広く定着してきた。

その後、平成26（2014）年度からスタートした本学の第3次中期目標・計画において、大学全体の教育の領域の中期目標として「時代のニーズに合った教育の基本方針について検討し、教育の改善を図る。」を掲げた。そして、中期計画では「本学が今日の社会において果たすべきミッションと拠って立つべき教育理念を明確化して全学に周知する。」を掲げた【資料 1-2-4（学校法人目白学園第3次中期目標・中期計画）】。

この計画に基づき平成26（2014）年度に「学士力検討委員会」を設置し、「学士力」を策定するとともに、全学に周知した。「学士力」は、学士課程において育成すべき資質・能力を示したものであり、教育目標にもなるものである。本学の学士力は、「人間性」「社会性」「知力」「健康」「向上心」の5つの要素からなる。具体的には以下のような資質・能力の育成を目指す。【資料 1-2-5（目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕）】

1. 人間性

(1)【誠実さ】仕事においても人間関係においても、誠実な人間になろうと努力することができる。

- (2)【優しさ】相手の立場を思いやる優しさや、生命を尊び自然を慈しむ心を保持し続けることができる。
- (3)【感性】芸術やスポーツ等の優れた文化的営みに素直に感動することができる。
- (4)【規律性】規律ある生活態度を維持していくことができる。

2. 社会性

- (1)【社会的な責任感】勤労を重視する態度と高い倫理観を身に付けた教養ある市民として、自己の社会的な責任を果たしていくことができる。
- (2)【社会貢献の意志】文化的背景や育った環境などを異にする他者と協働し、社会の発展に積極的に寄与していくことができる。

3. 知力

(1)【思考力】

- 〈自律的な思考と確かな判断力〉常に自分の頭で考え的確な判断を下すことができる。
- 〈科学的探究心〉ものごとの自明性を疑い、より多くのことがらを矛盾なく統一的に説明するにはどうすればよいかと考えることができる。
- 〈直観力〉ものごとの本質を直観的に捉えることができる。
- 〈相対化の力〉ものごとを相対化して考えることができる。
- 〈しなやかな知性〉人の意見に真摯に耳を傾け、その必要がある場合には自らの意見や考えを柔軟に修正することができる。

(2)【汎用的技能】

- 〈日本語運用能力〉高度な日本語の運用能力を身に付け、これによって他者の意見や主張を正しく理解し、自分の意思を相手に的確に伝えることができる。
- 〈英語運用能力〉国際共通語としての英語の基礎的な運用能力を身に付け、これによって世界の人々と英語で意思疎通を図ることができる。
- 〈情報活用能力〉情報リテラシーの基礎を身に付け、これを基に情報を収集・分析することや、新たに情報を表現・発信することができる。

4. 健康

- (1)【心身の健康】健やかな身体と豊かな心を自ら育んでいくよう努力することができる。
- (2)【自己管理力】健康の維持に努め、自己の生活を適切に管理することによって、明るい社会生活を送っていくことができる。

5. 向上心

- (1)【無知の知】自分はまだ不完全な人間であり、学ばなければならないことがたくさんあると自覚することができる。
- (2)【知的向上心】学ぶ楽しさや知る喜び、あるいは知的な感動などを体得し、この経験を基に自分をさらに高めようと努力していくことができる。
- (3)【求道心】正義と真理を探究する熱意や態度を持ち続けることができる。

以上に述べた大学の教育の理念、教育目的、教育目標等は、目白大学HP、目白大学Guide Book2017、学生便覧等に具体的に明文化・明確化している。

以上のとおり、本学では社会情勢の変化に機敏に対応し、使命・目的及び教育目的の現代化を図り実践してきた。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的及び教育目的の個性・特色を明示し、また、関係法令の趣旨に沿って、適切な目的を掲げている。これらの見直し等についても、今後、引き続き、常にその時代の社会情勢の変化、要請等に機敏に応じていくために、教育の理念や教育目的がその時代において、また、中長期的な視野において適切かどうか、検証・評価を図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、使命・目的及び教育目的に時代の状況や要請をよりの確に反映させるとともに、各学部・学科の教育の方針を具体的に示すために、平成 26（2014）年度から第 3 次中期目標・計画をスタートさせた。【資料 1-3-1（学校法人目白学園第 3 次中期目標・計画）】

学科ごとに教育、研究、管理・運営についての目標と計画を検討し、学部ごとに中期目標・計画を定めた。さらに全学としての中期目標・計画を定め、教授会で検討し、策定したものである。

大学全体の教育に関わる中期目標・計画に「時代のニーズに合った教育の基本方針について検討し、教育の改善を図る。」ことを掲げ、建学の精神、教育の理念に基づき大学の教育方針等を検討し、以下のような学部毎の中期計画を策定した。

(1) 人間学部

- ・ 社会人としての基礎力と自身が目指す職業領域についての高度な専門性を身につけ、自らに大きな自信と誇りを抱くことのできる人間へと学生を成長させる。

(2) 社会学部

- ・ 社会人としての基礎力と専門知識を習得し、主体的で積極的な態度を涵養する。

(3) 経営学部

- ・ 学位授与方針を見直し、明確化する。
- ・ 学士課程教育の見直しを図り、深い専門性と幅広い知識をもった学生を養成するための方策を講じる。

(4) 外国語学部

- ・ 本学の建学の精神に留意しつつ、学士課程共通の学習成果としての学士力と、言語・文化分野の学習成果に関する目標を明確化して、学位授与の方針の見直しを図る。

(5) 保健医療学部

- ・ 社会人としての基礎力と医療系職業人としての高度な専門性を持った学生を養成するため、基礎・教養教育と専門教育の関連性を明確化する。

(6) 看護学部

- ・ 教育方針と教育内容・方法の一貫性について検討する。
- ・ 教育内容・方法の改善点の有無を確認する。
- ・ 看護学士力の明確化を図る。

この中期計画のもとに年度計画を定め、各年度に2回の自己点検・評価を各学部・学科毎及び、全学で行っている。特に、9月末時点では前半の進捗状況を自己点検・評価し、実行できていない計画事項を把握し後半に実現できるようなPDCAサイクルで行っている。自己点検・評価結果については、各学部教授会、大学の審議機関である学部長等会議、職員の部長会で報告するとともに、理事長、常務理事、大学学長、短期大学部学長、中高等学校長、大学副学長、事務局長で構成する「経営企画本部会議」、理事会で報告している。このように、大学の使命、目的及び教育目的のもとに、具体的教育方針について役員、教職員の理解と支持を図っている。

使命・目的及び教育目的の学内への周知については、本学の建学の精神である「主・師・親」をすべての教室、会議室、執務室に掲額しており、また、学生便覧、学校法人目白学園HP等には「主・師・親」の精神と教育の理念を掲載し、その周知に努めている。新入学生については、学長及び理事長が告辞等の中で建学の精神と教育の理念の説明を行っている。【資料 1-3-2（学生便覧〔学生生活編〕平成 28（2016）年度入学生用）】【資料 1-3-3（学校法人目白学園HP「建学の精神」）】

学外への周知は、受験生や保護者に向け、大学の基本的な方針、各学部の人材養成に関する目的、教育目標等を目白大学 Guide Book 2017 及び目白大学大学院 2017 入学案内に掲載している。また、全方向のステークホルダーについては、目白大学HPに建学の精神、教育の理念を掲載し、その周知・広報を図っている。【資料 1-3-4（目白大学 Guide Book2017）】【資料 1-3-5（目白大学大学院 2017 入学案内）】【資料 1-3-6（学校法人目白学園HP「建学の精神」）】

使命・目的及び教育目的の中長期的な計画への反映については、すでに述べたように平成 26（2014）年度から開始した第3次中期目標・計画の「教育」の領域において、中期目標として、「時代のニーズに合った教育の基本方針を検討し、教育の改善を図る。」ことを掲げ、建学の精神、教育の理念を踏まえ今後の本学の教育の基本方針について検討することになった。そして、『育てて送り出す』を具現化するための教育の方策について検討する。」ことを掲げた。

本学の社会的使命である「育てて送り出す」教育については、中期目標としてその実質化を図るため以下の3点を明確化した。

- (1)主体的に学ぶ力を育成するとともに、学びの質を向上させる方策について検討し、実行する。
- (2)授業の質を向上させるための方策について検討し、実行する。
- (3)学部間、大学間の連携を強化し教育の相互交流を積極的に図る。

【資料 1-3-7（学校法人目白学園第 3 次中期計画・中期目標）】【資料 1-3-8（第 3 次中期目標・中期計画に係る「平成 27 年度計画の実施状況通年評価」及び「平成 28 年度以降の計画」）】

このように、本学の使命・目的及び教育目的については、中期目標・計画に明確に反映させ、かつその実質化を図っている。

また、使命・目的及び教育目的等の実現のため、平成 25（2013）年に大学、学科ごとに「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」（以下、「ディプロマポリシー」という。）「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」（以下、「カリキュラムポリシー」という。）「アドミッションポリシー（入学者の受け入れの方針）」（以下、「アドミッションポリシー」という。）を策定している。【資料 1-3-9（目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程）】

大学院についても、各研究科の開設時に設定した教育の基本方針、人材養成方針を見直し、平成 27（2015）年に研究科ごとに「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」を策定した。【資料 1-3-10（目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程）】

学部、大学院ともに、3つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を反映し、より具体化したものである。

全学共通教育については、平成 25（2013）年から初年次教育を実施しており、さらに本学では全学共通教育として教養教育の充実を重要な施策として掲げている。特に、中期計画として「幅広い職業人や教養ある市民を育成するために、教育方針を見直し、教育の改善を図る」ことを明示した。本学の教養教育を検討するにあたり、その基本目標として以下の 4 点を設定した。

- ① 社会人として教養の修得
- ② 専門を支える基礎的な教養の修得
- ③ グローバルな教養の修得
- ④ 豊かな人間性の涵養

そして、平成 30(2018)年度を目途に、「教養教育機構」の立ち上げを前提にして、平成 27（2015）年から「教養教育機構検討委員会」を設置し、本学における教養教育のための基本方針の企画・立案、実際のカリキュラムの編成等の検討を行っている。【資料 1-3-11（目白大学における教養教育の再構築に向けて〔教養教育検討委員会報告書〕）】

以上のように、使命・目的及び教育目的を達成するために第 3 次中期目標・中期計画においては、「教育」「研究」「管理・運営」の 3 つの柱を立てて、その柱ごとに学部ごとに目標・計画を策定し、実施に移し、しかも、学部・学科ごとに年度計画の進捗を管理し、自己点検・評価を行っている。また、新たな社会的な要請等に鑑み、本学の使命を達成できるような新しい学部のあり方を検討するプロジェクトを学長のもとに立ち上げ、平成 28（2016）年 2 月からプロジェクトを始動させ、平成 28（2016）年度に結論を出すべく取り組んでいる。

本学は教育研究活動の充実と社会貢献等をめざし、大学附属施設等として「心理カウ

ンセリングセンター」「メディカルスタッフ研修センター」「耳科学研究所クリニック」「教育研究所」「日本語教育センター」「国際交流センター」などを設置し、活動に取り組んでいる。平成 27（2015）年度には、さらに、「地域連携・研究推進センター」を立ち上げた。このセンターは、地域貢献、地域連携教育、産学官連携、教育研究活動を積極的に推進する目的で設置されたが、この活動を通して新時代にふさわしい新しい成果を創造しつつ、その蓄積をもって地域社会に、企業・自治体に、そして本学の教育研究に役立てることを目的にしたものである。【資料 1-3-12（地域連携・研究推進センターパンフレット）】

以上のとおり、本学では使命・目的及び教育目的について有効に定めており、これらの目的を達成するために必要な 7 研究科 12 専攻、6 学部 16 学科及び事務組織を整備している。【資料 1-3-13（目白大学学則）】【資料 1-3-14（目白大学大学院学則）】【資料 1-3-15（学校法人目白学園事務組織規則）】【資料 1-3-16 学校法人目白学園事務分掌等規程）】

（3）1－3 の改善・向上方策（将来計画）

教職員、学生の本学への帰属意識をさらに高めることが今後の大きな課題である。現在、FD（Faculty Development）、SD（Staff Development）などをとおして、教職員の研修活動を行っているが、さらに本学の使命・目的及び教育目的をわかりやすく、教職員や学生、特に新任の教職員や新入学生への周知・啓発を図ることが重要である。

これらを踏まえ、FD、SD 活動の内容や方法をさらに検討することが課題である。

【基準 1 の自己評価】

本学では建学の精神とその教育の理念に基づき、教育目標や教育方針を定め、広く社会に表明し、学内ではすべての教室・会議室・執務室に建学の精神である「主・師・親」を掲げ、その周知広報を図ってきた。また、平成 26（2014）年には時代のニーズに対応し、平易な表現を用いて「学士力」、すなわち育成する学生像を策定した。

人材養成に関する目的等については、大学、学科、研究科や専攻ごとに学則に規定し、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」に反映させ、学内外への周知を図ってきた。また、本学の中期計画にも反映させてきた。

以上のとおり、本学は、大学経営の基軸となる大学の使命・目的及び教育目的を適切に定め、大学全体に反映させるための学内体制を確立しており、基準 1 を満たしていると評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神や教育の理念を基盤として策定されたものである。受験生に求める能力や適性が明確に表現されており、受験生が自らに適した大学を選択する際の参考となっている。

本学のアドミッションポリシーは、「当該学科の求める学生像」として学科単位で、「大学 Guide Book2017」「大学院 2017 入学案内」「学生募集要項」「大学HP」等で明確に開示し、また年 6 回開催のオープンキャンパスや入試相談会等においても周知するよう努めている。

オープンキャンパスでは、学部・学科説明や学科ごとの模擬授業、イベント体験等を通じて、各学部・学科教育の内容や特色を説明し、希望者には個別に教員や職員との面談の中で説明・周知している。高等学校の教員向けには、刊行物の発送だけでなく、教員対象説明会を年に数回実施し、入試の概要や入試結果等に加えてさまざまな情報提供を行っている。

また、関東甲信越を中心に毎年 1,000 校を超える高校を入学センター職員が直接訪問し、アドミッションポリシーや入試制度等の各種情報について提供するよう努めている。

以上のとおり、本学では入学者受入れの方針の明確化と周知を十分に行っている。【資料 2-1-1（目白大学HP「アドミッションポリシー」）】【資料 2-1-2（目白大学入試ガイド 2017）】【資料 2-1-3（平成 28（2016）年度学生募集要項）】【資料 2-1-4（OPEN CAMPUS GUIDE 2015）】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では入試制度として、「AO 入試」「推薦入試（指定校・公募・内部）」「一般入試（A 日程/B 日程/C 日程）」「全学部統一入試」「文系・医療系別統一入試」「大学入試センター試験利用入試」の 6 種類の入学試験を用意している。この他に、外国人留学生、社会人を対象とした「特別入試」の制度も設けている。【資料 2-1-5（平成 28（2016）年度学生募集要項）】

本学ではアドミッションポリシーに沿って、上記の入試制度ごとに受入れ方針や選抜方法を明示し、各人の適性にあった入試制度で受験できる仕組みを整備している。

AO 入試制度は、アドミッションポリシーに照らし、本学及び志望学科の学生として適格か否かを多面的に検討して合否を判定する入学者選抜制度であり、学科ごとに評価

のポイント等の選抜基準を整え明示している。そして調査書、自己推薦書、面接等に基づいて、これまでの勉学・活動実績、志望動機、適性、抱負や意欲等について、総合的に評価している。

指定校推薦入試制度は、各学科で評定平均値を設定したうえで出願書類を審査し、小論文試験と面接を課しており、本学で学ぶための目的や意欲、またコミュニケーション力等を評価している。一方、公募推薦入試制度では、学生の一定の学力を確保するために小論文試験と面接を課し、それに高校在学中の評定平均値を数値化し加算した総合点で判定している。内部推薦入試制度は、目白研心高等学校生を対象としており、所要の選考基準に沿って厳正に実施している。

一般入試制度、全学部統一入試制度、文系・医療系別統一入試制度、大学入試センター試験利用入試制度は、通常の学力試験による入試制度であり、入学後の学科での学びに必要な科目を試験科目としている。

外国人留学生を対象とした特別入試制度は、文系全学部において、日本学生支援機構（JASSO）実施の「日本留学試験」の成績を利用し、書類審査と面接を課して総合評価を行っている。一方、社会人対象の特別入試は、全学部で小論文試験と書類審査及び面接による総合評価方式を採っている。

なお、大学院については研究科ごとにアドミッションポリシーに沿い一般入試、社会人特別入試、AO入試を実施している。

本学の入学試験については、「入学センター運営委員会」（学長、副学長、学務部長（入試担当）、事務局長、入試広報部長、入試課長）で年間の入試計画基本方針を策定し、その後学部長等会議での審議及び承認を経て確定する。また個々の入試実施に際しては、そのつど「入試対策委員会」（「入学センター運営委員会」構成員、学科長、各学科の入試広報委員）を開催し、確保すべき学生数等について検討する。このように新宿・岩槻両キャンパスを一本化した計画策定の下に全学体制を敷き、全教職員が適切な役割を担いながら厳正な入学試験を実施している。【資料 2-1-6（目白大学入試対策・判定委員会規則）】

試験問題作成に関しても、学長が指名した科目ごとの責任者を中心に、ミス防止のため作問・校正に相当な時間と労力をかけ、試験問題の取り扱いも厳重に行っている。具体的には、「入学試験問題作成・点検委員会」を主体に、科目ごとの部会を開催して厳正な環境下での作成に努めている。作成原稿提出後数回にわたる校正を経て問題が完成した後、入学試験実施までに再度の検証と確認作業を重ね、入試ミス防止の体制を整備している。

入試事務は、新宿キャンパスは入試広報部、岩槻キャンパスは入試課が所管しており、入試に関する具体的な業務である願書処理、試験監督者の決定、試験会場の設営、試験実施マニュアルの作成及び合格者の発表等を担当している。入学試験にあたっては、学長を本部長とする入試本部を設置し、事務担当部署を中心に全学部・学科及び大学事務局全部署が連携しながら遂行している。

合格者の判定は、試験結果に基づき、各学科で厳正かつ慎重に合否案を策定し、「入試判定委員会」（委員長は学長、構成員は「入試対策委員会」に同じ）において最終判定を行い合格発表を行っている。なお、以上の試験のほか、人間、社会、経営及び外国語学

部では編入学試験を実施している。

以上のとおり、本学ではアドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の学生定員及び在籍学生は、図表 2-1-1 に示すとおりである（平成 28（2016）年 5 月 1 日現在）。学科や年度により若干の差異は認められるが、概ね適切な範囲で推移している。

学部・学科ごとの入学定員に沿った適正な学生受入れ数については、毎年度、当該年度の在籍者数や良好な教育環境の確保を考慮しつつ、入試の進行に沿いながら「入試対策・判定委員会」で審議し決定している。平成 28 年度入試（平成 27 年度内入試実施）でも、ほぼ全ての学部で適正な入学者数を確保することができている。入学定員未充足学科については広報活動の強化などさまざまな対策を検討するとともに、学部学科の再編についても検討中である。

また、入学定員超過率についても教学管理を可能とする適正数であり、収容定員についても教学管理、進路指導管理を十分に行うことができる適正な学生数を維持している。

【資料 2-1-7（平成 28 年度学部・学科、入学試験種類別の受験者数、合格者数、倍率、入学者数一覧）】

図表 2-1-1 「学部・学科別入学定員、入学定員超過率、収容定員、収容定員充足率等一覧」

学部	学科	入学定員	平成28 (2016)年度 入学者数	平成28 (2016)年度 入学定員 超過率	4年間の平均 入学定員 超過率	収容定員	在籍 学生数	収容定員 充足率
人間	心理カウンセリング学科	120	135	1.13	1.14	500	538	1.08
	人間福祉学科	120	92	0.77	0.82	500	373	0.75
	子ども学科	140	141	1.01	1.04	580	562	0.97
	児童教育学科	50	67	1.34	1.31	200	262	1.31
	学部計	430	435	1.01	1.04	1,780	1,735	0.97
社会	社会情報学科	120	141	1.18	1.04	490	479	0.98
	メディア表現学科	120	122	1.02	1.09	490	496	1.01
	地域社会学科	80	98	1.23	1.16	330	331	1.00
	学部計	320	361	1.13	1.07	1,310	1,306	1.00
経営	経営学科	120	141	1.18	1.14	490	501	1.02
	学部計	120	141	1.18	1.14	490	501	1.02
外国語	英米語学科	80	108	1.35	1.23	330	364	1.10
	中国語学科	40	29	0.73	0.56	160	84	0.53
	韓国語学科	60	74	1.23	1.25	240	289	1.20
	日本語・日本語教育学科	40	53	1.33	1.03	160	173	1.08
	学部計	220	264	1.2	1.07	890	910	1.02
保健医療	理学療法学科	80	97	1.21	1.23	320	391	1.22
	作業療法学科	60	68	1.13	1.09	240	257	1.07
	言語聴覚学科	40	38	0.95	1.11	160	161	1.01
	学部計	180	203	1.13	1.18	720	809	1.12
看護	看護学科	100	116	1.16	1.13	400	438	1.10
	学部計	100	116	1.16	1.13	400	438	1.10
目白大学合計		1,370	1,520	1.11	1.08	5,590	5,699	1.02

以上のとおり、本学では全体として、入学定員、収容定員に沿った適正な在籍学生数の確保・維持ができており、各学部・学科においてもバランスのとれた状況を実現して

いる。

このうち、入学定員充足率が 1.3 を上回る学科については、経営企画本部会議において検討し、来年度の入学者数の管理や入学定員超過状況を改善していくこととした。

なお、大学院研究科の受入れ状況については、修士課程の収容定員充足率 63%、博士課程の収容定員充足率 44%となっている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

各学科の教育的効果が最大限引き出される入学者数・在籍者数については、経常的な検証・評価が必要であることを認識し、引き続き毎年度の入学者数の管理を強化・改善する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

(1)学士課程における教育課程編成方針

教育課程の編成に関しては、「目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則」を定め、全学共通の編成基準としている。同規則には、教育課程編成における条件と配慮すべき事項を定めている。各学部・学科では、同規定に加えて独自の教育課程の編成方針すなわち「カリキュラムポリシー」に基づいて課程を編成している。

「目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則」は、本学における教育課程が満たすべき条件として以下を定めている。【資料 2-2-1（目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則）】

- ①学校教育法、大学設置基準等の諸法令に反していないこと。
 - ②目白学園の建学の精神、本学の設置目的に適合していること。
 - ③本学の教育方針、教育目標に適合していること。
 - ④当該学科等の設置目的に適合していること。
 - ⑤本学の中期計画等に特段の定めある場合は、これに適合していること。
 - ⑥基礎教育等、学部横断的な課程については、各学科等の専門教育課程と調和のとれていること。
 - ⑦各学科等の専門教育課程で他の学科等との重複領域、隣接領域の科目を設定する場合は、相互に調和のとれていること。
 - ⑧必修科目を適切に設定する等の措置によって学科等の特色を明確に表現し、教育目標の実現に向かって学生を導く工夫がなされていること。等
- また、配慮すべき要件として、同規則に以下を定めている。

- ①本学の目指す人材養成、並びに当該学科等の人材養成目的
- ②学科等ごとの教育研究の特色
- ③大学全体としての調和、整合性
- ④大学教育としてふさわしい水準の確保
- ⑤学生の興味、関心
- ⑥教員組織と外部人材の可能性
- ⑦明確な構造化 等

この規則に定めた全体的方針を具体的に教育課程に活かすため、全学及び学科ごとのカリキュラムポリシーを定めている。カリキュラムポリシーは、学科ごとに原案を作成し、これを教授会で検討した上で最終案としている。カリキュラムポリシーは、学生便覧に明記し入学時オリエンテーションで説明を行うなど、学生への周知を図っている。また、大学 Guide Book2017 等にも掲載し受験生に周知するとともに、広く学外へ知らしめるために大学HPでも公開している。【資料 2-2-2(学生便覧〔規程一覧編〕平成28(2016)年度入学生用)】【資料 2-2-3 (目白大学 Guide Book2017)】【資料 2-2-4 (目白大学HP「カリキュラムポリシー」)】

本学のカリキュラムポリシーは、以下に示すとおりである。

【全学の教育編成方針】

1. 基本方針

- ・建学の精神に則り、本学の教育方針である「育てて送り出す」の具現化をめざす教育課程を編成する。
- ・知識基盤社会に生きる市民として必要な教養を養い、自ら思考し行動できる力を育てる教育課程を編成する。
- ・学科ごとに定める学位授与の方針ならびに教育目標との整合性、一貫性のある教育課程を編成する。
- ・専門的職業能力の修得を目的とする学科にあつては、専門知識および技術を獲得し、専門職者としての感性を磨き、現場で活用できる実践的能力を育成する教育課程を編成する。

2. 構成

- ・教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目、ならびに教員免許等各種資格の取得に関する科目から構成し、必要に応じてそれぞれに下位の科目区分を設ける。
- ・開講科目は学生の履修に関して、必修科目、選択科目、自由科目に区分し、履修年次を定める。

3. 基礎教育科目

- ・基礎教育科目は、広範で多様な教養の涵養と基礎学力の向上を目指し、キャリア形成または基礎演習、教養、外国語、スポーツ・健康の各科目群から構成し、バランスの取れた多様な科目を配置する。
- ・学生の主体的な学びの姿勢、広い視野に立った問題意識や課題意識の育成に配慮する。

4. 専門教育科目

- ・専門教育科目は、各学科の設置目的、人材養成目的、学習到達目標に向けて、科目の体系

性と順次性に充分配慮する。

- ・課題探求能力や問題解決能力の育成に配慮する。
- ・専門知識の修得と共に、その知識を活用する能力の育成に配慮する。

5. 基礎教育科目と専門教育科目との連携

- ・幅広い視野と確実な基礎力を持った人材を育成するために、基礎教育科目と各学科の専門教育科目との有機的な連携を図る。

6. 教員免許等各種資格の取得に関する科目

- ・教員免許等各種資格の取得に関する科目は、関係法令、規則に則るとともに、本学の独自性を加味した科目構成とする。
- ・教職課程については、幅広い視野を持ち、豊かな人間力を具えた教師を育成するように配慮する。
- ・その他の資格取得に係る科目にあっては、各学科の教育課程とのバランスに配慮する。

【人間学部】

[心理カウンセリング学科]

1. 広く人間を理解し社会のさまざまな分野における対人関係の合理的かつ現実的な問題解決ができ、他者への援助能力を育成するカリキュラム編成とする。
2. 基幹科目で概論科目を学び、順次基礎心理学から応用心理学およびカウンセリング関連科目を配置し、心理学の基礎知識と応用および技能が結びつくよう科目の連携を図る。
3. 1年次より基礎心理学科目および演習科目を学び、自ら考え学習する能力を養い、2年次以降将来の進路に合わせてコースを選択できるよう運用する。

[人間福祉学科]

1. 人間の福祉と介護に関する基幹科目、人間性の理解、社会福祉制度・政策、福祉支援に関する知識と演習および実習を通じて、福祉社会に向けた研究および福祉実践能力を備えた人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の専門分野間の連携を前提とした国家資格取得の講義科目を配置するとともに、臨床的実践教育の重要性を踏まえ、総合的で段階的な講義、演習、実習科目を配置する。
3. 専門科目の相互理解を重視し資格取得の動機付けを促進するとともに、地域福祉、高齢福祉、障害福祉、子ども家庭福祉等の進路に係るキャリア形成で主体的な選択ができるように促す。

[子ども学科]

1. 福祉と教育のコラボレーションに基づいた子ども理解を教育研究の基本的な課題とし、保育と児童福祉に係わる実践的能力に優れた専門家を養成するカリキュラムを編成する。
2. 1年次より実践的な能力を育成するために専門技術を学ぶ実技科目を導入し、さらに、保育と教育に関する科目や基礎技能に係わる科目で保育の本質および目的の理解を深めることのできる配置とする。
3. 福祉と教育の現場に応えるべく、実践的な科目を多く配置し人間関係、問題解決能力、表現力など、学生自身の人間性の涵養および行動の変容を図る。

[児童教育学科]

1. 児童の成長と発達ならびに障害を理解し、児童の健全な成長に必要な援助や教育ができる能力や技能を育成できるカリキュラムを編成する。
2. 基幹科目の下に、発達と支援、多文化共生、感性と表現、教育現場と実践、学校教育の5分野を置き、広い視野から総合的かつ臨牀的な専門性を高めるカリキュラム編成とする。
3. 5分野のコラボレーションを重視し、また実習および演習科目と有機的に関連させ、学習効果を高める運用を図る。

【社会学部】

[社会情報学科]

1. 人間の心理と情報の相互作用で生起するさまざまな社会現象に対して、情報を切り口に考究できる学際的なカリキュラムを編成する。
2. 基幹科目と社会学的手法を習得する実習科目の下に、心理、情報、社会マネジメントの3要素を核にした6系列群からなるユニット制を配置する。
3. 運用にあたっては、各ユニットを相互に関連させることで、補完的かつ有機的に諸科学を組み合わせた学習を促す。

[メディア表現学科]

1. メディアを有効に活用するための基礎知識と基本技能を習得し、効果的なコミュニケーション能力と幅広いクリエイティブな能力を育成できるカリキュラムを編成する。
2. メディア論などの基幹科目を置き、学科の目的を的確に伝達するとともに、表現に関する講義科目とそれに関する演習科目を機能的に結び、知識と技能等の連携を図れる領域横断的な科目配置とする。
3. 専門教育科目に複数のフィールドを設定し、ゼミや将来の進路と連動させた学習を促す。

[地域社会学科]

1. 現場での観察や調査を繰り返しながら、フィールドワークの知識や技法を学び、世の中のさまざまな問題を発見し解決する能力と感性を涵養し、深い教養と高い見識を育成できるようにカリキュラムを編成する。
2. フィールドワークの方法を学ぶ基幹科目から、地域社会学の基礎理論を学ぶ形成科目を経て、地域社会と現代社会の諸問題に学際的視点からアプローチする展開科目へとステップアップできるように専門教育科目を配置する。
3. 講義科目の履修と並行し、基礎、応用、創造の演習科目の履修を通して、実践から理論へというフィードバック型カリキュラムの運用を図る。

【経営学部】

[経営学科]

1. 企業経営に関する知識を身につけ、複雑化する現代経済社会で解決を要する経営問題を数量的および実証的に分析し、的確に判断して意思決定できる能力を育成するカリキュラムを編成する。
2. 経営学概論等の基幹科目から、専門コースごとの学びを深めるために会計学、経営管理、マーケティング、ホスピタリティ・マネジメントの4分野の専門教育科目と専門共通科目、およびゼミを配置する。
3. 学生の興味と関心、および将来の進路希望に合った専門コースを選択させ、ゼミを中心と

する個別指導の充実を図る。

【外国語学部】

[英米語学科]

1. 英語の基本的技能を身につけ、イギリス及びアメリカの事情について基礎的なまた幅広い知識を習得し、英語を駆使しながら国際的視点に立って考えることができる人材育成を可能とするカリキュラムを編成する。
2. 英語の技能の向上、言語理論の理解、比較文化、国際関係、英米の事情研究、さらに半年間の英語圏への留学を施行することで、総合的に英語の習得を目指す科目構成とする。
3. 1、2年次において英語の技能の集中的訓練を行い、3年次以降において実用英語を中心とした英語の高度な実践的能力の育成を目指し、また文化、歴史、社会など英米事情に関する知識と理解の増進を図る。

[中国語学科]

1. 実用的な中国語の能力を身につけ、中国事情について基礎的な幅広い知識を習得し、さらに国際的な視点に立って考えることができる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 段階的に習得できる中国語の科目、中国について幅広く学べる中国事情の科目、現地において言語と生活文化を習得する臨地研修を設け、国際的観点の練成のため言語理論、国際社会認識、多文化理解、危機管理の科目群を配する。
3. 1、2年次においては十分な中国語の基礎力を育成した上で、3年次以降において中級上級の中国語の実践的能力の育成を目指し、また文化、歴史、社会など中国事情に関する知識と理解の増進を図る。

[韓国語学科]

1. 実用的な韓国語能力を身につけ、韓国事情について基礎的な幅広い知識を習得しながら、国際的な視点に立って考えることができる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 幅広く習得、活用できる韓国の言語、現地言語と生活文化を習得する韓国事情と臨地研修を設け、専門の知識や理解を向上するセミナーおよび卒業研究の区分を配する。
3. 1年次において十分な韓国語の基礎力を育成した上で、2年次以降は、単位互換制度に基づく交換留学を実施し、帰国後、3、4年次において高度な韓国語能力の育成と韓国事情の知識と理解の増進を図る。

[日本語・日本語教育学科]

1. 国際語の一つとしての日本語に習熟し、日本文化の特質を他文化と比較し、国際的な視点に立って考えることができる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 日本の基層文化への認識を深め、優れた教養人を育成することにより、国際的観点による練成により異なる文化を持つ人々を教えられる日本語教員や、学校教育の場での国語科教員を養成する多様な科目群を配置する。
3. 1年次において、日本語、日本語教育、社会・文化・地域の3分野について十分な基礎力を育成した上で、2年次以降、段階的により高度な専門的および実践的能力の育成と知識と理解の増進を図る。

【保健医療学部】

[理学療法学科]

1. 医学、健康に関する基礎知識と理学療法全般に関する専門的知識、技術を習得するとともに、研究能力を身につけ、地域医療の発展に貢献できる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 地域をキーワードとした教育、研究、臨床を重視し、臨床教育の重要性を踏まえ、1年次からの段階的系統的な臨床実習、医療関連職種の連携構築のための専門教育科目を配置する。
3. 医療人としての資質、知識、技術を高め、問題解決能力を習得するために、順次性を配慮した体系的な学習を促すよう運用する。

〔作業療法学科〕

1. 医学、健康に関する基礎知識と作業療法全般に関する専門的知識、技術を習得するとともに、研究能力を身につけ、地域医療の発展に貢献できる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 地域をキーワードとした教育、研究、臨床を重視し、臨床教育の重要性を踏まえ、1年次からの段階的系統的な臨床実習、医療関連職種の連携構築のための専門教育科目を配置する。
3. 作業療法は小児から高齢者、身体障害から精神障害者までを対象とするので、柔軟な問題解決能力を養成するため、順次性を配慮した体系的な学習を促すよう運用する。

〔言語聴覚学科〕

1. 医学、健康に関する基礎知識と言語聴覚療法全般に関する専門的知識、技術を習得するとともに、研究能力を身につけ、地域医療の発展に貢献できる人材を育成するカリキュラムを編成する。
2. 地域をキーワードとした教育、研究、臨床を重視し、臨床教育の重要性を踏まえた臨床実習、医療関連職種の連携構築のための専門教育科目を配置する。
3. 医療人としての資質、知識、技術を高め、問題解決能力を習得するために、順次性を配慮した体系的な学習を促すよう運用する。

【看護学部】

〔看護学科〕

1. 人間性豊かな感性と専門的実践力を培い、多様な健康ニーズや社会に柔軟に対応できる問題解決能力を持ち、地域医療に貢献できる看護師および保健師を育成するカリキュラムを編成する。
2. 人間理解、社会制度および生活者の健康の総合的理解、人間の成長発達と生活の場の理解、看護の実践に必要な知識、技術、態度の習得、看護の将来的発展と統合のための科目群を配置する。
員を養成する多様な科目群を配置する。
3. 学生の幅広いニーズと自主性を尊重し、人間力を培う基礎教育科目の選択の機会を拡大し、臨地実習での実践を重要視した運用を図る。

以上が各学科のカリキュラムポリシーである。

各学科のカリキュラム全体の変更や授業科目の変更の際には、「目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則」に定める編成条件及び配慮事項を踏まえ、さらに各学科のカリキュラムポリシーに即したものになるよう、学科会議で検討し、教務委員

会での議論を経たうえで、学部教授会、学部長等会議、および大学運営評議会での審議を行っている。【資料 2-2-5（目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則）】

さらに、学生の実情や社会的要請に即した教育課程を編成するため、カリキュラムポリシーに関する継続的な検討を行っている。平成 26（2014）年 4 月に策定された第 3 次中期目標・計画では、中期目標として「時代のニーズに合った教育の基本方針の検討」「教育の基本方針に即したカリキュラムの体系化」を掲げ、学科ごとにカリキュラムポリシー及びカリキュラムの反映手法について具体的に検討し、その途中経過を学部教授会・学部長等会議で定期的に審議している。

(2) 大学院における教育課程編成方針について

修士課程および博士後期課程のカリキュラムポリシーについては、「目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程」で各研究科・各専攻のカリキュラムポリシーを定めている。以下に、各研究科・各専攻のカリキュラムポリシーを示す。【資料 2-2-6（目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程）】

【国際交流研究科】

[国際交流専攻]

1. 政治・経済・地域研究など社会科学的分野を中心とする「国際・地域社会コース」と歴史・思想・文化比較など人文科学的分野を中心とする「地域文化・交流コース」の 2 つの科目群を設置して、学生各自がその興味・関心に沿った科目を両科目群から自由に幅広く選択し履修することができるようにカリキュラムを編成する。
2. 1 年次春学期に基幹科目「国際交流研究基礎論」を履修した後、1 年次秋学期の「国際交流研究演習」、2 年次春学期の「修士論文指導演習 1」、同秋学期の「修士論文指導演習 2」において、指導教員のもとで専門領域に関する研究を深め、研究テーマに関する指導を受けられるように演習科目を軸にした必修科目を配置する。
3. 学生自らが計画を立てて現場に赴き、調査研究を行ってその成果を報告書にまとめるスタイルの実践的・行動的な研究手法を推奨する視点から、フィールドワークによる調査研究や社会人学生の職場経験を活かす学外実習科目「臨地研究」を設置する。

【心理学研究科】

[心理学研究科全体]

現代心理学および臨床心理学の専攻に関わる独自性と汎用性を習得するためにクローズド科目の他に複数の開放科目を設け各自の学習目標に応じて自主的に学ぶことができる。

[現代心理学専攻]

1. 心理学の幅広い領域での最新知識と科学的心理学の方法論を学び、また心理援助学の基本を習得できるようにする。
2. 興味のある領域やテーマに関しては、更に深く学び、研究論文指導が実施され、自立した専門家としての基礎づくりがなされる。
3. 1、2 に加え、カリキュラムは全体として社会性のある研究者、高度な実務専門家としての成長を促されるように組立てられている。

[臨床心理学専攻]

1. 心理士養成指定大学院として公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会により第1種に指定されたカリキュラムである。
2. 学内外の実習を通して、心理アセスメントや心理療法・カウンセリング、コンサルテーション、および臨床心理学的研究などを進めていくための専門的な知識と技術を習得できるようにする。

[心理学専攻（博士後期課程）]

1. 心理学の高度な研究者および専門的職業人として活躍できるようにする。
2. 入学時に主たる指導の教員を決定し、3年間一貫した指導を受けて、計画的に博士請求論文を完成できるようにする。
3. 心理学の諸領域の特殊研究科目7科目から学生は3科目以上を選択履修して、自立して研究活動を行う能力およびその基礎となる人間性に関する豊かな学識を身につけることができるようにする。なお、すでに査読つき学会誌論文を有している場合には在学期間を短縮できる。

【経営学研究科】

[経営学専攻]

1. 所定の期間以上在学し、研究指導教員の担当する科目を含めて30単位以上を修得し、かつ修士論文または特定課題研究論文を計画的に完成できるようにする。
2. 全ての組織を対象とする経営学、会計学、マーケティング等についての諸科学に基づいて、経営についての高度な教育を目的としてカリキュラムを編成する。
3. 専攻分野の専任教員のゼミにおける指導と講義を通じて経営に対する高度な能力を修得する。

[経営学専攻（博士後期課程）]

所定の期間以上在学し、研究指導教員の担当するゼミを通して一貫した体制のもとで 研究指導を受けるとともに、必修科目8単位及び選択科目6単位以上の合計14単位以上を修得し、かつ所定の学期において論文を完成できるようにする。

【生涯福祉研究科】

[生涯福祉専攻]

1. 生涯福祉および保育・発達支援と関連領域の知識の統合を目指す。(1)生涯福祉および保育・発達支援という観点から福祉的援助課題や発達援助課題の特徴と支援のあり方について高度な専門性を修得できる。(2)生涯福祉に関わる福祉基幹科目に加えて、福祉の各専門科目、発達・保育・教育の科目、介護方法、福祉経営の科目を系統的に履修できる。(3)福祉関連領域である生命倫理、人権擁護、心理学、教育学、医学など幅広く履修することで、生涯福祉および保育・発達支援と統合して理解を図ることができる。
2. 関連する研究科の科目の履修と資格の取得が可能。(1)臨床発達心理士受験資格（指定科目単位認定済）、幼稚園専修免許も取得できるカリキュラムを編成している。(2)心理学研究科およびリハビリテーション研究科の開放科目が受講でき、幅広い視点で学ぶことができる。
3. スモール・ステップで丁寧な論文指導。(1)修士論文指導のため1年次から必修科目の特別

研究Ⅰ～Ⅳが設定され、デザイン発表Ⅰ、Ⅱ、中間発表で研究を深めるように配慮されている。

【言語文化研究科】

[言語文化研究科全体]

言語文化学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。

1. 専攻に関わる言語の高度な運用能力を涵養することを目的とした科目群（各専攻の教育課程編成・実施の方針参照）
2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科共通科目
（「言語習得論」「語用論」「音声学特論」「対照言語学特論」「言語統計論」「国際理解特論」「異文化研究史論」「政治言語文化論」「日本民俗文学論」等）
3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（各専攻の教育課程編成・実施の方針参照）

[英語・英語教育専攻]

英語学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。

1. 高度な英語コミュニケーション能力を涵養することを目的とした科目群（「Seminar in English Presentation Skills」「Seminar in Cross-cultural Communication」「発音・イントネーション指導研究」「臨地研究」等）
2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科共通科目
（「対照言語学特論」「国際理解特論」「異文化研究史論」等）
3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（「早期英語教育学」「早期英語教育とマザーグース」「英語教育学特論」「英語教授法・授業学研究」「Material Design for English Education」「Multimedia and ICT in English Education」「英語学特論」「英文法特論」「英米文化特論」「イギリス児童文学特論」「研究論文指導演習」等）

なお、これらの科目のうち必要な科目を履修することにより、英語専修免許状を取得することも可能である。

[日本語・日本語教育専攻]

日本語学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。

1. 高度な日本語運用能力を涵養することを目的とした科目群（「現代日本語文法研究」「現代日本語語彙研究」「臨地研究」等）
2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科共通科目
（「対照言語学特論」「国際理解特論」「異文化研究史論」等）
3. 専門的知識と学問的実践力を養うことを目的とした科目群（「日本古典語史研究」「日本近代語史研究」「日本漢籍研究」「日本漢語研究」「中間言語研究」「日本語学習支援研究」「教材開発研究」「海外日本語教育機関研究」「言語教育比較研究」「授業法研究」「研究論文指導演習」等）

なお、これらの科目のうち必要な科目を履修することにより、国語専修免許状を取得することも可能である。

[中国・韓国言語文化専攻]

中・韓国語学修成果を獲得させるために、概略以下のような科目群を開設することとする。

1. 中国語または韓国語の高度な運用能力を涵養することを目的とした科目群（「中国言語翻訳演習」「中国言語通訳演習」「中国言語表現演習」「韓国語文法研究」「韓国語音韻研究」「臨地研究」等）
2. 言語や文化に関する幅広い教養と横断的な視野を育むことを目的とした研究科（及び専攻）共通科目（「対照言語学特論」「国際理解特論」「異文化研究史論」「東アジア古典文化研究」「東アジア現代文化研究」「東アジア言語研究」「東アジア思想研究」等）
3. 専門的知識と学問的实践力を養うことを目的とした科目群（「中国言語理論」「中国現代文法論」「中国文化理論」「中国文化伝播論」「中国社会文化研究」「中国歴史文化研究」「中国メディア研究」「中国言語書誌研究」「中国現代文学研究」「韓国言語文化研究」「韓国語文法研究」「韓国語史研究」「韓国語音韻研究」「韓国語通訳翻訳研究」「韓国語教育研究」「韓国語科教材研究」「韓国語教育研究・実習」「韓国中世近世文学研究」「韓国近代文学研究」「研究論文指導演習」等）

なお、これらの科目のうち必要な科目を履修することにより、韓国語教育資格(Teaching Korean as a Foreign Language)（本学が韓国の協定校と共に独自に授与する資格）を取得することも可能である。

【看護学研究科】

[看護学専攻]

看護学研究と実践が、その対象および方法において広範囲であることより、本専攻を3分野（看護マネジメント学分野、コミュニティ看護学分野、ウィメンズヘルス看護学分野）に分け、選択した分野を専門的に学修する。分野の高度な専門知識を学修するために近接領域の科目を含めてコースワークを充実させる。また、現職社会人が興味を持って学べるような理論と実践のつながり及び発展的内容を教授する。

1. 看護学のより高度な専門知識を学修し、看護を開発し実践するための基盤となる看護専門科目を必修科目として開設する（看護理論特論、看護倫理特論、看護研究方法論）。
2. 看護実践および研究を多角的に思考し共同研究に参加できるための基本的知識を得るために共通科目群に隣接科目を開設する（臨床心理学・コンサルティング理論、地域社会学特論、保健統計学（基礎・応用）、医療マネジメント特論、国際援助論）。
3. 認定看護管理者受験資格取得のための科目を共通科目群及び専門科目群に配置し、看護マネジメント学分野を主に、他分野からも選択履修ができるようにする（看護マネジメント学特論1~4、医療マネジメント特論、コンサルティング理論）。
4. 各分野に演習科目を置き、研究課題に対して複数の教員と学生が交流し指導するチームティーチングをすすめる。
5. 研究指導のための科目「特別研究」は1年次より主指導教員によって2年～3年間（長期履修制度）の論文作成までを計画的に指導する。

【リハビリテーション学研究科】

[リハビリテーション学専攻]

1. 本専攻の3分野に共通する基幹・必修科目では、基本および発展的な理論を学び、責任

ある専門職者として修士課程の研究遂行に必要な学修を行う。

2. 各分野の特論と演習は、選択必修科目として、高度専門知識を修得することで、さらに専門性を高める。
3. リハビリテーション学の発展に必要な医学、心理学、工学、教育学、社会制度などにかかわる科目と生涯福祉研究科開設科目は、選択科目にして、幅広い履修を可能にする。
4. 各分野の選択必修科目である特別研究では、院生の問題意識に沿った研究テーマの決定から修士論文の完成まで、1年次から計画的な研究指導を行う。

以上が各学科、大学院各専攻のカリキュラムポリシーである。カリキュラムポリシーについては、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーとともに、大学HPにおいて公表している。【資料 2-2-7（目白大学HP「大学紹介」「大学院について」）】

このカリキュラムポリシーのカリキュラムへの反映については、各学科のカリキュラムポリシーと学生の実態を踏まえて、各学科会議等において授業科目設定の理由等を検討し、その結果を教務委員会で審議し、さらに学部教授会、学部長等会議での審議、決定を経て、カリキュラムポリシーに則った体系的な科目の開設を行っている。

(3) 基礎教育（教養教育）・教職課程の編成方針

基礎教育科目は、①広範で多様な教養の涵養と基礎学力の向上を目指し、キャリア形成または基礎演習、教養、外国語、スポーツ・健康の各科目群から構成し、バランスの取れた多様な科目を配置する、②学生の主体的な学びの姿勢、広い視野に立った問題意識や課題意識の育成に配慮する、の2点を定め、この方針に沿った編成を行っている。

教員免許等各種資格の取得に関する科目については、①教員免許等各種資格の取得に関する科目は、関係法令、規則に則るとともに、本学の独自性を加味した科目構成とする、②教職課程については、幅広い視野を持ち、豊かな人間力を具えた教師を育成するように配慮する、③その他の資格取得に係る科目にあつては、各学科の教育課程とのバランスに配慮する、をカリキュラムポリシーとして定め、この方針に沿った編成を行っている。

なお、全学の教養教育の在り方については平成 27（2015）年度に教養教育検討委員会を設置し、現在検討中である。

以上から、本学では、教育目的を踏まえた課程別の教育課程編成方針を適切に設定・明示しており、2-2-①の基準を満たしていると判断する。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 単位制度の実質化

単位制度の実質化を実現するための方策として、本学では履修登録単位数の上限の設定や、成績評価基準の厳格化等を実施している。【資料 2-2-8（履修規程）】【資料 2-2-9（目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程）】

単位数の上限設定について、学士課程の1学期あたりの履修登録単位については、「目白大学学則」および各学部の履修規程で上限を定めている。原則として1学期に24単位を上限としているが、人間学部子ども学科（1年次に年間54単位、2年次に年間56

単位)、保健医療学部の3学科(30単位)、看護学部看護学科(30単位)の5学科では、上限が他の学科より高くなっている。これは、学外実習の履修条件となる単位数が多く、1、2年次に履修すべき単位が多くなっているためである。

修士課程においては、研究科ごとに上限の設定は異なるものの、国際交流研究科(1学期10単位)、心理学研究科(1学期18単位)、生涯福祉研究科(1学期18単位)、リハビリテーション学研究科(1年次24単位)、看護学研究科(1年次24単位)では履修規程で上限を定めている。

また、学士課程の単位認定に際しては、シラバスの「授業のねらい」「学生の学習目標」で学習目標を明示し、さらに「評価の方法および観点」で具体的な評価基準と配点を明示し、これらに基づいて成績評価及び単位認定を行っている。【資料2-2-10(シラバス)】

(2)編成方針に即した体系的教育課程の編成

本学の教育課程は、新宿キャンパスでは基本的に全学部、全学科共通である。岩槻キャンパスでは、ほぼ共通であるが、一部、学科の特性に応じた独自科目を設置している。

新宿キャンパスの基礎教育科目は図表2-2-1に示すとおり、「キャリア形成科目」、「教養科目」、「外国語」及び「スポーツ・健康科目」の各科目群で構成している。「キャリア形成科目」はベーシックセミナー、キャリアデザイン、表現演習及び情報活用演習からなり、「教養科目」は人間、文化、歴史と社会、科学と技術及び総合で構成している。基礎教育は主体的な学びの姿勢、専門教育を学ぶための基礎学力と、社会人として必要な教養を養うことを目的としている。さらに、全学のカリキュラムポリシーに掲げられている「学生の主体的な学びの姿勢」の涵養を実現するため、「キャリア形成科目」内に1年次必修科目「ベーシックセミナー」を開設し、少人数クラスによるアクティブラーニングを導入した授業を実施している。

図表2-2-1「新宿キャンパス基礎教育科目構成」

科目 区分	キャリア形成科目				教養科目					外国 語	スポーツ・ 健康科目
	ベー シッ クセ ミナ ー	キャ リア デザ イン	表現 演習	情報活用 演習	人 間	文化	歴史 と社 会	科学と 技術	総 合		
科目数	2	6	2	6	17	19	17	19	7	27	3

岩槻キャンパスの基礎教育科目は図表2-2-2に示すとおり、「教養科目」、「基礎演習」、「スポーツ・健康」及び「外国語」で構成している。医療専門職に就くことを前提としており、専門教育のための基礎学力の養成に加えて、患者と信頼関係を結ぶために必要な能力、社会に対する幅広い視野と知識を修得することを目的としている。

図表2-2-2「岩槻キャンパス基礎教育科目構成」

科目区分	教養科目	基礎演習	スポーツ・健康	外国語
科目数	15	7	4	10

専門教育科目は、全学科において領域等によって科目を区分し、資格取得やコース等と対応して、体系的な学習となるよう配慮している。

学科別の科目区分は図表 2-2-3 に示すとおりである。

図表 2-2-3 「専門教育科目区分と科目数」

学部	学科	科目区分と科目数（カッコ内に示す）
人間学部	心理カウンセリング学科	基幹科目（4）、心理学各論（12）、方法論（3）、心理学演習（4）、心理学特講（14）、カウンセリング特講（17）、研究法特講（4）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（5）
	人間福祉学科	基幹科目（5）、人間性の理解に関する科目（18）、人間の福祉に関する科目（12）、社会福祉制度・政策に関する科目（8）、福祉支援に関する科目（25）、演習（10）、実習指導（6）、実習（3）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（7）
	子ども学科	基幹科目（3）、子どもの文化・遊びに関する科目（14）、保育・教育に関する科目（30）、発達・福祉支援等に関する科目（24）、実習・実習指導（10）、セミナー・卒業研究（6）
	児童教育学科	基幹科目（11）、発達と支援（9）、多文化共生（7）、感性と表現（8）、教育現場と実践（13）、学校教育（9）、発展科目（4）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（5）
社会学部	社会情報学科	学部共通科目（7）、基幹科目（4）、社会情報コア方法論（11）、社会心理・コミュニケーション系列（11）、食・健康プロデュース系列（12）、アパレル・デザイン系列（12）、空間・環境プロデュース系列（12）、ソーシャルデザイン系列（11）、マーケティング・企業経営系列（12）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（5）
	メディア表現学科	学部共通科目（7）、基幹科目（8）、インターフィールド科目（16）メディア・コミュニケーション・フィールド（12）、放送プロデュース・フィールド（11）、広告クリエイション・フィールド（11）、デザイン&アートフィールド（11）、エンターテインメント・プランニング・フィールド（11）、システムデザイン・フィールド（10）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（5）
	地域社会学科	学部共通科目（7）、基幹科目（7）、形成科目（16）、展開科目（35）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（3）
経営学部	経営学科	基幹科目（6）、会計学分野（12）、経営管理分野（12）、マーケティング分野（12）、ホスピタリティ・マネジメント分野（12）、経営総合科目（9）、専門共通科目（12）、セミナー・卒業研究（5）
外国語学部	英米語学科	言語理論（8）、国際社会認識（3）、多文化理解（3）、危機管理（3）、英米言語（29）、英米事情（26）、臨地研修（2）、セミナー・卒業研究（5）
	中国語学科	言語理論（8）、国際社会認識（3）、多文化理解（3）、危機管理（3）、

		中国言語（34）、中国事情（12）、臨地研修（6）、セミナー・卒業研究（5）
	韓国語学科	言語理論（8）、国際社会認識（3）、多文化理解（3）、危機管理（3）、韓国言語（29）、韓国事情（22）、臨地研修（6）、セミナー・卒業研究（5）
	日本語・日本語教育学科	言語理論（8）、国際社会認識（3）、多文化理解（3）、危機管理（3）、日本語（5）、社会・文化・地域（21）、日本語教育（6）、臨地研修（4）、セミナー・卒業研究（5）
保健医療学部	理学療法学科	専門基礎科目（34）、理学療法専門科目（40）
	作業療法学科	専門基礎科目（34）、作業療法専門科目（46）
	言語聴覚学科	専門基礎科目（25）、言語聴覚専門科目（56）
看護学部	看護学科	人間理解領域（12）、社会連携領域（9）、看護の基礎領域（8）、看護実践領域（35）、看護の統合領域（8）

大学院は、基礎となる学部・学科の研究の深化と現代社会が求める高度専門職業人の養成を目的としており、学部における教育課程を発展させた授業科目を基本としており、図表 2-2-4 に示すとおりである。

図表 2-2-4 「大学院科目区分と科目数」

研究科	専攻	課程	科目区分と科目数（カッコ内に示す）
国際交流研究科	国際交流専攻	修士	基幹科目（1）、国際・地域社会コース（14）、地域文化・交流コース（14）、臨地研究（2）、演習（3）、
心理学研究科	現代心理学専攻	修士	現代心理学方法論（4）、現代心理学特論（12）、心理援助特論（12）、研究指導（1）
	臨床心理学専攻	修士	臨床心理学基礎科目（8）、臨床心理学専門科目（16）、研究指導（1）
	心理学専攻	博士後期	研究指導科目（5）、特殊研究科目（6）
経営学研究科	経営学専攻	修士	経営学分野（30）、共通科目（2）、研究指導（4）
		博士後期	研究指導科目（6）、特殊研究科目（12）
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻	修士	基幹科目（5）、福祉関連科目（9）、保育・発達支援関連科目（8）、倫理・権利関連科目（2）、演習科目（8）、特別研究（4）
言語文化研究科	英語・英語教育専攻	修士	研究科共通科目（9）、英語文化（6）、英語教育（8）、臨地研究（2）、研究論文指導演習（4）
	日本語・日本語教育専攻	修士	研究科共通科目（9）、日本語学（6）、日本語教育学（6）、臨地研究（2）、研究論文指導演習（4）
	中国・韓国言語文化専攻	修士	研究科共通科目（9）、専攻共通科目（4）、中国言語文化（12）、韓国言語文化（10）、臨地研究（2）、研究論文指導演習（4）

リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	修士	基幹科目 (5)、展開科目 (8)、理学療法リハビリテーション分野 (4)、作業療法リハビリテーション分野 (4)、言語聴覚療法リハビリテーション分野 (4)、特別研究 (3)
看護学研究科	看護学専攻	修士	共通科目 (11)、看護マネジメント分野 (4)、コミュニティ看護学分野 (4)、ウィメンズヘルス看護学分野 (4)、特別研究 (3)

さらに、教育課程編成方針に沿ってカリキュラムが体系的に編成されているか確認するため、本学では学科ごとにカリキュラムマップを作成している。各学科が作成したカリキュラムマップは教授会で報告され、全教員への情報共有が図られている。【資料 2-2-11 (各学科のカリキュラムマップ)】

(3) 教授方法の改善のための工夫・開発

教授方法の改善に関して、新宿、岩槻両キャンパスにFD実施委員会があり、教育内容の改善のための組織的研修や研究、教員の教育技術に関する事項を任務として実際の活動を推進している。FD実施委員会については、「目白大学新宿キャンパス各種委員会規程」および「目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程」により、その設置・審議事項等が規定されている。新宿キャンパスおよび岩槻キャンパスのFD実施委員会は、連携をとって年2回程度の全学FD研修会を開催している。FD研修会は、「授業改善」「主体的な学び」など、本学の教育目的及び教育課程編成方針に沿った教授方法の改善に寄与する内容となっている。【資料 2-2-12(目白大学新宿キャンパス各種委員会規程)】【資料 2-2-13(目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程)】

さらに、本学には大学附置の目白大学教育研究所が設置され、高等教育に関する教育上の諸課題に関し、資料の収集・分析を通じた実証研究を行うとともに、本学教員への教育支援機能を担っている。「目白大学教育研究所規則」に定めた事業内容として「本教員への教育上の支援及び全学FDに関する事業の実施」があり、この事業を担うため、研究所内にFD部門が設置されている。さらに、研究所機関誌「人と教育」および教育研究所が編集を担当している「目白大学高等教育研究」は、本学の教育の充実のため必要かつ有用と思われる具体的実践例とその成果、本学の教育を充実させるための一般的な提言等に係る論考を掲載し、FD研究の重要な発表の場となっている。【資料 2-2-14 (目白大学教育研究所規則)】

(4) 今後の教育課程編成方針について

本学では、本学に相応しい学士力策定のため、平成 26 年度に副学長、学部長等からなる学士力検討委員会を組織し、平成 26 (2014) 年 12 月に同委員会による「目白大学における学士力」最終報告書が提出された。学士力の策定にあたっては、①学修成果は課外活動を含めたあらゆる教育活動の中で培うものであること、②教養教育と専門教育の両者を通じて培われるものであること、③学習成果を数量的に測定可能範囲に限定しないこと、等に留意した上で検討を行い、以下に示す5要素が学士力として提案された。

【資料 2-2-15 (目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕)】

- ① 人間性：誠実さ、優しさ、感性、規律性
- ② 社会性：社会的な責任感、社会貢献の意志
- ③ 知力：思考力、汎用的技能
- ④ 健康：心身の健康、自己管理力
- ⑤ 向上心：無知の知、知的向上心、求道心

さらに、この学士力と整合性を保った教養教育を構築するため、平成 27（2015）年度に副学長、学部長等からなる教養教育検討委員会を組織し、平成 27（2015）年 7 月に「目白大学における教養教育の再構築に向けて ―学生に学士力を獲得させるために―」最終報告書が提出された。この報告書では、教養教育再構築のための視点として、以下の 9 点があげられている。【資料 2-2-16（目白大学における教養教育の再構築に向けて〔教養教育検討委員会報告書〕）】

- ①学士力達成のための教養教育の再構築
- ②教育課程全体の中での教養教育の位置づけ（役割）の明確化
- ③学習者の視点に立ったカリキュラムの体系化
- ④卒業時までの教養教育の継続実施
- ⑤科目内容の充実化
- ⑥教養教育の恒常的な見直しとその改善を促す教育推進体制の構築
- ⑦教養教育と専門教育のバランスに配慮した教育課程の編成
- ⑧より多くの専任教員が教養科目を担当する方向での責任ある教養教育実施体制の確立
- ⑨教員評価システムの構築

この視点に基づき、教養教育は①導入教育、②基盤教育、③総合力（課題解決能力）の育成に分類され、具体的には、次の 7 つの科目区分へと再編成することが提案された。

- ①ベーシックセミナー（導入教育）（なお、岩槻キャンパスでは、これに対応する科目として、現在「基礎ゼミ」が開設されている。）
- ②キャリアデザイン（基盤教育）
- ③体育（基盤教育）
- ④国語（基盤教育）
- ⑤外国語（基盤教育）
- ⑥情報活用演習（基盤教育）
- ⑦総合科目（導入教育・基盤教育・総合力育成）

この提言をもとに、平成 30（2018）年度から新しい教養教育を実施する予定である。

以上により、本学では、履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行い、カリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備・運用しており、基準 2-2-②を満たしていると判断する。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムポリシーに関して、現状では全学および学科別のカリキュラムポリシーは策定されているものの、学部別のカリキュラムポリシーは未策定・未公開であることから、今後各学部のカリキュラムポリシーの策定および公開を行う。

子ども学科・保健医療学部3学科・看護学科において、1・2年次に履修登録可能な単位数の上限値が高くなっているが、教養科目の配当年次を3・4年に移行するなどの方策をとることで、単位制度の実質化をさらに進める必要がある。

また、教育課程の体系化に関して、カリキュラムマップを学生に周知したり、外部に公表したりすることにより、教育課程体系の理解を進める必要がある。

さらに2-2-②の4で述べたように、本学では平成26(2014)年度に新たに学士力の策定を行い、この学士力に沿った教養教育の再編成について平成27(2015)年度に提案が行われた。今後はこの提案を受けて新たに設置される教養教育機構を中核にして、より体系的かつ実質的な教養教育の教育課程編成を検討していく。

2-3 学修及び授業の支援

＜2-3 の視点＞

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1)教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制の適切な整備・運営

①障がい等学生支援室

本学では、障がい等のある学生の入学試験への対応は、各関係部署・各学科の協力によって実施されてきたが、入学後の支援についてもより充実するため、平成26(2014)年度に障がい等学生修学支援委員会および専門部会を設置し、そこでの検討結果を受け、平成27(2015)年6月より、障がい等学生支援室を開設した。障がい等学生支援室では、履修登録の補助や、履修した科目における教室の配置、期末試験における特別措置等、必要な支援を確認した上で、担任や科目担当教員と連携をとりながら学生の個別支援を行っている。支援室には学生部の事務職員ならびにコーディネーターを配置し、教職員の協働により学生の学修支援を行っている。【資料2-3-1(目白大学・目白短期大学部障がい等学生支援室パンフレット「教職員のための発達障がい学生対応ガイドブック」)】

【資料2-3-2(目白大学・目白短期大学部障がい等学生修学支援委員会規程)(目白大学・目白短期大学部障がい等学生支援室の運営に関する規程)】

②教育研究所 I R 部門の設置

本学では、平成26(2014)年度に特命学長補佐、事務局長、教育研究所長、情報システ

ム課長等がメンバーとなる I R プロジェクトを設置し、「学修と生活に関するアンケート調査」や「卒業生アンケート調査」を実施し、さらに今後の I R 活動についての検討を行った。この委員会の審議の結果、今後の I R 活動については、専任の教員および職員が配置された部署で恒常的に活動することが必要であるとの結論になり、平成 27(2015)年度から、「本学及び本学の学生に関する各種データの収集・分析等を通じた I R を実施し、その結果を踏まえた本学教員への教育支援機能を拡充させ、もって本学の教育研究の充実・発展に資する」(目白大学教育研究所規則)ため、専任教員と専任職員の協働による I R 活動を行う部署として、目白大学教育研究所内に I R 部門が設置された。【資料 2-3-3(目白大学教育研究所 I R 部門パンフレット)】

③中途退学対策

本学では中途退学対策として平成 26(2014)年度に中途退学検討プロジェクト、平成 27(2015)年度に中退予防スペシャリスト研修を実施している。中途退学対策プロジェクトでは、各学科の教員とともに教務課長、学生課長が中途退学の現状分析及び対策案の立案を行った。また中退予防スペシャリスト研修でも、教員と職員が参加することで、教員と職員の協働による中途退学予防方策の推進を図った。【資料 2-3-4 (中途退学検討プロジェクト 3 報告書)】

④学習支援センター

平成 27(2015)年度より、新宿キャンパスでは、学生への学修支援の拠点として、個別学習を中心とした学習支援センターの運用を試行的に開始した。学習支援センターは、リメディアル教育やアクティブラーニング等、通常の授業時間以外の学修を行う場として設置したものであり、用途に応じた柔軟な運用を可能にするため、I T 機器(ノート PC、電子黒板等)、什器(可動式机等)にも工夫が凝らされている。利用に際しては、正規科目以外の学習支援に限定することで、通常教室と区別し、学習支援活動の活性化につとめている。【資料 2-3-5 (学習支援センター利用申請書)】

(2) オフィスアワー制度の全学的実施

専任教員は、授業以外に毎週 2 コマ以上の時間をオフィスアワーに設定し、学生の相談・質問等に対応している。オフィスアワーの時間帯については本学の学生ネットサービス上で公開し、学生がいつでも知ることができるよう配慮している。また、学生がオフィスアワーを十分に活用できるようにするため、ガイダンスや初年次教育科目(新宿キャンパスでは 1 年次必修の「ベーシックセミナー I・II」)でオフィスアワーの活用法について取り上げている。【資料 2-3-6 (平成 28 年度オフィスアワー報告について)】

(3) T A (Teaching Assistant) の適切な活用

T A については、「目白大学ティーチング・アシスタント規則」を定め、平成 18 (2006) 年度より本格的に導入した。学部教育には大学院修士課程および博士後期課程の学生が、大学院修士課程教育には大学院博士後期課程の学生を採用し、教育補助業務を行っている。

また、S A (Student Assistant) は学部教育における学部学生による教育補助として、T A と同様に活用している。R A (Research Assistant) については、平成 18 (2006)

年度より「目白大学リサーチ・アシスタント規則」を定め、教員の研究活動の支援を行っている。

各キャンパスのTA、SA、RAの配置実績については図表 2-3-1 のとおりである。

【資料 2-3-7（目白大学ティーチング・アシスタント規則）】【資料 2-3-8（目白大学リサーチ・アシスタント規則）】

図表 2-3-1 「TA・SA・RA の配置人数の実績」

	TA		SA		RA	
	新宿	岩槻	新宿	岩槻	新宿	岩槻
平成23(2011)年度	22(13)	1(1)	67(0)	0(0)	0(0)	0(0)
24(2012)年度	25(12)	1(1)	76(0)	0(0)	0(0)	0(0)
25(2013)年度	25(12)	1(1)	56(0)	0(0)	0(0)	0(0)
26(2014)年度	23(12)	5(1)	85(1)	0(0)	1(0)	0(0)
27(2015)年度	30(16)	6(1)	85(0)	0(0)	0(0)	0(0)
			()は、本学学生以外の人数			

(4)中途退学者や留年者への対応策

中途退学対策としては、平成 26（2014）年度に特命学長補佐を座長とし、事務局長、学生部長等の教職員で構成された中途退学検討プロジェクトが組織され、①過去 7 年間の中途退学者・除籍者の実態把握、②中途退学・除籍の原因分析、③中途退学・除籍を抑止するための対策の立案、④実態把握・要因分析・対策案を含む最終報告書の作成が行われた。分析の途中経過は全学FD研修会で報告され、教職員間の情報共有が図られた。【資料 2-3-9（中途退学検討プロジェクト 3 報告書）】【資料 2-3-10（平成 26（2014）年度第 2 回全学 FD 研修会資料）】

さらに、平成 27（2015）年度には学外の専門家を講師とし、学長、副学長、特命学長補佐、学部長等の教員と、事務局長、学生部長、教務課長等の職員らが参加し、8 日間にわたる中途退学予防スペシャリスト養成研修が実施された。研修では、中途退学対策に関する理論について学んだ上で、特定の学部を対象を絞った上で中途退学者や中途退学高リスク学生（学業不振者）への面接調査を行い、中途退学対策の立案を行った。今後は、研修で学んだ対策立案技術を生かし、各学科の中途退学対策の立案へとつなげていく。【資料 2-3-11（「中退予防スペシャリスト研修」実施概要の報告）】

(5)学生への学修及び授業支援に対する学生の意見のくみ上げ

学生からの意見のくみ上げについては、多様なチャネルを用意しており、学生の意見を教育研究に関する意思決定に反映させている。

①キャンパスサミット及び学生意向反映のための連絡協議会

学生の自治組織である学生会（新宿キャンパス）及び学友会本部執行委員会（岩槻キャンパス）と大学側とが共同で、「キャンパスサミット」（新宿キャンパス）及び「学生意向反映の為の連絡協議会」（岩槻キャンパス）を毎年 1 回実施し、学生代表と大学代表との意見交換会の場となっている。【資料 2-3-12（メジサミ企画書）】【資料 2-3-13(平成 27（2015）年度「メジサミ」中間報告書）】

②授業評価アンケート

学期末において学生による「授業評価アンケート」を実施し、学生の意見を汲み上げ、教員にフィードバックすることによって授業の改善に役立てている。なお、学生へのフィードバックについては、現在行われておらず、今後の課題である。【資料 2-3-14（平成 28(2016)年度春学期「学生による授業評価」実施について】

③事務局窓口・電子メール

学生は「事務局窓口」で、または、「電子メール」によって、直接大学に意見を述べるができる。教員の指導や授業の在り方、学内施設等について意見が寄せられている。これらの意見については、教務課及び教務委員会が対応している。

④アンケート調査等

学生の実態把握を行うとともに、学生の要望をくみ上げるため、本学では新入生に対する「基礎力調査」、在学生に対する「学修と生活に関する調査」、卒業時の「卒業生アンケート調査」を実施している。調査結果は報告書の形で教職員間の共有を図っている。【資料 2-3-15（卒業生アンケート調査関係資料）】【資料 2-3-16（学修と生活に関する調査関係資料）】

以上のように、本学では教員と職員の協働並びに T A (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実化がはかられていることから、2-3-①の基準を満たしていると判断する。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学新宿キャンパスでは、正規授業以外の学習支援活動の場として、学習支援センターを設置しているが、同センターの利用可能人数は 30 名程度であり、十分とは言えない。そこで、教員と職員の協働を進め、さらに学生の参加による学修支援を行うため、現在ラーニングコモنزの設置・充実策について検討中である。【資料 2-3-17（ラーニングコモنز設置検討 WG 資料「ラーニングコモنز（LC）－「自発的学習の場」設置検討に向けて】

ラーニングコモنزの検討にあたっては、副学長（新宿図書館長兼任）を座長としたラーニングコモنز設置検討ワーキンググループを設置し、①本学新宿キャンパスにおけるラーニングコモنزの在り方②設置場所③人材配置／確保策④施設設備⑤教育内容⑥組織、等の項目について具体的に検討を進めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位認定

単位の算定基礎については、「目白大学学則」および「目白大学大学院学則」に全学統

一の基準を示した上で、学部、研究科ごとの「履修規程」に算出方法を定め、さらに学習成績の評価について「目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程」を定め、厳正な適用に努めている。

出席の基準は「目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程」に、公認欠席については「目白大学・目白大学短期大学部における公認欠席取扱いに関する規程」に定め、これらに基づいた運用を行っている。さらに、全教室に I Cチップ内蔵学生証による出席チェック機器を設置し、教職員に加えて学生自身も出席状況の確認ができるシステムを導入しており、さらに、科目担当者が設定した時間以上の遅刻を欠席と取り扱うなど、遅刻に関しても公正に取り扱えるような工夫を行っている。不正行為に関しては、「目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程」に定め、不正を行った場合は厳正に対処している。【資料 2-4-1（目白大学・目白大学短期大学部における公認欠席取扱いに関する規程）】【資料 2-4-2（目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程）】

学生に対しては、単位・出席・不正行為等のルールについて、学生便覧を入学時に配布し、学科（研究科）ごとに年度当初に開催されるオリエンテーションで周知を徹底している。さらに、学部に関しては、1 年次配当の全学部共通科目「ベーシックセミナー I」で単位・試験・成績について理解するための授業時間を設けている。

各科目の単位認定については、担当教員がシラバスの「授業のねらい」「学生の学習目標」で学習目標を、「評価の方法および観点」で具体的な評価基準と配点を明示し、これらに基づいて成績評価及び単位認定を行っている。【資料 2-4-3（シラバス）】

成績の評価は、「目白大学学則」及び「目白大学大学院学則」に定めるとおり、S・A・B・C・D の 5 段階評価（図表 2-4-1）であり、対応する点数の基準については、「目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程」に定めている。このうち S については、受講者の 10%以内という内規を設け、期末試験成績登録の約 1 か月前に全教員に対して配布される「成績登録について」の通知により周知徹底をはかっている。

図表 2-4-1 「成績評価基準」

評価	基準
S	A の評価を受けたもののうち特に秀でた成績の者
A	100 点から 80 点まで
B	79 点から 70 点まで
C	69 点から 60 点まで
D	59 点以下

2) 進級制度

進級については、各学部の履修規程において、既修得単位数あるいは既修得科目による履修制限を設けることで、学年による科目履修の順次性を保つような仕組みを導入している。人間学部、経営学部、外国語学部では、各学部の履修規程において、所定の単位数を修得しなかった場合には、次年度に履修可能な科目の配当年次を据え置くことを定めている。社会学部、保健医療学部、看護学部では、履修規程で定めた科目について

は、前提となる科目の単位が認定されていない場合には、履修できないことを定めている。

3) G P A 制度

G P A 制度については、「目白大学・目白大学短期大学部における成績評価平均値（G P A）に関する規程」を定め、全学部で G P A 制度を導入・運用している。G P A は学業成績通知書に記載されるだけでなく、日本学生支援機構（JASSO）奨学金の学力基準、教育後援桐光会奨学金の成績条件、さらに学業優秀者に対する佐藤重遠奨学金の選考材料などとして活用している。また、大学院においても同様に G P A 制度を導入しており、学修成果の目安として活用している。【資料 2-4-4（目白大学・目白大学短期大学部における成績評定平均値（G P A）に関する規程）】

4) 卒業要件

卒業要件は、人間学部・社会学部・経営学部・外国語学部では 124 単位、保健医療学部・看護学部では 128 単位である。基礎教育科目と専門科目別の卒業要件については図表 2-4-2 に示すとおりである。

卒業判定は卒業に必要な修業年限を満たした学生の単位が確定した時点で、教授会構成員による卒業判定が行われる。ただし、履修登録ミスによる留年を防ぐため、卒業に必要な修業年限のうち最終学期の履修登録が済んだ時点で、教務課は全学生について卒業見込み調査を行い、その結果を各学科の学科長及び教務委員に報告している。その際、履修登録ミスのあった学生については、履修登録の変更を認めるなど、弾力的な運用を行っている。

図表 2-4-2 各学部学科の卒業要件

（単位）

学部	学 科	基礎教育科目			専門教育科目				自由選 択科目	合計
		必修	選択必 修	小計	必修	選択必 修	選択	小計		
人間学部	心理カウンセリング 学科	20	8	28	52	16	16	84	12	124
	人間福祉学科	20	8	28	26	－	58	84	12	124
	子ども学科	20	8	28	70	－	14	84	12	124
	児童教育学科	20	8	28	30	24	34	88	8	124
社会学部	社会情報学科	20	8	28	18	30	36	84	12	124
	メディア表現学 科	20	8	28	32	32	20	84	12	124
	地域社会学科	20	8	28	32	48	－	80	16	124
経営学部	経営学科	20	8	28	20	8	56	84	12	124
外国語 学部	英米語学科	14	8	22	54	32	4	90	12	124
	中国語学科	14	8	22	32	54	4	90	12	124

	韓国語学科	14	8	22	26	56	8	90	12	124
	日本語・日本語 教育学科	20	8	28	28	46	10	84	12	124
保健医療 学部	理学療法学科	18	12	30	85	－	5	90	8	128
	作業療法学科	18	12	30	84	－	6	90	8	128
	言語聴覚学科	18	12	30	92	－	－	92	6	128
看護学部	看護学科	18	12	30	92	－	－	92	6	128

大学院の修士課程は、全研究科とも学則および履修規程で指定する 30 単位以上の修得と修士論文の審査、最終試験の合格が修了要件となる。在学期間は 2 年が標準であるが、優れた研究業績を有する者は 1 年以上の在学で修了が可能となっている。

大学院博士後期課程は 18 単位以上の修得、博士論文の審査と最終試験に合格することが修了要件である。在学期間は 3 年以上を標準とするが、修士課程同様、優れた研究業績を有する者に対しては 1 年以上の在学で修了可能な制度となっている。

5)その他の単位認定

英語の運用能力の指標となる「実用英語技能検定」「TOEIC」「TOEFL」については、所定の級あるいは得点の取得を証明できる場合には、英語科目の単位として認定している。このことは、各学部の履修規程に定めている。【資料 2-4-5（履修規程）】

留学先の大学で単位を修得した場合には、目白大学学則第 29 条第 3 項に定めるとおり、60 単位を上限として単位を認定している。【資料 2-4-6（目白大学学則）】

インターンシップやボランティアによる学修は、各学科の専門科目「臨地研修（短期）」「臨地研修（長期）」の単位として認定している。ただし、単位の実質化を図るため、①履修を希望する学生は事前に研修計画書を各学科の教務委員に提出し、②計画書について教務委員会で承認し、③研修後には報告書を学科の教務委員に提出し、④報告書について教務委員会で承認する、という手続きを経て単位の認定を行っている。

編入生の既修得単位の認定については、各学部の履修規程に定め、学科の単位認定案を教授会で議論した上で承認するという手続きをとっており、規程の厳格な運用に努めている。

以上により、本学では、単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しており、基準 2-4-①を満たしていると判断する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度まで、試験における不正行為は一律「当該学期の全単位不認定」としていたが、平成 28（2016）年度より、不正の軽重に応じた罰則を細かく設定し、同時に懲戒処分についても不正の軽重に応じて与えるようにするため「目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程」を改訂し、不正行為の種類別の罰則を定めた。今後、この規定に従って不正発生時の罰則を運用していく。【資料 2-4-7（目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程）】

インターンシップやボランティアによる学修を認定するための専門科目「臨地研修」については、実習先の都合によって実習時期が複数学期・複数年度にまたがる可能性があることから、他の科目と同時期の履修登録を行ってこなかった。しかしながら、このことによって、学生の計画的な履修・学習計画や、CAP制による単位の実質化が阻害されている可能性がある。今後は、単位の実質化をすすめるため、臨地研修の①計画的履修の推進、②ルーブリック評価など評価方法の工夫について検討をすすめていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

社会的・職業的自立に関する指導を充実させるため、本学新宿キャンパスにおいては、キャリアセンターを設置し、各学科のキャリアセンター員（教員）と就職支援部（就職指導課、キャリア支援課）が中心となり、学生の就業力育成や就職支援を全学的に実践している。また、岩槻キャンパスにおいては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師の専門人材育成のため、保健医療学部就職委員会、保健医療学部国家試験対策委員会、看護学部国家試験対策委員会を中心に、保健医療学部実習教育委員会、看護学部臨地実習委員会、修学支援部学生課、実習支援課が連携して対応している。【資料 2-5-1(目白大学・目白大学短期大学部各種センター組織規則、保健医療学部就職委員会規程、保健医療学部国家試験対策委員会規程、看護学部国家試験対策委員会規程、保健医療学部実習教育委員会規程、看護学部看護学科実習指導委員会規程)】

新宿キャンパス（人間学部、社会学部、経営学部、外国語学部）においては、平成 25（2013）年 2 月 13 日にキャリアセンター会議にて承認された、キャリア教育の目標について「学生が、在学中に教育課程の内外を通して、多様な体験を積み、自信を持って自分のできることを自覚し、実社会に関わっていく力を育てること」を基本方針として、教育課程内外を通じて体系的・総合的に展開している。【資料 2-5-2(キャリアセンター会議議事録；平成 25（2013）年 2 月 13 日開催)】

上記の目標を達成するために図表 2-5-1 に示すとおり、基礎教育科目の中にキャリア形成科目群を設けている。1 年生を対象とした「ベーシックセミナー」では学生としての基礎力を習得させるとともに、キャリアポートフォリオ（目標達成の記録）を用いて行動の振り返りや自分の未来像を描かせ、「大学を知る」ことで大学生としての生活・学習習慣の定着化に力を入れている。さらに 2 年次以降は 1 年次で学んだ知識や技法を用いて、実践的なキャリアコンピテンシーを高めることを目標とした「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」の 3 つの正課科目を設けており、これらをキャリア教育の主軸と位置付けている。【資料 2-5-3(目標達成記録シートの実施・記入要領)】【資料 2-5-4(目標達成の記録 閲覧・コメント入力マニュアル)】

2年生を対象とした「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」（計2単位）は必修科目であり、学生が所属する専門課程との関係を考えながら社会や自分自身に目を向けさせ、主体的に自己の生き方と進路及び職業選択をデザインできることを目標としている。「社会を知る」「仕事を知る」「自分を知る」を大きな柱として、現在の経済・社会情勢、業界・企業情報の収集方法、労働環境を保護するための法制度等に関する学習を行っている。

3年生を対象とした「キャリアデザイン C」は選択科目であり、学生の状況に応じて春、秋のどちらでも履修可能としている。本科目においては、自分と仕事への理解をより深めながら「会社を知る」ことを目的として、具体的な就職志望先と就職活動のスケジュールの設定、就職活動全般におけるビジネスマナー等について、授業内の実践を通じて身につけるための学習を行っている。同科目群の開設状況は下記のとおりである。

【資料 2-5-5（シラバス）】

図表 2-5-1 「キャリア形成科目 平成 28（2016）年度」

授業科目の 区分		授業科目	配当年次	単位数			備考
				必	修	選	
キャリア 形成 科目	ベーシックセミナー	ベーシックセミナーⅠ	1	1			
		ベーシックセミナーⅡ	1	1			
	キャリアデザイン	キャリアデザインA	2	1			外国語学部韓国語学科の配当年次は1年
		キャリアデザインB	2	1			外国語学部韓国語学科の配当年次は3年
		キャリアデザインC	3		1		
		キャリア研修Ⅰ	1		2		
		キャリア研修Ⅱ	2		2		
		数理の基礎	1		1		
	表現演習	表現演習Ⅰ	1	2			
		表現演習Ⅱ	2	2			
	情報活用演習	情報活用演習Ⅰ	1	2			
		情報活用演習Ⅱ	2	2			
		情報活用基礎演習A	1		2		
		情報活用基礎演習B	1		2		
		情報活用応用演習	1		2		
		情報活用特別演習	2		2		

さらに、キャリア形成科目の中に「キャリア研修Ⅰ」「キャリア研修Ⅱ」を設置している。これは、1、2年生の学生を対象にした正課の科目で、多様な体験を積むことで社会と関わっていく力を養い、学生が将来の進路を具体的に考えるためのキャリア教育の一環として実施しているインターンシッププログラムである。「キャリア研修Ⅰ」は図表 2-5-2 に示すとおり、主に夏季休暇期間または春季休暇期間中に、事前学習（2日間）、実地研修（5日間）、事後学習（1日間）、成果発表会（半日間）のプログラムで構成される。【資料 2-5-6(インターンシップガイド・キャリア研修実施報告書)】

図表 2-5-2 「キャリア研修Ⅰプログラム」

項目	期間	学習内容
事前学習	2 日間	・ ビジネスマナー講義と実習 ・ 研修の目的の理解、研修目標の設定 ・ 研修先企業についての情報収集（業界・職種研究を含む） ・ 自己理解のためのグループワーク ・ 研修先企業マッチング
実地研修	5 日間	・ 実施事業所によって、研修日、研修期間、研修時間が異なる ・ デイリーレポートの作成
事後学習	1 日間	・ 作成したレポートをもとに振り返り ・ 成果発表会の準備
成果発表会	1 日間	・ 個人発表（関係教職員、実施事業所担当者、学生等同席） ・ 振り返りと共有

インターンシップの派遣先については、就職支援部の職員が直接企業を訪問した上で毎年 40～60 社程度の選定を行い、受講学生の希望や適性を踏まえた上で個々にマッチングを行っている。事前学習では、ビジネスマナーの習得以上に、参加の目的や心構えを意識させ、目標設定を行う。5 日間という短い研修期間であるが、営業事務、編集制作、営業同行等職務の実地体験ができる場となっているため、学生の満足度は毎年高い。本プログラムの最後に行われる成果報告会は、学生を受け入れている企業・事業所の関係者の参加を求め、受講学生同士の情報共有や振り返りの場として役立てている。【資料 2-5-7(インターンシップガイド・キャリア研修実施報告書)】

また、3 年生以上に関しては、人間学部、社会学部において専門教育（「臨地研修」）の一環としてインターンシップを行っている。その他、正課外の企業や行政が公募するインターンシップについては、各学部学科、キャリアセンターを通じて情報提供及び支援を実施している。【資料 2-5-8(平成 27 (2015) 年度メディア表現学科臨地研修（インターンシップ）報告書)】 【資料 2-5-9(インターンシップガイド)】

本学におけるインターンシップ（単位有無の双方を含む）への参加者推移は図表 2-5-3 に示すとおりである。

図表 2-5-3 「インターンシップ参加人数推移」

	2012 (平成 24 年度)	2013 (平成 25 年度)	2014 (平成 26 年度)	2015 (平成 27 年度)
キャリア研修	72	75	42	67
臨地研修(学部)	17	32	24	37
大学経由	6	7	30	21
正課外	2	0	14	28
合計	97	114	110	153

※「キャリア研修」は「キャリア研修Ⅰ」、「キャリア研修Ⅱ」の合計人数。

さらに、人間学部の社会福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の専門人材の育成を目指す学科では、学科内の教員が1年次から指導にあたり、学外実習を充実させている。【資料 2-5-10（シラバス）】

正課授業以外でも各種就業力育成を目的とした講座を開講し、就業意識の向上、主体的な就職活動を促進している。なお、各種講座は1，2年生へも開講しており、低学年からの職業意識向上に努めている。【資料 2-5-11（平成 27（2015）年度就職支援プログラム一覧）】

岩槻キャンパスにおいては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・保健師の資格を取得することを目標として入学する学生に対し、以下の取り組みを実施している。

AO・推薦入試入学予定者フォローアップ、新入生オリエンテーション、フレッシュマンセミナーの機会に各学科は積極的にそれぞれの専門領域でのキャリア形成について、学生が自身の将来像を具体的にイメージするための学びの場を提供している。

保健医療学部1年次に配当されている基礎教育科目（必修）「基礎ゼミ」において、将来医療に従事する者として必要な資質を考察するとともに、平成 24（2012）年度目白大学保健医療学部特別研究「医療系大学における学士力向上の総合的取組」—学生の対人関係技能の育成—研究班が作成したオリジナルDVD教材「マナーを考える」と、ワークブック「医療に携わる人として相応しいマナーを身につけよう」を用いた演習を行っている。【資料 2-5-12（ワークブック「医療に携わる人として相応しいマナーを身につけよう」、DVD教材「マナーを考える」）】

さらに、保健医療学部では各学科専門科目（必修）「臨床実習特論」において、平成 27（2015）年度より前述のオリジナルDVD教材続編「マナーを考える 2」と、ワークブック「臨床実習に行く前に見てみよう、やってみよう」を用いて、より病院・施設実習に則した医療従事者の一員として要求される態度・接遇について演習を行っている。これらを通して培われたビジネスマナーを病院・施設で発揮することにより、円滑な就職・社会参加につながることを期待する取り組みである。【資料 2-5-13（ワークブック「臨床実習に行く前に見てみよう、やってみよう」、DVD教材「マナーを考える 2：実習に行く前に、見てみよう、やってみよう」）】

看護学部においては、1年次から卒業後の自己実現のイメージをつかみ、「自己実現力」を在学中に計画的に身につけることを目指している。疾患をもつ人々や高齢者、難病や障がいを持つ人々、世代の異なる人々とのコミュニケーション能力および多職種間で連携・協働しつつ活動するためのコミュニケーション能力を高めることに特に重点を置いている。1年次の基礎教育科目「コミュニケーション演習」は臨地実習前に2泊3日の合宿形式で「自己理解・他者理解」を中心に人間理解を深める。その後専門7領域の臨地実習に際しては、丁寧な実習前オリエンテーションと実習後のまとめにおいて、専門領域の知識や経験の確認以外にコミュニケーション能力の定着を図っている。また、学内における演習は、アクティブラーニングとベッドサイドの実践を中心とした展開であり、ここでも対人マナーや訪問マナーなどを学ぶ機会となっている。

次に進路指導、就職支援、相談、就職斡旋等に関する支援については、新宿キャンパスと岩槻キャンパスではそれぞれ独自の取り組みを行っている。まず、新宿キャンパス

においては、キャリアセンターの名前で学生に周知させ、就職支援部（就職指導課、キャリア支援課）が、就職支援部長以下職員 9 名とキャリアカウンセラー 4 名が常駐して対応している。なお、1・2 年生への進路相談は、学科毎に 30～50 名で構成するクラス制度を採用し、専門課程の担任の教員や学科のキャリアセンター員が社会の先輩として個々の進路相談や指導にあたっている。

主なキャリアセンターが行っている進路支援の内容は以下のとおりである。

1・2 年生対象：インターンシップ支援（「キャリア研修Ⅰ」「キャリア研修Ⅱ」、企業・行政等公募インターン）

3・4 年生対象：インターンシップ支援、就活支援（就職ガイダンス、ビジネスマナー、個人・グループ面接、ディスカッション）対策講座、業界研究、合同企業説明会、就活塾の運営等、個別支援（進路相談、模擬面接、履歴書・エントリーシート添削等）
就職斡旋（求人紹介）

とりわけ 3・4 年生になりインターンシップや就職活動が活発化するとキャリアセンターの個別相談が重要な支援となっている。平成 27（2015）年度の年間相談件数は 6443 件であり、新宿キャンパスの就職希望学生 1 名が平均 6～7 回利用していることになる。個別相談では、学生個々の性格や希望を理解しながら、進路相談、エントリーシート添削、模擬面接、直前対応等きめ細かいアドバイスを心掛けることで、具体的な問題解決と安心感の獲得に力を入れているようにしている。【資料 2-5-14（就職相談室等の利用状況）】

新宿キャンパスでは、例年、卒業生のうち約 85%が就職を希望し、内定率は 93%程度である（平成 27（2015）年度は卒業生 1,037 名、就職希望 895 名（86.3%）、うち内定者 839 名（93.7%））。就職者のうち、国家資格や免許を取得して教育、学習支援業、医療、福祉の職に就く学生がおおよそ 28%余り、残り 72%以上の学生が一般企業等への就職であり、その多くは卸売、小売業、サービス業に就いている。学生の進路希望は、メーカー、不動産、ホテル、ブライダル、アパレル、IT、留学、進学など多種多様であるため、学生ニーズを踏まえた業界研究、合同企業説明会を開催し、学生とのマッチングを考慮した企業や事業所の選定を行って学生の理解度と満足度を上げるよう努めている。また、個々の進路相談でも、働く意味や希望目的を明確にする指導を心掛けるとともに、社会人基礎力測定、SPI 試験対策講座、公務員試験対策講座等を用意して学生の基礎力向上をはかり、学生自身が自分の実力や性格を知り、自立的に対策を講じていけるようフィードバックに力を入れている。【資料 2-5-15（基礎力測定テスト報告書）】

さらに、本学では教務部資格支援課が中心となり資格取得の支援をしており、平成 28（2016）年度には資格表彰制度施行した。平成 29（2017）年度からは「目白大学資格取得特別プログラム」をスタートさせ、各種検定の講座を学内にて開講することで、学業と資格取得が平行して実践できるように、費用面でも学生の負担を軽減し、効率的に学ぶ体制を整えている。【資料 2-5-16（資格取得関係資料）】

岩槻キャンパスにおいては修学支援部学生課に就職担当職員 1 名を配置している。就職支援の主な内容は就職説明会やセミナーの実施である。第 1 は合同就職説明会であり、新 4 年生を対象に看護学部は 3 月に実施し、実習病院・施設を中心に約 15 病院・施設が参加する。保健医療学部は 8 月に実施し、実習病院・施設を中心に約 60 病院・施

設が参加する。第2は就職活動セミナーである。新4年生を対象に看護学部は4月に、保健医療学部は8月に実施し、外部講師による履歴書作成と面接マナーについての演習をそれぞれ1コマ実施している。

この他、日常的な就職活動支援としては、学生課に常駐する担当者が履歴書、小論文などの添削と面接指導を行っている。また、学生課が内定者より収集した状況報告をもとに就職試験データを作成し、学生が自由に閲覧できるように常時教室を確保している。なお、これらについては、学部長、学科長同席のもと年に数回開催される国試・就職対策委員会において検討され常にブラッシュアップしている。【資料 2-5-17（卒業後の進路先の状況（前年度実績））】

以上のように、本学では教員と就職支援部、修学支援部学生課が中心となって、学生の働く意味を考えさせ、「自分を知る」、「社会を知る」、「職業を知る」、「会社を知る」等、社会とどう関わるか主体的に考える場を提供し、系統的かつ継続的にキャリア教育及び進路・就職に対する相談・助言体制を整備し、適切に運用している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、多様なキャリア形成科目や就職支援のプログラムを提供しているが、各プログラムはその都度、簡単な学生アンケートは実施しているが、全体を包括する分析評価にまでは至っていない。特に学生個人に焦点をあてた4年間の理解度、成長度、満足度、卒業後の進路把握にも目を配り、全学教職員が連携して、より効果的なキャリア教育の方向性や就職支援プログラムを構築する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

(1) アンケートによる達成状況の点検・評価

教育目的の達成状況に関しては、入学時の「大学基礎力調査」、在学生の「学修と生活に関する調査」、「授業評価アンケート」及び卒業時の「卒業生アンケート」により数値に基づく客観的な把握に努めている。これらの意識調査については、平成 26（2014）年度までは教務課、学生課、I R プロジェクト等担当部署が管理・分析を行っていた。平成 27（2015）年度からは、担当部署による分析に加えて、より精緻な分析を行うため、目白大学教育研究所内に設置された I R 部門による分析を行っている。

①基礎力調査

入学時の意識調査としては、新宿キャンパスにおいて平成 26（2014）年度から「大学基礎力調査」を実施しており、この調査により入学動機、大学への期待、学習意欲や基礎学力（数理・言語・批判的思考の 3 側面）を測定、分析している。なお、平成 28（2016）年度からは岩槻キャンパスでも基礎力調査を導入することとしている。【資料 2-6-1（基礎力調査報告）】

②学修と生活に関する調査

平成 26（2014）年度に I R プロジェクトによって実施された「学修と生活に関する調査」は、在学生の学修および生活全般について問うものであり、学修時間や学習意欲等の実態を把握することをおして、本学の教育目的の達成状況の把握を行うことを目的として実施した。【資料 2-6-2（学修と生活に関する調査報告書）】

③授業評価アンケート

授業評価アンケートは、授業についての評価に加えて学習への取り組み方についての問も含んでおり、教員の自己評価と授業改善に活かされるとともに、学生の学習状況の把握も行っている。【資料 2-6-3（授業評価アンケート関係資料）】

④卒業生アンケート

平成 26（2014）年度には、新たな試みとして卒業時の「卒業生アンケート」を実施した。これは、卒業時の、授業や教育環境への評価を含む学生生活全般に関する満足度調査である。【資料 2-6-4（卒業生アンケート用紙、報告書）】

(2)資格取得状況

本学における資格取得者数の推移は図表 2-6-1 に示すとおりである。

図表 2-6-1 「資格取得者数」

	幼稚園 教諭	小学校 教諭	中学校 教諭	高校 教諭	社会福祉士	精神保健 福祉士	介護福祉士	保育士	学芸員
平成25(2013)年度	106人	46人	17人	28人	15人	7人	22人	123人	2人
平成26(2014)年度	114人	46人	24人	29人	11人	7人	21人	133人	6人
平成27(2015)年度	116人	48人	23人	38人	17人	10人	26人	126人	14人
	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	看護師	保健師				
平成25(2013)年度	69人	45人	27人	109人	92人				
平成26(2014)年度	86人	51人	30人	76人	66人				
平成27(2015)年度	69人	51人	17人	103人	25人				

※新卒者のみ

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)アンケートによる評価結果のフィードバック

前述したアンケートによる評価結果は、学内での共有、授業担当者へのフィードバック等を行うことで、教育内容・方法及び学習指導の改善に活かしている。

①基礎力調査

入学時に実施する基礎力調査の結果については、報告書ができた段階で、各学科の担

当者が出席する説明会を開催し、各学科の担当者は学科会議で学科教員と結果の共有を図っている。また、学生の自己理解に活かすため、新宿キャンパスの1年必修科目「ベーシックセミナー」で、学生各個人に対して結果の概要とアドバイスが記された結果冊子を配布した上で、授業の中で説明及び結果に基づいて振り返り等を行っている。【資料 2-6-5（基礎力調査報告（目白大学スタッフネット「学長室より」）】

②学修と生活に関する調査

学修と生活に関する調査の結果は、I R担当部署（平成 26（2014）年度はI Rプロジェクト、平成 27（2015）年度からは教育研究所I R部門）が数量的な検討を行った上で報告書としてまとめ、全教員への周知を図るため、その概要は学長からのメッセージとしてイントラネット内で全教員に配布している。【資料 2-6-6（学修と生活に関する調査報告（目白大学スタッフネット「学長室より」）】

③授業評価アンケート

授業評価アンケートは、2年に1回の頻度ですべての科目について実施している。評価結果は授業担当教員に配布され、担当教員はその結果を見た上で、授業評価に基づく授業改善のための自己点検報告を行う、という手順をとっている。

④卒業生アンケート

卒業生アンケートの結果は、I R担当部署（平成 26（2014）年度はI Rプロジェクト、平成 27（2015）年度からは教育研究所I R部門）が数量的な検討を行った上で報告書としてまとめ、理事会、学部長等会議等の会議で結果の共有が図られている。

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況を総合的に判断するために、学生情報を安全に管理しつつ統合的に解析を行うI R活動の充実が望まれる。本学ではI R活動は端緒についたばかりであり、教育研究所I R部門を中核として継続的かつ集中的なI R体制の構築を行うこととしている。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

（2）2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学の学内外の学生生活の支援については、キャンパス別に設置している学生委員会と学生部学生課（新宿キャンパス）及び修学支援部学生課（岩槻キャンパス）を中心に行っている。学生委員会は、委員長である学務部長（学生担当）が議長となり、各学科選出の委員及び学生部長（新宿キャンパス）、修学支援部長（岩槻キャンパス）及び学生課長で構成され、原則1か月に1回開催し、学生支援に関する協議及び情報共有をしている。

新宿キャンパスにおいては、学生部学生課の中に、1) 保健室 2) 学生相談室及び 3) 障がい等学生支援室が設置されている。学生部学生課には部長、課長、課長代理、主任各 1 名及び他の職員 3 名の合計 7 名を配置し、学生の心身の相談・経済的な相談等学生の全般的な相談に対応すると同時に、奨学金の充実、近隣住民との良好な関係構築、障がい等学生支援及び保護者組織である教育後援桐光会との連携等を行っている。学生部学生課は 10 号館 1 階のロビー正面に位置し、学生のアクセスの利便性を確保している。また、学生課の隣りにある教務部教務課及び同部資格支援課と連携し、学修相談をも含めた複合的な問題を抱える学生の対応を行っている。【資料 2-7-1（学生便覧〔学生生活編〕平成 28(2016)年入学生用）】【資料 2-7-2（目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室パンフレット）】

学生課内にある学生相談室は、室長に精神科の医師でもあり、本学人間学部子ども学科教授（兼務）を充て、その他臨床心理士 3 名を置き、平日は原則 2 名が常駐、学生の個別相談に対応している。学生相談室は、学生相談、保護者相談に加え、教授会や F D・S D を通じて、問題を有する学生・発達障がい学生の現状と支援の在り方等の啓発活動を行っている。【資料 2-7-3（全学 F D・S D 研修会関係資料）】

保健室については、看護師資格をもった専任看護師 1 名と派遣看護師 1 名の平日 2 名体制で心身の不調に対応している。保健室と学生相談室は定期的に昼休みに保健室の一部を利用し、気軽に学生相談ができる「昼休みアワー」を設けている。平成 27（2015）年 5 月に学生課で、社会福祉士資格を有する職員を採用し、障がい等学生支援コーディネーターの名称を付与し、主に障がい学生支援のための企画・立案、障がい等学生支援委員会及び同委員会専門部会の運営・調整等に当たっている。【資料 2-7-4（目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生修学支援委員会規程）（目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室の運営に関する規程）】

また、留学生の支援組織として学生部学生課と同部国際交流課が連携し対応している。国際交流課は主に①交換留学生（デュアルディグリー生を含む。） ②別科生を対象とし、主に海外の提携大学からの交換留学生の生活・学修支援を行っている。

岩槻キャンパスにおいては、修学支援部学生課に 1) 保健室 2) 学生相談室を置き、新宿キャンパスと同様の対応をしている。修学支援部学生課には部長、課長、課長待遇、主任とその他の職員各 1 名及び契約社員 1 名の合計 6 名を配置している。保健室には、保健師の職員 1 名を配置している。学生相談室においては、医師である室長（教員兼務）及び臨床心理士である非常勤職員 3 名を配置し、内 1 名が常時出勤している。なお、障がいを持つ学生の対応は、新宿キャンパス学生課に配属されている障がい等学生支援室コーディネーターと連携をとりながら対応している。

以上のとおり、本学では学生支援・サービス、厚生補導のための組織を整備し、適切に機能している。

奨学金

本学の奨学金制度については、外部奨学金として日本学生支援機構（JASSO）奨学金、本学を養成施設と認定している東京都社会福祉協議会による介護福祉士等修学資金、保育士修学資金及び看護学部関連の病院奨学金等外部奨学金がある。

内部奨学金としては、給付型奨学金として①目白大学入学試験成績優秀者特別奨学金、②佐藤重遠奨学金、③桐光会奨学金（保護者組織の支援）、また貸与型奨学金として④桐和奨学金がある。【資料 2-7-5（目白大学入学試験成績優秀者特別奨学金規則、佐藤重遠奨学金規則、桐光会奨学金規則、桐和奨学金規則）】

- ①入学試験成績優秀者特別奨学金は、本学の一般入試 A 日程による合格者のうち成績上位 100 名に対し 25 万円を入学金免除という方法で給付するものであり、優秀な受験生の入学時負担を軽減するものとして平成 28（2016）年度入試より新規導入した。
- ②佐藤重遠奨学金は、4 年次に在学している学生を対象に 100 名につき概ね 1 名の割合で各学部が推薦する学業、人物ともに優秀な者に対し年間授業料の半額相当額を給付するものであり、創立者の育英理想の実現と修学奨励の意志により昭和 32（1957）年から設けられている。
- ③桐光会奨学金は、本学学生の保護者組織である教育後援桐光会の財源を活用して、在学生のうち保護者や保証人の失業、不慮の事故、疾病、障害、あるいは死亡等を原因とする経済的困窮により修学困難な学生を対象に、学納金等の一部に充当する資金として給付するものであり、当該学期をもって卒業の見込める者が対象となる卒業支援奨学金と、それ以外の在学生を対象とする応急支援奨学金の種別を設けている。
- ④桐和奨学金は、本学卒業生、及び同窓会からの寄付金を原資として、本学に在学する学生のうち経済的な事由により修学困難な学生を対象に 50 万円を上限に年間学納金の半額程度を無利子で貸与するものである。平成 27（2015）年度の貸与実績は 12 名に 481 万円である。【資料 2-7-6（大学独自の奨学金給付・貸与状況）】

本学では、このほか学費減免制度を設けている。

学部留学生に対し、申請に基づき学費を約 30%減免する制度がある。申請に基づき経済状況及び成績により承認している。【資料 2-7-7（目白大学私費外国人留学生の授業料等減免に関する規則）（目白大学・目白大学短期大学部私費外国人留学生の授業料等減免に関する経済的状況の判断基準細則）】

また、大学院留年者に対する経済的な支援として、所定の修業年限を経た大学院生のうち修士論文または博士論文のみ未提出または不合格となったため留年する者に対し、申請に基づき、授業料の 50%、施設設備費、実験実習費を原則として免除している。【資料 2-7-8（「目白大学大学院留年者の授業料等減免に関する規則」）】

このほか、学生の創意・工夫により、自主的に行うボランティアや社会性のある活動に対し、50万円を上限に、その活動費用を補助する S P I S チャレンジ制度を設けている。【資料 2-7-9（目白大学 S P I S チャレンジ制度に関する規程）（平成 27（2015）年度 S P I S チャレンジ制度企画の認定について）】

以上のとおり、本学では奨学金、その他の方法により、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

学生の健康管理・学生相談体制

学生の健康管理は主に保健室で対応している。保健室の概要と活動は以下のとおりである。新宿キャンパスは、常勤の看護師 1 名と派遣の看護師 2 名（2 名が交代で 1 名出勤）の体制で、原則常時 2 名で日常の支援を行っている。岩槻キャンパスでは、常勤保

健師 1 名の体制である。具体的な支援活動は、①学生の傷病の手当て、場合により病院搬送の添乗など、②心身の健康相談を行い必要に応じて学内の教職員や保護者と連絡を取り、対策にあたる、③健康診断の実施、④はしか予防対策、⑤留学前の保健管理についての講義、⑥日本国際教育協会の学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険について加入、請求など事務手続き代行、⑦各種行事の救護、⑧実習に向けての小児 4 感染症、B 型肝炎の抗体がない学生に予防接種の推奨、⑨メンタルヘルスチェックの実施（岩槻キャンパス）などである。

このうち、第 3 の健康診断については、新宿キャンパスでは、全学生に対し春に実施し、補完的に 9 月入学者、春学期留学者を対象に秋にも実施している。全学生に胸部レントゲン、新入生には心電図を実施しており、受診率は約 96% である。岩槻キャンパスでは、秋学期新入学者がいないため春のみに実施している。胸部レントゲンの他、新入生には心電図と血液検査も実施しており、受診率は 100% である。また、未受診者への連絡や有所見者への受診の連絡などを行っている。さらに、未受診者のために提携医療機関にて平日も保健室を通じて予約すれば、6 月までは無料で受けられるよう配慮している。岩槻キャンパスについては、健康診断時に、精神的健康を図る項目を追加し、潜在的要因を把握するため、平成 27（2015）年度から新入生に対しメンタルヘルスチェック制度を導入した。

第 4 のはしか予防対策については、入学時に予防接種を 2 回以上行っていないか、または抗体検査で大学の定めた抗体価以下であれば、新たに予防接種を受けて結果を提出することを義務づけている。

学生相談室の活動

学生相談室は、新宿キャンパスでは、3 名の臨床心理士が、月曜から金曜の平日については、常時 2 名勤務し、カウンセリング業務を行っている。平成 27（2015）年度相談実績は述べ 1,439 件である。【資料 2-7-10（学生相談室のご案内）】

カウンセリングのほかに、学生、教職員等への啓発活動として以下の活動を行っている。

- 1) 4 月の新入生オリエンテーションで、学生相談室資料配付及び学生相談室の紹介
- 2) 「教職員のための学生サポートガイドブック」の配付
- 3) 「教職員のための発達障がい学生対応ガイドブック」の配付
- 4) 昼休み 50 分のうち 30 分を利用した学生相談の実施
- 5) 学生向けワークショップの実施
- 6) 学内 F D ・ S D での啓発
- 7) 学生課、障がい等学生支援室、保健室との連携をとるための連絡会の開催

岩槻キャンパス学生相談室では 4 月のオリエンテーションにおいて、学生相談室の紹介を行っている。また「心理テスト入門～エゴグラム編～」をタイトルとしたワークショップを実施している。

以上のとおり、本学では学生の健康管理・学生相談のための組織を整備し、適切に機能している。

危機管理

安全面では年に1回、管轄の新宿消防署落合出張所と連携した避難訓練を実施している。平成27(2015)年度は、新宿キャンパス10号館地下から火災が発生したという想定で11月11日に訓練を実施した。当日、10号館の各教室で授業を履修登録していた1,395名に対して1,246名の学生が新宿キャンパスのグラウンドに避難した。

また新宿キャンパスの学園祭(桐和祭)に参加する学生の各団体は毎年、学園祭実施前に新宿消防署落合派出所の指導のもと、消火器訓練を実施している。平成27(2015)年度は、10月15日に消火器訓練を行った。

新宿キャンパスでは、NHK・総務省消防庁の後援のもと「災害救援ボランティア講座」を開設し、学生及び職員のセーフティリーダーを輩出している。本講座は総務省消防庁による通達「災害救援ボランティアの研修カリキュラム(消防分野)」に基づき運営されるもので、平成27(2015)年度は5月9日、10日、16日に募集定員40名で実施された。修了した8名の学生には、災害救援ボランティア推進委員会より「セーフティリーダー認定証」及び東京消防庁より「上級救命技能認定証」が交付された。

新宿キャンパスにはAED(自動体外式心臓除動器)を従来から2台設置していたが、平成27(2015)年度秋学期(9月24日)より新たに4台増設した。また、これら6台のAEDの設置場所を分かりやすくイラストのマップに表現し、学生の体調に異変が生じた場合の連絡先(保健室及び学生課)と併せた掲示物を150枚作成し、それを各教室及びトイレの一部に掲示した。【資料2-7-11(新宿キャンパスAED設置場所)】

岩槻キャンパスでは春に全キャンパスで避難訓練を兼ねた消防訓練、秋に消防訓練を実施している。春の避難訓練では、避難経路の確認と学生災害伝言板サービス等の確認を行っている。春に新入生を対象としたフレッシュマンセミナーで心肺蘇生術の訓練を行い、さらに1年生を集めて救急法の講習会を年1回行っている。秋の消防訓練では、学園祭(桐栄祭)に参加する学生の各団体を中心に岩槻消防署の指導のもと、消火器訓練を行っている。

また、緊急時に備え、岩槻キャンパスでは3カ所にAEDを設置している。【資料2-7-12(岩槻キャンパスAED設置場所)】

以上のとおり、本学では危機管理のための組織を整備し、適切に機能している。

学生自治会・クラブ活動支援

学生自治会(学生会:新宿キャンパス、学友会:岩槻キャンパス)は、在学生の学生生活を支えていく上で重要な役割を担っている。

学生会・学友会は、全学生をもって組織され、学生会・学友会本部執行委員会が運営し、学友会代表者会議によって議決されている。学友会本部執行委員会、クラブ連合会、桐和祭・桐栄祭実行委員会が本部団体として、学生自治に当たっている。新宿キャンパスでは、上記に加え留学生会及びMEPC(※)が学生会組織に加わっている。【資料2-7-13(学生ガイド2016)】

※MEPCはMejiro Eco Project Crewの略で、学内環境整備、近隣地域の清掃、学生の登下校指導等を行う団体。

なお、両キャンパスの学生課は、学生会・学友会が円滑に活動できるよう経常的に助

言と支援を行っている。

※MEPC は Mejiro Eco Project Crew の略で、学内環境整備、近隣地域の清掃、学生の登下校指導等を行う団体。

本学のすべてのクラブ団体は、「学生会（新宿キャンパス）」、「学友会（岩槻キャンパス）」の傘下にある。クラブ団体はその活動内容から体育会本部と文化連合会本部のどちらかに所属し、目白大学公認団体として活動している。また、体育会本部と文化連合会本部に所属する学生は、それぞれの傘下のクラブ団体を取りまとめており、同時にスポーツフェスティバル等のイベントを年に数回、企画・運営している。

現在は体育会系クラブ 40 団体（新宿 23、岩槻 17）、文化系クラブ 30 団体（新宿 23、岩槻 7）を大学公認団体として支援している。学内施設を活動の場として提供するのはもちろん、クラブハウスに部室を設置し、授業日以外でも活動可能日は施設を開放し、発表会や展示会等の場所も提供している。【資料 2-7-14（目白大学 Guide Book2017）】

学生課は各クラブ団体と施設や合宿の申し出などで直接やり取りをする他、体育会本部と文化連合会本部を通じてクラブ団体全体の活動が適切に行われているかを確認しており、毎年の活動計画や部員数、活動内容、会計結果等の報告を欠かさないよう指導している。また、大学からの連絡は毎週水曜日（新宿）、火曜日（岩槻）に開かれる定例クラブ連絡会（各クラブ団体の代表者が集まる連絡会）で周知を徹底している。提出物や施設使用の申請等、締め切りやルールを守ることに加え、書類の書き方や提出の仕方等にも注意を促しており、組織の中でルールを守りながら活動することを学生に学んでもらう場として機能している。

さらに、技術の向上及び活動の活性化のため必要とする指導者招聘等の費用について財政面から活動を支援する課外活動活性化助成制度を設け、クラブ団体のさらなる発展ひいては学生生活の充実に貢献している。【資料 2-7-15（平成 28（2016）年度課外活動活性化助成金について）】

なお、課外活動等で顕著又は秀逸な成果をあげた学生あるいは団体に対する学長表彰並びに学務部長による課外活動奨励賞の授与がある。

以上の支援体制を継続し、かつ学内イベントを実施するにあたり、全クラブ団体の活動を管理する体育会本部および文化連合会本部と学生課の連携は不可欠である。そのため、学生課に担当職員を配置している。顔なじみの職員が対応することで、気軽に相談できる環境を整えている。

上記に加え、岩槻キャンパスでは、「学生代表者会議」、「新入生歓迎会」、「スポーツフェスティバル」、「桐葉祭」等の学生団体の年間行事については担当職員を決めて、積極的にサポートしている。更に、学生のボランティア活動にも積極的に支援しており、災害ボランティア講座を開講したり、ボランティア保険料の大学負担をしたりしている。平成 27（2015）年度は、災害救援ボランティア講座に 25 名の学生が参加した。災害救援ボランティア講座にかかる参加費用の全額を教育後援会桐光会が負担して、災害救援ボランティアの普及に努めた。平成 27（2015）年度、岩槻キャンパスで 43 名の学生のボランティア保険料を大学が負担して、ボランティア活動を支援した。【資料 2-7-16（災害救援ボランティア講座募集案内）】

以上のとおり、本学では学生の課外活動支援を適切に行っている。

障がい者支援

障がいのある学生への支援については、これまでも入学試験への対応は各関係部署をはじめ、各学科の協力等で実施されてきたが、入学後の修学支援や組織的対応の観点からは十分でなかったため、平成 26（2014）年度に障がい等学生修学支援委員会および専門部会を設置して組織的対応の枠組みを作った。【資料 2-7-17（障がい等学生修学支援委員会規程）】

委員会は年に 2～3 回、専門部会は 2 か月に 1 回程度開催し、障がいのある学生の状況報告や支援方法等の検討を行っている。

障がいのある学生へのサポートについては、平成 28（2016）年度 15 名の該当学生が在籍しているが、障がいの内容は、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、精神障害、発達障害等であり、障がいの程度も多岐にわたるため、それぞれの学生の状況をコーディネーターによる定期的な面談、メール等で把握している。また必要に応じ、新宿キャンパスでは教務部、就職支援部、保健室、学生相談室等、岩槻キャンパスでは各部署との情報共有を行うなど、連携体制を整えている。

障がい学生が履修する授業科目については、履修登録期間中に面談を行い、必要とする支援内容を確認し、担当教員と支援内容を共有するなどの対応を図っている。

特に支援要請の多いものとしては、聴覚、視覚障がい学生からのノートテイクのサポートである。このノートテイクの要請に対しては、当該学生の必要状況を確認後、学生サポーターとして登録している学生の中から、サポートに入れる学生に対してノートテイク講習会を開催し、講習会受講後にサポートを実施している。

学生サポーターは年間を通して登録することができるが、特に春、秋学期の履修登録期間中に広く募集し、同時期にノートテイク講習会をはじめ、車いす学生への支援に必要な介護技術講習会も開催している。

平成 28（2016）年度も障がいのある学生が入学したため、今後より一層の学内設備の整備や改修が必要とされる。そのためにも障がいのある学生の協力により、学内のバリアフリーマップを早急に作成する。また、障がい学生支援に関する FD・SD 研修を平成 28(2016)年 3 月 9 日(新宿キャンパス)、3 月 10 日(岩槻キャンパス)に実施したが、今後も定期的開催し、教職員への啓発活動を行う。また、サポート学生の確保が難しい現状に対しては、障がい学生と学生サポーター登録者との懇談の機会を継続的に設けるなどして、学生サポーターの確保に努める。あわせて聴覚障害支援機器を導入し、学生サポートでは十分に保障できていない現状の改善を図る予定である。【資料 2-7-18（平成 27（2015）年度特別 FD・SD 研修会資料）】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するため、以下の 2 つの調査を実施した。

①平成 27（2015）年 1 月「学修と生活に関する調査」（学部 1～3 年生対象）を実施

全学部の 1～3 年生（約 5,800 名）を対象に本学オリジナルの設問による「学修と

生活に関する調査」を実施した。回答数は1,334名（回答率：約23%）。【資料2-7-19（学修と生活に関する調査報告書）】

②平成27（2015）年4月「大学生基礎力調査」（新宿キャンパス1年生対象）の実施
新宿キャンパスの1年生（1,088名）および社会学部の2年生（287名）を対象に Benesse i-Career による「学生基礎力調査」を実施した。【資料2-7-20（基礎力調査報告）】

両調査とも学部長等会議において報告し、課題等について検討した。本学の学生の特徴としては、以下のとおりである。

- 1)入学に当たって専門知識・技術を身につけることや資格・免許を取りたいという学習に対する目的意識が高く、実際に専門の知識・技術やコミュニケーション能力は入学後に伸びていると自己評価していること。
- 2)教員との距離が近く丁寧な指導をしてもらったという学生が多いこと。
- 3)大学への満足度は4分の3の学生が満足と答えていたことから、全体的な満足度は高い方であること。
- 4)授業以外の学修時間は週当たり1時間未満が過半数とかなり多いこと。

これらの結果を踏まえ、特に、自発的な学習の場としてのラーニングコモンズ設置の必要性が浮かび上がり、その設置を計画している。

本学では上記調査に加え、学生の意見、要望をくみあげる仕組みとして、新宿キャンパスでは、学生会との協議の場を設けている。

学生全員を会員とする学生組織「目白大学学生会」により、目白大学サミットを毎年実施している。【資料2-7-21（メジサミ企画書）】

平成27（2015）年度の議題は「学生食堂の改善」と「エレベーターの改善」であり、以下のような要望を受けている。

学生食堂の改善では、他大学食堂との比較をふまえ、営業時間、価格、食事スペース、メニューについての要望が寄せられ、現在、改善に向けた取り組みを行っている。

エレベーターの改善では、新宿キャンパスにある9階建て・エレベーター4台配備の教室棟（最上階は約700名の収容が可能）での運用方法について議論が行われた。提案を通して、肢体不自由者がよりスムーズに乗降できるようなルートの確保ならびに、学生の運搬が優先的に必要とされる階への回転率向上をさらに検討することになった。

【資料2-7-22(平成27（2015）年度「メジサミ」中間報告書)】

岩槻キャンパスにおいても以下のように学生の意見、要望をくみあげる仕組みとして、学友会との協議の場を設けている。

学生の自治組織である学友会が、年1回学生意向反映のためのアンケート調査を行い、修学支援部学生課に提出している。修学支援部学生課が中心となり、事務局内で検討し、全学生に回答を行っている。改善可能な事柄に対してはすぐに対処し、また時間のかかることについては改善の見通しを伝えている。学生の要望から、平成27（2015）年度は駐輪場の拡大と整備を行った。また、平成26（2014）年度には学生に「食生活と食堂利用に関するアンケート」を行い、学生の食生活の実態を調査すると共に、学生が食堂を快適に利用しやすくするための調査を行った。その結果を学生に大学HP、リーフレッ

ト等で報告し、偏食している学生へ啓発を行った。さらに、大学として、学生の要望に基づき、平成 27（2015）年度には、食堂の照明、入り口の自動ドア化、食堂のメニューの改善などアメニティの改善を行った。【資料 2-7-23(学生の要望への対応関連資料)】

その他、1 年次から 4 年次までクラス担任、ゼミ担当教員制度を設け、各専任教員が週に 2 回以上オフィスアワーを設定し、直接教員に意見を述べるができるようにしている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の支援については、今後以下の改善策を講じる。

平成 28（2016）年度より在学生向け奨学金を大幅に拡充したことの効果を検証するとともに、障がい等を有する学生への支援策を拡充する。また、学生の課外活動への支援をより一層拡充するための方策を検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

(1)各学科の専任教員の配置

本学の専任教員数は図表 2-8-1 に示すとおり、全学部で 275 人であり、6 学部 16 学科において、大学設置基準第 13 条（専任教員数）別表第 1 で規定する学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数、別表第 2 で規定する大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数、別表第 1 の備考で規定する教授数の基準を満たす人数となっている。特に、看護学部看護学科においては、専任教員数・教授数ともに基準の 2 倍以上の教員を配置し、さらに実習指導を行う助教を 12 名配置することで、学外実習における高い教育効果を担保している。【資料 2-8-1（全学の教員組織（学部））】

大学院については 7 研究科 12 専攻すべてにおいて大学院設置基準第 9 条（教員組織）で規定する必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数の基準を満たしている。【資料 2-8-2（全学の教員組織（大学院））】

また、本学では 3 学部 7 学科（人間福祉学科、子ども学科、児童教育学科、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、看護学科）が資格養成課程に重きを置く学科となっており、これらの学科では、養成施設に係わる法令・規則等に従って必要な教員を十分に配置している。

図表 2-8-1 「専任教員数」

(単位：人)

学 部	学 科	大学設置 基準数	教授	准教授	講師	助教	計	助手
人間学部	心理カウンセリング学科	10	11	4	4	6	25	2
	人間福祉学科	10	10	2	4	3	19	1
	子ども学科	9	5	2	8	3	18	1
	児童教育学科	6	6	2	4	1	13	1
	学部計	35	32	10	20	13	75	5
社会学部	社会情報学科	10	10	2	1	0	13	5
	メディア表現学科	10	7	4	2	2	15	1
	地域社会学科	8	10	0	2	0	12	1
	学部計	29	27	6	5	2	40	7
経営学部	経営学科	14	11	1	2	0	14	1
外国語学部	英米語学科	6	10	3	7	0	20	1
	中国語学科	5	3	1	3	0	7	0
	韓国語学科	6	5	2	1	0	8	1
	日本語・日本語教育学科	5	4	3	2	0	9	1
	学部計	22	22	9	13	0	44	3
保健医療学部	理学療法学科	8	6	5	4	3	18	1
	作業療法学科	8	7	4	3	2	16	1
	言語聴覚学科	8	7	2	4	3	16	0
	学部計	24	20	11	11	8	50	2
看護学部	看護学科	12	14	5	3	12	34	0
大学設置基準 別表第2		48						
総 計		183	126	42	54	35	257	18

(2)専任教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は図表 2-8-2 に示すとおりであり、特定の年齢層に教員が偏ることなく、適正な年齢構成を保っている。

図表 2-8-2 「専任教員年齢構成」

年齢 \ 職位	～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～	合 計
教 授	0人	0人	4人	53人	69人	0人	126人
准教授	0人	1人	28人	12人	1人	0人	42人
講 師	1人	35人	16人	2人	0人	0人	54人
助 教	7人	20人	5人	3人	0人	0人	35人
合 計	8人	56人	53人	70人	70人	0人	257人
割 合	3.1%	21.8%	20.6%	27.2%	27.2%	0%	100.0%
助 手	15人	2人	1人	0人	0人	0人	0人

以上から、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が適切に行われていると判断する。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

(1)採用・昇任に関する規程および運用

教員の採用・昇任に関する規程として以下の規程が整備されている。

「目白大学教員選考手続規則」、「目白大学教員資格基準に関する規則」「目白大学客員教授に関する規程」、「目白大学大学院担当教員資格審査規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における授業のみ担当する専任教員の取り扱いに関する規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における実習担当教員の取り扱いに関する規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における専任教員の定数に関する規則」、「学校法人目白学園就業規則」、「目

白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等に関する規則」、「学校法人目白学園非常勤講師・嘱託就業規則」【資料 2-8-3（関連諸規定）】

教員の採用・昇任の具体的な手続は、「目白大学教員選考手続規則」に基づいて実施している。非常勤講師についても、この規則に手続が定められている。

任用については、「目白大学教員選考手続規則」に従い、まず、学部長があらかじめ関係学科長と協議の上、副学長を通じて学長に申し出る。学長は、副学長及び当該学部長の意見をきいた上で、理事長に任用枠の承認を上申する。理事長による任用枠の承認を受けて、学部長は、あらかじめ関係学科長と協議の上、当該専任教員の任用候補者を、原則として公募によって募集し、応募者に対して学部長・関係学科長及び複数の関係学科教員による予備選考を行い、学部長は副学長を通じて学長に選考の発議を行う。これを受けて、学長は候補者の資格審査を「教員資格審査委員会」（副学長、各学部長、各学科長、学務部長（教務担当）等で構成）に付託する。「教員資格審査委員会」は「目白大学教員資格基準に関する規則」に則り、候補者に関する資料に基づき適格性を判定し、結果を学長に答申する。学長は面接を行い、副学長の意見を聞いた上で結果を理事長に上申し、最終決定が行われる。

昇任については、まず、学部長が召集する予備選考委員会で昇任候補者の選考調整を行う。そして、昇任候補者について学部長が学長に発議し、学長が「教員資格審査委員会」に付託する。「教員資格審査委員会」は適格性を判定し、結果を学長に答申する。これを受けた学長は理事長に上申して、最終決定が行われる。

大学院教員の研究指導及び研究指導補助の資格審査については、研究科長の発議で「大学院担当教員資格審査委員会」（副学長、各研究科長、各専攻主任等で構成）において「目白大学大学院担当教員資格審査規則」に基づいて審査の上、学長に答申し決定している。

なお、専任教員のうち、特に役割が限定的である教員の扱いは、「目白大学・目白大学短期大学部における授業のみ担当する専任教員の取り扱いに関する規則」及び「目白大学・目白大学短期大学部における実習担当教員の取り扱いに関する規則」に従い、また、任期制教員については、「目白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等に関する規則」に従って同様の手続により選考を行っている。

次に、教員の教育研究活動、学生指導、社会的活動、大学運営等に関する業績評価は、全学体制として教員業績評価委員会が方針を策定しており、「目白大学教員の業績評価実施規則」に定めるとおり、自己評価を基礎にした業績評価を実施している。具体的には、次年度の教育研究目標を「目標・計画書」として前年度終了時に学長に提出し、年度末に「成果・実績報告書」としてその結果を報告するシステムを導入している。成果の評価については、当該学科の学科長・研究科長が当事者と面談して点検し、学科長については当該学部長が面談・点検、学部長・研究科長については副学長がこれを行うことによって評価している。【資料 2-8-4（「目白大学教員選考手続規則」、「目白大学教員資格基準に関する規則」「目白大学客員教授に関する規程」、「目白大学大学院担当教員資格審査規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における授業のみ担当する専任教員の取り扱いに関する規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における実習担当教員の取り扱いに関する規則」、「目白大学・目白大学短期大学部における専任教員の定数に関する規則」、「学校法人目白学園就業規則」、「目白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等

に関する規則」、「学校法人目白学園非常勤講師・嘱託就業規則」、「目白大学教員の業績評価実施規則」)】

(2)教員の資質・能力向上への取り組み

教員の資質・能力向上に関して、新宿、岩槻両キャンパスには FD 実施委員会があり、教育内容の改善のための組織的研修や研究、教員の教育技術に関する事項を任務として実際の活動を推進している。FD 実施委員会については、「目白大学新宿キャンパス各種委員会規程」および「目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程」により、その設置・審議事項等が規定されている。新宿キャンパスおよび岩槻キャンパスの FD 実施委員会は、連携をとって年 2 回程度の全学 FD 研修会を開催している。FD 研修会は、「授業改善」「主体的な学び」など、本学の教育目的及び教育課程編成方針に沿った教授方法の改善等に寄与する内容となっており、その実施実績は図表 2-8-3 に示すとおりである。

図表 2-8-3 「F D 活動実績」

年度		実施日	内 容	参加人数
H22年度	第1回	H22.9.18	講演「授業をデザインする－授業改善のためのヒント－」 パネル・ディスカッション	192
	第2回	H22.12.18	特別研究費成果発表会 目白大学秋季公開講座「教育カリキュラムにおける基礎教育の位置付け」 FD活動報告会 テーマ「看護学部におけるFD実践活動の成果と課題」	181
H23年度	第1回	H23.9.17	特別研究費成果報告会 分科会(第1～10)	166
	第2回	H23.12.17	テーマ「初年次教育を考える」 講演「学生を変容させる初年次教育」 実践報告：各学科から特徴ある初年次教育の実践について報告	180
H24年度	第1回	H24.7.28	科研費研究成果報告	184
	第2回	H24.12.8	講演「大学初年次のアクティブラーニングの進め方」 FD活動報告「効果的なアクティブラーニングの実践例」 パネルディスカッション「ベシクセミナーにおけるグループ学習の進め方について」	178
	第3回	H25.3.5	ワークショップ(分科会)	129
H25年度	第1回	H25.9.21	科研費研究成果報告	135
	第2回	H25.12.21	目白大学公開講座「大学における初年次教育の進め方」 岩槻キャンパスでの授業公開報告「岩槻キャンパスにおける授業公開の取り組み」 異学科交流勉強会	182
H26年度	第1回	H26.9.20	科研費研究成果報告	155
	第2回	H26.12.20	目白大学公開講座「学生の主体的な学びの育成」～学生データを生かした支援のあり方～ 全学FD研修「本学の中退の現状から見えるもの」 全学FD研修「ベシクセミナーの成果と課題」(学科からの報告)	168
H27年度	第1回	H27.9.19	コンプライアンス教育・研究倫理教育 科研費研究成果報告	181
	第2回	H27.11.21	目白大学公開講座「大学教育におけるキャリア教育－教育と職業をつなぐ－」 全学FD・SD研修会 ①学生との面接のしかたについて 全学FD・SD研修会 ②中退予防スペシャリスト研修会から	245 (教員177 職員68)
	第3回	H28.3.9 H28.3.10	特別FD・SD研修会 目白大学・目白大学短期大学部における障がい等学生の修学支援の現状と課題－理解と情報共有のために－	320 (教員241 職員79)

全学 FD 研修会以外にも、学科・研究科単位での FD 活動を推進するため、毎年学科・研究科ごとに F D 活動を実施しその計画と実施結果を FD 実施委員会に報告することを義務づけている。

【資料 2-8-5 (平成 28 (2016) 年度 FD 活動実施計画書)、(平成 27 (2015) 年度 FD 活動実施報告書)】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育を円滑かつ有効に実施するために、新宿キャンパスと岩槻キャンパスに、基礎教育課程委員会を置いている。新宿キャンパスにおける基礎教育課程委員会は、副学長、各学部長、各学科長、学務部長、その他主要委員会委員長及び教務部長、教務課長等で構成し、基礎教育課程の編成等、本学における教養教育の基本的事項について審議している。

新宿キャンパスにおいては、基礎教育課程委員会に加えて、各科目を担当する委員会は、担当教員及び教務部長、教務課長等で構成し、基礎教育課程委員会の方針に従って、履修及び単位取得に関する事項等、それぞれが所掌する分野の詳細事項について審議している。

岩槻キャンパスにおいては、各学部長、各学科長、学務部長、修学支援部長及び教務課長等で構成される基礎教育課程委員会において、教養教育の基本的事項について審議している。

基礎教育科目のカリキュラムは、新宿キャンパスではキャリア形成科目、教養科目、外国語科目及びスポーツ・健康科目の4つの科目群で編成し、岩槻キャンパスでは、基礎演習科目、教養科目、外国語科目及びスポーツ・健康科目の4つの科目群で編成している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任に関しては、第3次中期計画（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）において、①昇任、昇給システムの明確化、透明化について検討する、②透明かつ説得力のある教員評価制度を確立する、③教員の有期雇用制度の在り方について検討する、の3点が全学的中期計画として策定されており、現在は、平成30（2018）年度までにこれらを実現させるための具体的検討段階に入っている。

教養教育の実施体制については、平成27（2015）年度に副学長、学部長等からなる教養教育検討委員会を組織し、平成27（2015）年7月に「目白大学における教養教育の再構築に向けて ―学生に学士力を獲得させるために―」最終報告書が提出された。この報告書を受け、教養教育の実施体制をさらに整備していく。【資料2-8-6（目白大学における教養教育の再構築に向けて〔教養教育検討委員会報告書〕）】

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 施設設備の適切な整備及び有効活用

本学は新宿キャンパス（東京都新宿区）、岩槻キャンパス（埼玉県さいたま市岩槻区）、及び国立埼玉病院キャンパス（埼玉県和光市諏訪の国立埼玉病院内；看護学研究科）の3カ所にキャンパスを有する。

新宿キャンパスには、大学4学部12学科、大学院5研究科11専攻、約4,700名の学生が学修・研究活動を行っている。岩槻キャンパスには、2学部4学科があり、学生数約1,300名、国立埼玉病院キャンパスでは1研究科約20名が学修及び研究活動を行っている。

最大のキャンパスである新宿キャンパスは、新宿区という都心部に位置しながらも、商業施設や娯楽施設のない閑静な住宅街の中にあり、良好な教育環境を保っている。

本学の校地面積は96,877.23㎡、校舎面積は62,896.59㎡であり、いずれも大学設置基準を大きく上回っている。

本学の主要な施設の概要は図表2-9-1及び図表2-9-2に示すとおりである。

図表 2-9-1 「教育研究施設」

キャンパス	名称	延床面積	主要用途
新宿 キャンパス	本館	5,031 ㎡	講義室・演習室・研究室・法人本部事務局
	1号館	8,092 ㎡	講義室・演習室・実習室・研究室・食堂・売店
	4号館	7,853 ㎡	講義室・演習室・実習室・体育館・研究室
	7号館	4,453 ㎡	講義室・心理カウンセリングセンター・研究室
	8号館	638 ㎡	実習室・研究室
	10号館	12,748 ㎡	講義室・演習室・実習室・研究室・大学事務局
	佐藤重遠記念館	5,775 ㎡	図書館・体育館・講堂
岩槻 キャンパス	本館・1号館	6,404 ㎡	講義室・演習室・研究室・大学事務局
	2号館	1,930 ㎡	講義室
	3号館	3,716 ㎡	講義室・演習室・実習室・研究室
	5号館	4,868 ㎡	講義室・演習室・実習室・目白大学耳科学研究所クリニック
	図書館	1,412 ㎡	図書館
	体育館	1,400 ㎡	体育館

図表 2-9-2 「その他の施設」

キャンパス	名称	延床面積	主要用途
新宿 キャンパス	6号館	534 ㎡	留学生寮
	クラブハウス	297 ㎡	クラブ部室
岩槻 キャンパス	第1クラブハウス	296 ㎡	クラブ部室
	第2クラブハウス	297 ㎡	クラブ部室
	大学会館	1,231 ㎡	食堂・売店
	フィールド・アネックス	417 ㎡	学生研修室

本学の校地・校舎等は、大学設置基準第 34 条（校地）、第 35 条（運動場）、第 36 条（校舎等施設）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）の各基準を満たしており、適切に整備し、活用している。【資料 2-9-1（新宿キャンパスマップ）、（岩槻キャンパスマップ）】

2) 快適な教育研究環境の整備及び有効活用

教室については、①教育関連機器の充実、②快適環境の実現のための室温および照明の管理について重点的な整備を行っている。教育関連機器については、大教室では集中パネル方式によって音響・映像（BD・DVD・PC をスクリーンに投影）の操作が可能であり、小教室でも大画面 TV で BD/DVD/PC 教材が投影可能になっている。快適環境については、全教室で個別調整可能な空調および感知式点滅照明を設置しており、外気温や人数等に応じて細やかな調整が可能になっている。

3) 図書館の規模の適切性、学術情報資料の確保及び利用環境の整備

本学では、新宿キャンパス及び岩槻キャンパスに図書館が、国立埼玉病院キャンパスには図書室が設置されている。各図書館の所蔵点数は図表 2-9-3 に示すとおりであり、十分な図書・資料が確保されている。

図表 2-9-3 「図書館の所蔵点数」

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類		視聴覚資料の所蔵点数	電子ジャーナルの種類	データベースの契約数
	図書の冊数	開架図書の冊数	内国書	外国書			
新宿図書館	250,120	217,435	335	108	11,625	101	20
岩槻図書館	77,712	74,342	323	137	4,275	68	4
国立埼玉病院キャンパス図書室	2,690	2,690	258	30	19	0	0
計	330,522	294,467	916	275	15,919	169	24

開館時間は、平日は、いずれの図書館も午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は、新宿図書館は午前 9 時から午後 5 時まで、岩槻図書館は午前 9 時から午後 3 時まで、国立埼玉病院キャンパス図書室は午前 9 時から午後 4 時までとなっており、学生の利便性に配慮した十分な利用時間が確保されている。

新宿図書館および岩槻図書館の検索コーナーには検索用 PC が設置されており、さらに自習室では学生が自由に PC を利用することが可能である。

さらに新宿図書館では、学生の読書を推進するため、①読書推進プログラム（年 1 回）、②学園祭開催時期の展示会（年 1 回）、③ミニ展示会（年 1 回）、④不要本の公開と配布（年 1 回）、を行っている。学園祭開催時期に行われる展示会は、これまで『東北院職人歌合絵巻（平成 24（2012）年度）』『ウィリアムモリスの「美しい書物」（平成 25（2013）年度）』『伝海北友雪筆《東北院職人歌合絵巻》（平成 26（2014）年度）』『アリスとハイジ～原書とその時代（平成 27（2015）年度）』などの展示会が開催された。【資料 2-9-2（図書館関連資料）】

4) I T施設の整備

情報サービス施設は、各キャンパスに情報関連の授業で使用する各種演習室のほか、共用スペースとして学生が自由に利用できるメディアプラザやネットカフェなどがある。

本学で学生が利用可能なP Cの台数は図表 2-9-4 に示すとおりである。

図表 2-9-4 「I T施設におけるP C台数」

用途	キャンパス	場所・名称	台数
教室	新宿	情報教育演習室(1号館5階 5室)	263
		LL 教室およびサブルーム(1号館4階 2室)	88
		メディア表現学科マルチメディア演習室(10号館地下1階 3室)	88
		メディア表現学科教室(10号館地下1階 1室)	45
		メディア表現学科ワークショップ(10号館地下1階 1室)	24
		学習支援センター(10号館2階)	47
	岩槻	情報演習室(1号館2階 1室)	61
	国立埼玉病院	情報教育室(1階 1室)	31
共用	新宿	メディアプラザ(1号館1階)	64
		ネットカフェ(10号館2階)	37
		図書館自習室(図書館1階)	16
		MC(10号館2階)	41
		DC(10号館2階)	18
	岩槻	メディアプラザ(1号館2階)	104
		メディアプラザ2(1号館2階)	32
		図書館	17
	国立埼玉病院	院生室(1階)	6
		P C室(1階)	10

P Cの選定は、情報演習室は情報教育研究室、L L教室は外国語学部、マルチメディア演習室およびメディア表現学科教室はメディア表現学科、共用スペースは情報システム課が選定し、教育目的に応じたハードウェアおよびソフトウェアによって構成されるようにしている。また、ハードウェア（P C）は5年ごとに入れ替え、ソフトウェアは適宜入れ替えを行っており、学生が常に新しいP C環境で学習できるよう配慮している。さらに、全台にアンチウイルスソフトをインストールし、パターンファイルは自動更新されるよう設定している。

学生の利便性のため、学内の一部で学生の Wi-Fi 利用を可能にしている（新宿では 10 号館 1 F、2 F、3 F、4 F、9 F、1 号館 1 F；岩槻では図書館自習室）。その際、学生のネットワーク利用ポリシーは、「学校法人目白学園情報環境管理に関する基本方針」をポリシーとし、詳細は「学校法人目白学園情報環境管理規則」、「学校法人目白学園情報環境管理・利用規程」に規則・規程として定め、学生への周知は「ネットワーク利用

心得(学生編)」で行っている。【資料 2-9-3 (「学校法人目白学園情報環境管理に関する基本方針」、「学校法人目白学園情報環境管理規則」、「学校法人目白学園情報環境管理・利用規程」)】

5) 施設・設備の利便性への配慮

施設設備については、法定点検、定期点検及び日常の点検など、ハード面における事故等の未然防止に努めることにより、その安全性を確保しているとともに、耐震診断を実施している。ソフト面では、学校法人目白学園危機管理マニュアルを策定し、地震や火災などの災害の事前予防対策から発生時の対応及び復旧・復興の対策等について整備している。

バリアフリーについては、近年継続的に入学している身体に障がいを持つ学生が不便なく学習できるように、新宿キャンパス及び岩槻キャンパスの全ての棟において、自動ドア・スロープ・身障者用トイレを設置し、便宜を図っている。【資料 2-9-4 (「学校法人目白学園危機管理マニュアル」)】

6) 施設・設備に対する学生の意見くみ上げる仕組み

本学では、施設・設備に関する学生の意見をくみ上げるため、「学修と生活に関する調査」「卒業生アンケート」等の学生アンケートで施設・設備に関する項目を設けている。また、学生と教員が直接意見交換を行う年1回の「キャンパスサミット」でも、施設・設備に対する意見をくみ上げるようにしている。これらの機会を通じて把握した学生の意見は、事業計画や防災計画を策定する際に活用している。【資料 2-9-5 (学修と生活に関する調査報告書、卒業生アンケート調査報告書、メジサミ企画書、平成 27(2015)年度「メジサミ」中間報告書)】

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

学士課程の初年次教育科目(新宿キャンパスでは「ベーシックセミナー」、岩槻キャンパスでは「基礎ゼミ」)においては、各学科とも 20 名程度のクラスサイズでアクティブラーニングを取り入れた授業を実施している。

基礎教育科目のうち、汎用的能力の養成を目的とした「表現演習」「情報活用演習」「英語」については、十分な教育効果が得られるよう 1 クラスを 40 名以内にしている。一方、基礎教育科目のうちでも、講義科目である「教養科目」については、200 名を超える授業が若干存在する。

専門教育科目については、教育内容に応じて学科ごとにクラスサイズを定めているが、演習科目はおおむね 30 名以内、講義科目は 100 名前後、セミナー(ゼミ)は 15 名以内となっている。

以上から、本学の教育環境の整備・運営および授業を行う学生数は、教育内容に照らして適切な水準にある。

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

今後は、図書館の蔵書・資料点数の拡充、アクティブラーニングや学修支援に広く活

用できるラーニング・コモンズの設置、クラスサイズのさらなる改善をとおして、より適切な教育研究環境を整備する。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神や教育理念に基づき、全教職員の共通理解のもと、3つのポリシーを全学と学科別に策定し、このポリシーのもと、入学試験、教育課程の編成、学修と教授、就職支援等教学について組織的な教学経営を着実に進捗させている。

近年の学生の質の変化を踏まえ、初年次共通科目の導入、インターンシップの単位化と参加の促進、ボランティア活動等の取組みを積極的に行っている。さらに経済的な理由や障がい等の理由で学習が困難な学生に対しても奨学金の充実や専門職員の配置等で適切に対応している。

また、平成 26（2014）年 12 月に策定された本学の学士力の方針に基づき、平成 30（2018）年度より、基礎教育科目を全面的に見直し、本学の学士力にふさわしい共通教育を導入する予定である。第 3 次中期計画の着実な実行により「基礎学力・主体的学修力の向上」「学部・学科・定員の最適化の検討・推進」「FDの改革」などを着実に推進している。

以上のとおり、本学は基準 2 を満たしていると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育基本法第7条（大学）の趣旨を踏まえ、学校教育法第83条に定める大学として「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」こととしているほか、私立大学としては「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、（中略）健全な発達」（私立学校法第1条）を遂げることを期しており、自主・自立を基本としながら、高度な公共性を確保しつつ、社会のニーズに沿った教育・研究や人材養成に取り組んでいる。

すなわち、「学校法人目白学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び「目白大学学則」（以下「大学学則」という。）並びに「目白大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）で示すとおり、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則り大学事業を展開している。

「寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、学校法人目白学園の建学の精神を備えた人材を育成することを目的とする。」と定め、この法令に則り、「大学学則」第1条において、「目白大学は、教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知識と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。」旨を本学の目的として規定している。【資料 3-1-1（学校法人目白学園寄附行為）】【資料 3-1-2（目白大学学則）】【資料 3-1-3（目白大学大学院学則）】

目白学園の建学の精神は「主・師・親」であり、本学ではこれを、「国家・社会への献身的態度」「真理探究の熱意」「人間尊重の精神」として現代的意義を確立させ、この建学の精神に基づく教育の理念として、以下のように定めている。

第1は良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること、第2に自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと、そして第3に人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切にし、家族愛、人間愛の尊さを理解し実践すること、である。

そして、これらの建学の精神や教育の理念を基盤として「育てて送り出す」を社会的

使命としている。これらの教育理念等を達成するため、理事会、評議員会、経営企画本部会議及び監事機能等を有機的に結びつけており、最高意思決定機関である理事会を中核として、理事長が、法人代表者として業務を総理している。業務執行においては、「寄附行為」を中核とし、「学校法人目白学園組織管理規則」「学校法人目白学園事務組織規則」「学校法人目白学園事務分掌等規程」「学校法人目白学園決裁規程」「学校法人目白学園経理規則」等の関係諸規則等に基づき、適切に行っている。

その他、個人情報保護、ハラスメントなどの人権侵害、公益通報者の保護、研究活動に係る不正防止・研究倫理等の関係の諸規則等も適切に整備している。【資料 3-1-4（関係諸規則等）】

また、「寄附行為」に基づいて、理事会及び評議員会を定期的を開催し、理事、監事及び評議員の選任、監事の業務監査・会計監査、監査法人による会計監査を実施している。【資料 3-1-5（理事会の開催状況）】【資料 3-1-6（評議員会の開催状況）】

以上のとおり、本学では、独自の教育の理念を軸として私立大学としての自主性を確立しつつ、公教育を行う教育機関としての組織倫理に関する諸規則等に基づき、法令を遵守し、適切に学校運営を行っている。

本学では使命・目的の実現に向けて、「寄附行為」において意思決定の最高議決機関としての理事会、その諮問機関としての評議員会、さらには、「学校法人目白学園組織管理規則」に基づいて、学園の経営方針、経営計画、新規事業等学園経営の基本的事項の策定に当たる経営企画本部会議を、理事長、常勤理事、大学学長、短期大学部学長及び高等学校校長等を構成員として設置し、全学的、中長期的又は戦略的事項等の重要事項の審議を迅速化し、その実現のための継続的努力を図っている。【資料 3-1-7（学校法人目白学園組織管理規則）】

そして、「大学の使命」を達成するために、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までの 5 年間で実行する第 3 次中期目標・中期計画（以下「中期計画等」という。）を策定した。これは、平成 22（2010）年度から平成 25（2013）年度まで実施した第 2 次中期計画等に引き続く計画となっている。

この第 3 次中期計画等においては、第 1 次～2 次中期計画等を踏まえつつ、これまでの中期計画等と異なり、「育てて送り出す」という社会的使命の具現化を目指したものである。まずは、大学の学部レベルについて策定し、大学院、研究所及び附属施設等の中期計画等については、開始時期をずらして平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度までの 3 ヶ年計画として策定した。また、学部の中期計画等の策定に当たっては、教育、研究及び管理運営の 3 領域にわたって、大学全体の中期計画・年度計画に対応した中期計画・年度計画を各学部毎に策定し、単年度ごとの評価に基づき次年度の計画を策定した。さらに、PDCA サイクルの継続的な進展と年度計画の着実な実施を確保するため、春学期の終了時点で行う「前期評価」及び秋学期の終了時点で行う「通年評価」の 2 回の評価を実施している。【資料 3-1-8（学校法人目白学園第 1 次中期計画）】【資料 3-1-9（学校法人目白学園第 2 次中期計画）】【資料 3-1-10（学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画）】

以上のとおり、本学では理事会及び経営企画本部会議の意思決定機関並びに諮問機関

としての評議員会が機能的に運営され、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

次に、本学は、国が定める教育関連法令である教育基本法、学校教育法、私立学校法、学校教育法施行規則、大学設置基準、大学院設置基準、学位規則、資格取得に係る指定規則等各種法令、学校保健安全法、労働基準法、学校法人登記令（私立学校法施行令）等の関係法令を適切に遵守している。

さらに、各法令が規定する届出・申請事項等も、正確に遅滞なく行うとともに、大学の設置、運営等に関する法令も遵守している。

次に、環境保全については、地球環境と低炭素社会への貢献のため、本学園として平成 23（2011）年 4 月に「目白学園環境宣言」を定め、以下に掲げる基本方針を掲げている。

- ①キャンパス内の自然を保護し、地球環境に配慮したエコキャンパス作りに努めます。
- ②低炭素社会と循環型社会の実現のため、学園の施設・設備面の環境整備とともに、環境意識向上の啓発活動に取り組みます。
- ③教育研究をはじめとするあらゆる活動において、省資源・省エネルギーに取り組み、廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。
- ④環境教育の開発拡充を推進するとともに、環境マインドを持った人材を育成します。
- ⑤環境分野での地域社会との連携を図り、学園周辺の環境保全・改善に取り組みます。
- ⑥教育研究をはじめとするあらゆる活動において、環境関連の法規制等を遵守します。
- ⑦環境負荷低減のため、環境に係わる全活動を自己点検評価し継続的改善に努めます。

この基本方針に基づいて「目白学園環境行動計画」を掲げて、学園全体の主体的・自覚的な活動や取り組みを組織的・計画的に推進している。具体的には、①日本最大級の環境展示会である「エコプロダクツ 2015」にエコキャンパス作りに関して出展、②毎年異なったテーマでエコ意識を競い合う全学参加型の「エココンテスト」の実施、③学生自らが企画し実践する環境プロジェクトとしての「エコアクション」の実施、④その他各種の環境対策（ア．ソーラーシステム、省エネ照明、目白大学電気予報等の施設・設備の整備、イ．環境負荷データ〔電気使用量、ガス使用量、CO₂〕の開示・啓発）を実施している。【資料 3-1-11（目白学園環境宣言）】【資料 3-1-12（目白学園環境行動計画）】【資料 3-1-13（エコキャンパスレポート 2014）】

人権については、「学校法人目白学園個人情報保護に関する規則」「学校法人目白学園ハラスメント防止などに関する規則」「学校法人目白学園ハラスメント防止委員会規則」「学校法人目白学園ハラスメント調査委員会規程」「学校法人目白学園公益通報者保護規則」「目白大学・目白大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」「目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会規程」「目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会運営要項」など、国の指針に基づく個人

情報保護、ハラスメント等に関する人権侵害、研究倫理、公益通報者保護等に関する関連諸規則等も整備し、コンプライアンスの強化を図るなど適切に配慮している。【資料 3-1-14（関連諸規則等）】

また、学校教育法関係法令に基づく「大学学則」「大学院学則」「目白大学大学院学位規則」、私立学校法に基づく「寄附行為」、労働基準法に基づく「学校法人目白学園就業規則」等についても、各関係法令を遵守し制定している。

近時の大学経営においては、大規模な災害、事件、事故、伝染性疾患、危険地域への海外渡航、入学者の国際化、入試の公正性、情報セキュリティ、違法行為、不祥事等の様々なリスクに直面している。しかもひとたび対応を誤れば、大学の社会的信用は大きく損なわれる危機的な事態にたちいたることとなる。大学が社会的責務を果たしつつ、教育の理念を実現させていくためには、これらのリスクに対して予防面も含めた管理を的確に行っていく必要がある。

そのためには、教職員、学生が常に危機管理意識を保持しつつ、大学全体としての危機管理体制を適時適切に構築することが求められており、迅速な危機管理体制の整備が急務となっている。また、危機管理の対象範囲は広範であり、教職員、学生といった人的なものから、施設・設備管理等の物的なもの、情報の管理といったソフト面まで各般の方策を講じなければならない。本学としては、これらの多くの危機に対応するため、危機に対応する組織づくり、啓蒙活動、教育訓練、規程整備、危機管理マニュアルの整備、環境整備等が取り組むべき主要な課題であると認識している。

本学では、これらの様々なリスクに対応するために「学校法人目白学園危機管理規則」を制定し、これに基づき、目白学園危機管理委員会を設置している。この委員会は、常務理事（総務担当）を委員長とし、大学学長、短期大学部学長、大学副学長、短期大学部副学長、中学校・高等学校長、中学校・高等学校教頭、大学事務局長、大学事務局次長、大学学務部長（学生担当）、法人本部総務部長、法人本部財務部長などから構成されている。【資料 3-1-15（学校法人目白学園危機管理規則）】

また、本学のリスクマネジメントの具体的な行動方針として、「学校法人目白学園 危機管理マニュアル」を策定することとし、危機管理委員会において平成 24（2012）年度には、「施設設備」「入試関係」「情報システム」「教務分野」「学生生活」「就職分野」「人事労務」の各分野のマニュアルを策定した。さらに、平成 26（2014）年度には、特に防災に関して、①事前予防対策として非常時及び災害発生時毎に教職員の役割・防災教育の実施、避難訓練・防災訓練の実施などについて、②実際の災害発生時の対応として情報収集・連絡、学生等の避難誘導などについて、③復旧・復興対策として安否情報等の把握・報告、学園施設・設備の再建、授業再開準備、心のケア、学費の免除などについて、それぞれ定めこれらを網羅した危機管理「防災」マニュアルを策定するとともに、危機管理「広報」マニュアルについても新たに整備した。さらに、これらの新たに策定したマニュアルと既存の各分野のマニュアルとを合わせて体系化も図り、具体的な対応を包括的・網羅的に定めたところである。【資料 3-1-16（学校法人目白学園危機管理マニュアル）：①「防災」「広報」「消防計画」②施設設備（新宿キャンパス）③施設設備（岩槻キャンパス）④「情報システム」⑤「入試関係」⑥「教務分野」⑦「学生生活」⑧「就職分野」⑨「人事労務」】

次に、教育情報の公開については、学校教育法第 172 条の 2 に基づいて、大学HPにおいて、「建学の精神」「学部・学科等の名称」「教育研究上の目的」「教員組織、業績、保有学位」「入学等に関すること」「授業等に関すること」「学修の成果等に関すること」「学納金等に関すること」「卒業後の支援等に関すること」「キャンパスの概要等」等の内容について簡易に検索可能な環境を整備している。

また、文部科学省通知「大学による情報の積極的な提供について」（平成 17 年 3 月 14 日付 文部科学省高等教育局長通知）に基づき、認証評価関係の情報などを公表するとともに、大学ポートレート事業に当初から参画し、受験生や保護者等への情報の提供に努めている。【資料 3-1-17（大学ポートレートHP「目白大学」）】

次に、財務情報の公開については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」（平成 16 年 7 月 23 日文部科学省高等教育局私学部長通知）に則り、本学HPの「情報の公開」サイトにおいて公表している。その中では、平成 24（2012）年度以降の「事業報告書」と併せて、平成 24（2012）年度以降の決算概要として、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監査報告書」を公開している。さらに、平成 25（2013）年度以降は、「決算の概況」を新たに追加工作成し、グラフを用いて、全体の決算概要をステークホルダー等に理解しやすくなるよう工夫している。【資料 3-1-18（目白大学HP「情報の公開」：財務情報等）】

また、各財務諸表の閲覧の申し出に対応するため、当該書類を法人本部総務部総務課に備え置き、外部等からの求めに応じ閲覧可能としている。

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、発生することが危ぶまれている首都圏の直下型大地震等に備え、平成 24（2012）年度以降、教職員及び学生を対象とした火災訓練・避難訓練を実施してきている。特に、新宿キャンパスは、手狭で教職員・学生の一部しか実施できない状況であるため、実施方法・体制にさらに工夫を加え、消火訓練、避難器具を使用した訓練内容の進化、AED（自動対外式助細動器）の使用訓練など、実際的な対応能力を高めつつ、訓練内容の高度化等を図っていくこととしている。危機管理マニュアルについては、各分野ごとに内容面で適宜見直しや改良を図りつつ、対応手法の習熟化を推進する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

私立学校法第 36 条第 1 項及び本学「寄附行為」第 15 条(理事会)第 1・第 2 項に基づき設置されている理事会は、本学園の最高意思決定機関であり、在任する全理事を構成員とする合議体である。

理事会では、いわゆる法人業務に加え、学校管理業務に関する重要事項についても、審議を行っている。理事会の年間開催日数はおおむね6日であり、平成27(2015)年度は、臨時的開催を含め年間7日、9回(1日2回開催が2回あり)開催した。

なお、「学校法人目白学園組織管理規則」第4条(経営企画本部)の規定に基づき、法人と教学部門との間の連絡協議機関として経営企画本部会議を設置している。この会議では、法人及び教学部門を通じ、学園の経営方針、経営計画、新規事業の企画等学園経営上の戦略的重要事項について審議し、ここで決定した重要案件は、必要に応じ理事会に附議される。

理事会は「寄附行為」第15条(理事会)の規定に基づき、運営されている。「寄附行為」第5条(役員)第1項第1号には、9人ないし12人の理事を置くこととしており、現在の理事数は11人である。これは私立学校法第35条(役員)第1項に規定する理事5人以上の設置要件に適合している。

理事会は、日常の業務決定については、規則により理事長等に委任しているが、評議員会への諮問事項等の重要事項の決定は、理事会の権限である。

理事会を構成する理事の選任については、「寄附行為」第6条(理事の選任)の規定に基づき行っており、これは私立学校法第38条(役員の選任)第1項に則った内容となっている。理事の選任については、「寄附行為」第6条第1項により、次のとおり根拠規定に基づき実施している。

- | | | |
|----------------------------------|---------|--------------|
| 第1号「目白大学学長」 | } | (「いわゆる1号理事」) |
| 第2号「目白大学短期大学部学長」 | | |
| 第3号「目白研心高等学校校長」 | | |
| 第4号「評議員のうちから、理事会において選任された者」 | 4人ないし6人 | (「いわゆる2号理事」) |
| 第5号「この法人の功労者のうちから、理事会において選任された者」 | 2人ないし3人 | (「いわゆる3号理事」) |

理事の任期は、「寄附行為」第6条(理事の選任)第2項において、いわゆる1号理事及び2号理事の任期は職名期間であると規定している。その他の理事は「寄附行為」第8条(役員の任期)第1項の規定に基づき3年としている。

なお、理事会及び理事に関する私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は次のとおりである。

- ・私立学校法第35条(役員)―「寄附行為」第5条(役員)及び同第11条(理事長の選任)
- ・私立学校法第36条(理事会)―「寄附行為」第15条(理事会)
- ・私立学校法第37条(役員の職務)第1項―「寄附行為」第12条(理事長の職務)
- ・私立学校法第38条(役員の選任)―「寄附行為」第6条(理事の選任)
- ・私立学校法第40条(役員の補充)―「寄附行為」第9条(役員の補充)

【資料3-2-1(学校法人目白学園寄附行為)】

理事長の選任については、「寄附行為」第11条(理事長の選任)に基づき行っている。本学では、「寄附行為」第12条(理事長の職務)及び同第13条に則り、理事長のみが本法人を代表し、その業務を総理している。

私立学校法第 42 条において定められている諮問事項については、「寄附行為」第 24 条(諮問事項)に基づき、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、私立学校法第 37 条(役員の職務)第 2 項及び「寄附行為」第 14 条の規定に基づき、あらかじめ理事会において定めた順位、すなわち学校法人目白学園組織管理規則第 3 条(役員)第 12 項に規定する順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

平成 27 (2015) 年度及び平成 28 (2016) 年度の理事会の開催及び理事の出席状況は図表 3-2-1 に示すとおりである。

図表 3-2-1 「理事会の開催及び理事の出席状況」

開催 年月日	平成27(2015)年度									平成28(2016)年 度	
	4月1日	5月26日 1回目	5月26日 2回目	7月28日	10月27日	12月15日	2月16日	3月22日 1回目	3月22日 2回目	5月26日 1回目	5月26日 2回目
定員	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人	9～12人
現員	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
実出席 者	11人	10人	10人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人	11人
出席率	100.0%	90.9%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
委任状 出席	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

以上のとおり、「寄附行為」第 15 条(理事会)第 9 項で規定された理事会開催要件を満たしている。

なお、理事会会議資料は「寄附行為」第 15 条(理事会)第 7 項・第 8 項に基づき、7 日前までに理事会構成員に送付している。また、理事の理事会欠席時の委任状については、議案毎に賛否等の意思表示ができる形式としていることから、理事が欠席の場合でも、議案に対して個別に諾否の意思表示ができる。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学における今後の大学改革等を一層推進するため、各界の多様な経験・識見を有する者で構成した理事会において、一層の審議の充実を図る。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学園全体の円滑な運営を図り、寄附行為第3条に規定する目的を達成するための所要の組織を「学校法人目白学園組織管理規則」に定めている。同規則第6条においては、学長の職務として、「大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督し、大学を代表する。」と規定し、学長が大学校務に関する最終決定権を有し、所属教職員の指揮命令権を持つことを確保している。この規定は、学校教育法第92条第3項で掲げられている規定の趣旨に整合しており、大学の意思決定の権限及び責任の体制を明確にしている。【資料3-3-1（学校法人目白学園組織管理規則）】

また、大学のガバナンス体制の改革等に関する学校教育法関係法令の改正に伴い、文部科学省の実施した調査（平成27（2015）年4月28日「内部規則等の総点検・見直し結果の調査について」）に対して、適正なものであるとの監事による所見を提出した。

【資料3-3-2（内部規則等の総点検・見直し結果に対する所見）】

学長の補佐体制については、「学校法人目白学園組織管理規則」第5条第2項において、「副学長をおくことができる。」旨の定めがあり、「目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則」（以下「教員職制規則」という。）第2条において、「学長の命を受け、学長の職務を補佐し、大学の運営に関する重要事項を掌理し、特命学長補佐、研究科長、学部長、学科長、別科長、図書館長、学務部長、各種委員会等委員長、附属施設の長、各種センター組織規則に基づく各センターの長及び事務局等学内各部署を指導・監督する。」ものとして副学長の具体的な職務の定めがある。現在、学部の教授を兼務する副学長を2人（管理・研究担当、教育・学生担当）置いているが、学長から最終的な権限や責任までは委任されておらず、学校教育法第92条第4項で規定する「学長を助け、命を受けて公務をつかさどる」副学長は、現時点では設置していない。

また、「教員職制規則」第3条においては、「学長の特命事項に係る校務をつかさどる」特命学長補佐を置くことができるものと規定され、現在、特命事項を担当する特命学長補佐が1人置かれ、副学長とともに学長のリーダーシップを支える体制を構築している。

なお、「教員職制規則」第4条では、「学長の諮問事項について、調査研究し、答申する」学長補佐を置くことができるものとされており、平成28（2016）年度より4名（新宿キャンパス3名、岩槻キャンパス1名）の学長補佐を置いている。

【資料3-3-3（目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則）】

既に3-1の（2）において、学園全体の経営の基本事項の策定に当たる組織として、理事長、常勤理事、大学学長等法人が設置する学校長等からなる「経営企画本部」について述べたが、このほか、平成26（2014）年度からは、大学の運営組織として、学長、副学長、特命学長補佐及び事務局長で構成するP V会議（学長、副学長等連絡会議）を設置し、毎週1回の頻度で、教学運営上の重要諸課題について、対処方針を機動的に検討・決定している。また、P V会議は、月に1回の頻度で法人本部の常務理事が参画し、法人と大学との緊密な意思疎通を図りつつ、諸課題に対する迅速な対処案の決定を図っており、学長のリーダーシップを効果的、かつ、機動的に発揮する体制を整備している。

【資料3-3-4（目白大学学長、副学長等連絡会議：平成26（2014）年4月9日）】

次に、本学では学校教育法第93条第1項に則り各学部教授会を設置し、「目白大学

教授会規則」(以下「教授会規則」という。)に基づき運営している。

「教授会規則」第2条第1項では、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、当該学部の教育・研究の運営に関し、審議する事項として、次の各号を規定している。

- 1) 入学、退学、休学、復学、留学、除籍等学生の身上に関する事項
- 2) 教育課程に関する事項
- 3) 試験及び卒業に関する事項
- 4) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- 5) 規範等の制定・改廃に関する事項
- 6) その他教育・研究の運営に関し必要な事項

以上に掲げた「教授会規則」第2条第1項各号と学校教育法第93条第2項(学長が決定を行うにあたり教授会が意見を述べるものとする事項)及び第3項(学長等の求めに応じ、教授会が意見を述べることができる事項)との関連は、以下のとおりである。

「教授会規則」		「学校教育法」	
①第2条第1項第1号及び第3号	→	第93条第2項第1号及び第2号	
② 〃 第2号、第4～5号	→	〃 第3号	
③ 〃 第6号	→	第93条第3項	

大学院については、「目白大学大学院研究科委員会規則」が定められており、学部の教授会に相当する審議組織として、各研究科毎に研究科委員会が置かれている。

上記のとおり、教授会及び研究科委員会は、組織上の位置づけ及び役割が明確であり、適切に機能している。【資料 3-3-5 (目白大学教授会規則) (目白大学大学院研究科委員会規則)】

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学長のサポート体制をさらに強化する観点から、教育研究所のIR部門や地域連携・研究推進センターとの有機的連携を図りつつ、教学上の新規改善方策、学生支援充実方策及び地域貢献充実方策などの一層の拡充を図る。このため、必要に応じ学長補佐ポストの充実を図りつつ、大学事務局の大学企画室との協同体制による企画立案機能の更なる整備・充実など教職協同を推進する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

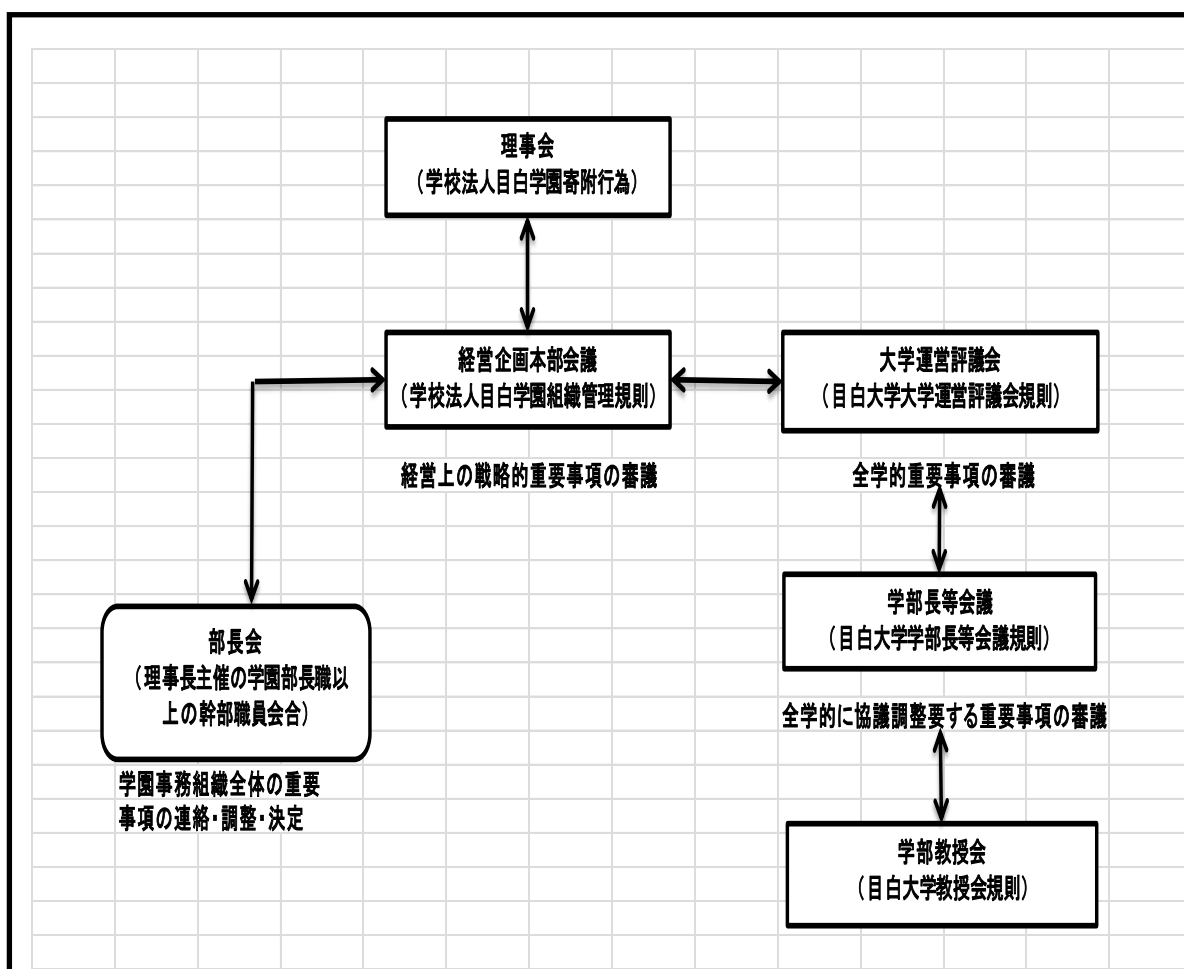
基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学校法人と教学部門である大学との間の運営上の諸課題については、理事会、経営企画本部会議、大学運営評議会、学部長等会議、学部教授会、部長会議等で審議を行っている。特に経営企画本部会議は、法人及び教学部門を通じ、学園の経営方針、経営計画、新規事業の企画等学園経営上の戦略的重要事項について審議し、方向性の決定を行う重要機関であり、同会議で決定した重要案件は、案件に応じ理事会に付議して審議・決定するとともに、必要に応じ教学部門の代表的審議機関である大学運営評議会、学部長等会議、学部教授会のほか、部長会に報告している。

法人及び大学の各管理運営機関の関係は、図表 3-4-1 のとおりである。

図表 3-4-1 「法人及び大学の各管理運営機関」



経営企画本部会議は、理事長を議長とし、常務理事 2 人、大学学長、短期大学部学長、高等学校校長、大学副学長 2 人及び大学事務局長により 9 人で構成し、月 1 回の頻度で開催し、法人管理部門と教学部門のトップ層の横断的コミュニケーション機能としても重要な役割を担っている。【資料 3-4-1（学校法人目白学園組織管理規則）】【資料 3-4-2（経営企画本部の運営方針について）】【資料 3-4-3（経営企画本部会議開催状況）】

経営企画本部会議は、学園の経営方針、経営計画、新規事業の企画等学園経営の基本的事項の策定を行うこととし、理事会に付議される前の以下に掲げる事項（例）について、取扱い方針等を迅速に審議している。

- ・大学・大学院の入学状況及び大学運営の基本方針
- ・中高在籍生徒数及び学校運営基本方針
- ・中途退学検討プロジェクトの調査結果
- ・資格取得プログラムの立ち上げ
- ・目白学園事業報告（案）
- ・第3次中期計画に係る年度計画実施状況・評価及び次年度計画
- ・ライフプラン検討会議（仮称）の設置について
- ・新宿キャンパス学習支援センターの試行的運用の中間報告
- ・岩槻キャンパス将来構想プロジェクト・チームの設置
- ・魅力あるプログラム開発プロジェクト（DLP（Department Linkage Program）／FLP（Faculty Linkage Program））
- ・学校法人目白学園将来構想検討会議について
- ・目白大学短期大学部の将来構想の検討体制について
- ・学校法人目白学園予算編成大綱（案）
- ・「中退予防スペシャリスト研修」実施概要報告
- ・学校法人目白学園危機管理委員会規則の一部改正（案） 等々

大学運営評議会は、教学部門の最上位審議機関であり、大学学長を議長とし、短期大学部学長、副学長、特命学長補佐、学部長で構成し、「目白大学大学運営評議会規則」に基づき、大学及び短期大学部を通じ、教育・研究の運営に関する全学的な重要事項について理事会に付議する案件を中心に2月に1回程度の頻度で審議する。【資料 3-4-4（目白大学大学運営評議会規則）】

学部長等会議は、大学学長を議長とし、短期大学部学長、副学長、特命学長補佐、学部長、研究科長、図書館長、学務部長、学部及び短期大学部毎に選出された教授から構成され、「目白大学学部長等会議規則」に基づき、大学及び短期大学部を通じ、教育・研究の運営に関し全学的な観点から協議・調整を行う事項を審議している。この会議は月に1回の頻度で開催されている。【資料 3-4-5（目白大学学部長等会議規則）】

部長会は、理事長招集で、常務理事、大学事務局長、大学事務局次長、本部及び大学事務局の部長相当職以上の幹部職員から構成され、月1回開催し、理事会及び経営企画本部会議の審議状況並びに学園事務組織全体の懸案事項等について、連絡・調整が行われるほか対処方針等の審議・決定が迅速に図られている。

以上のとおり、本学では、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連絡を緊密に行い、意思決定の上で適切なコミュニケーションが図られる体制を整備している。

法人と大学の管理運営機関の相互の連携によるガバナンスの機能性については、学長が理事会及び経営企画本部会議の理事メンバーであり、かつ、大学運営評議会及び学部長等会議の議長として教学部門のトップであることにより、法人と大学の間の緊密な連携が図られる体制が確保されている。また、学長の補佐機能としての「PV会議（学長、副学長等連絡会議）」は、学長、副学長、特命学長補佐及び事務局長により構成され、週1回、会議がもたれているが、このうち月1回は、法人の常務理事が参画し、法人及び大学間での調整を要する案件の検討や処理が迅速化されるとともに、緊密なコミュニ

ケーションが確保されている。【資料 3-4-6（目白大学学長、副学長等連絡会議）】

次に、監事については、「寄附行為」第 5 条(役員)第 1 項第 2 号に基づいて現在、2 人おり、「寄附行為」第 7 条(監事の選任)の規定に基づき、本学の理事、評議員又は職員以外の者であって、理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しているが、これは私立学校法第 38 条第 4 項に則っている。

監事の任期は、「寄附行為」第 8 条(役員の任期)に基づき 3 年とし、監事が欠けたときは、「寄附行為」第 9 条(役員の補充)に基づき、1 ヶ月以内に補充しなければならないと規定している。この補充に関する規定は、私立学校法第 40 条に則っている。

監事の職務は「寄附行為」第 18 条(監事の職務)の規定に基づき、適切に行われている。これは、私立学校法第 37 条第 3 項に則っている。なお、監事に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は次のとおりである。

- ・私立学校法第 35 条(役員)―「寄附行為」第 5 条(役員)
- ・私立学校法第 37 条(役員の職務)第 3 項―「寄附行為」第 18 条(監事の職務)
- ・私立学校法第 38 条(役員の選任)第 4 項―「寄附行為」第 7 条(監事の選任)
- ・私立学校法第 39 条(役員の兼職禁止)―「寄附行為」第 7 条(監事の選任)
- ・私立学校法第 40 条(役員の補充)―「寄附行為」第 9 条(役員の補充)

【資料 3-4-7(学校法人目白学園寄附行為)】

平成 27 (2015) 年度及び平成 28 (2016) 年度の監事の理事会への出席状況は図表 3-4-2 に示すとおりである。

図表 3-4-2 「監事の理事会への出席状況」

開催 年月日	平成27(2015)年度									平成28(2016)年度	
	4月1日	5月26日 1回目	5月26日 2回目	7月28日	10月27日	12月15日	2月16日	3月22日 1回目	3月22日 2回目	5月26日 1回目	5月26日 2回目
定員	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人	2～3人
現員	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
実出席者	2人	2人	2人	2人	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人

現在、監事は 2 人（非常勤）であり、全ての理事会に出席しており、出席状況は適切である。

次に、評議員会の運営については、「寄附行為」第 23 条(評議員会)の規定に基づき行われているが、これは私立学校法第 41 条に則っている。現在の評議員数は 25 人であり、「寄附行為」第 23 条(評議員会)第 2 項の「評議員会は、22 人ないし 25 人の評議員をもって組織する。」及び私立学校法第 41 条第 2 項の「評議員会は、理事の定数(現在の理事数は 11 人)の 2 倍をこえる数の評議員数をもって組織する。」に則っている。

評議員の選任は、「寄附行為」第 19 条の規定に基づき執行しているが、これは、私立学校法第 44 条に則った手続であり、「寄附行為」第 19 条第 1 項において、次のとおり各

号の規定に基づき選任している。

第1号「目白大学学長」

第2号「目白大学短期大学部学長」

第3号「目白研心高等学校校長」

第4号「この法人の設置する学校の教職員のうちから、理事会において選任された者 4人」

第5号「この法人の設置する学校を卒業した者で、満25歳以上のもののうちから、理事会において選任された者 5人」

第6号「この法人の功労者のうちから、理事に選任された者 2人ないし3人」

第7号「学識経験者又は金品をもってこの法人を援助する者のうちから、理事会において選任された者 8人ないし10人」

なお、「寄附行為」第19条第1項第4号に規定する評議員は、私立学校法第44条第1項第1号、第5号の評議員は第2号、その他の評議員は、第3号の規定に則っている。

評議員の任期は、「寄附行為」第20条(任期)第1項の規定に基づき、第4号から第7号までの評議員は3年としている。なお、「寄附行為」第19条(評議員の選任)第4号において、第1号から第3号までの評議員は、「学長又は校長の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。」と、また、第4号及び第6号の評議員は、「教職員又は理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。」と規定している。これは、私立学校法第44条第2項に則っている。

「寄附行為」第24条(諮問事項)及び私立学校法第42条に規定された「諮問事項」については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いており、諮問機関としての機能を十分に果たしている。

また、「寄附行為」第37条(決算及び事業報告)第2項及び私立学校法第46条に規定された「理事長による評議員会への決算及び事業の実績の報告」も適切に執行されている。なお、評議員会に係る私立学校法及び「寄附行為」の対応関係は次のとおりである。

- ・私立学校法第41条(評議員会)―「寄附行為」第23条(評議員会)
- ・私立学校法第42条(評議員会)―「寄附行為」第24条(諮問事項)
- ・私立学校法第43条(評議員会)―「寄附行為」第25条(評議員会の意見具申等)
- ・私立学校法第44条(評議員の選任)―「寄附行為」第19条(評議員の選任)
- ・私立学校法第46条(評議員会に対する決算等の報告)―「寄附行為」第37条(決算及び事業報告)
- ・私立学校法第50条(解散事由)第1項―「寄附行為」第39条(解散)

平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度の評議員の評議員会への出席状況は図表3-4-3に示すとおりである。

図表 3-4-3 「評議員・監事の評議員会への出席状況」

開催 年月日	平成27(2015)年度		平成28 (2016)年 度
	5月26日	3月22日	5月26日
定員	22～25人	22～25人	22～25人
現員	25人	25人	25人
実出席者	24人	25人	25人
出席率	96.0%	100.0%	100.0%
委任状 出席	1人	0人	0人
監事 出席者	2人	2人	2人

この図表が示すように、「寄附行為」第23条(評議員会)第8項で規定された開催要件を全て満たしている。なお、評議員会資料は「寄附行為」第23条(評議員会)第6項・第7項に基づき、7日前に評議員会構成員に送付されている。また、評議員の評議員会欠席時の委任状については、議案毎に賛否等の意思表示ができる形式としており、評議員が欠席の場合でも、議案に対して個別に賛否の意思を明確にできるようになっている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成26(2014)年2月に公表された中央教育審議会大学分科会の「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ)を受けた制度改革(学校教育法関係法令の一部改正)を踏まえ、本学としても、「内部規則等の総点検・見直し」を実施し、この内部規則等の総点検が適正なものであるとの本学監事による所見を頂き、文部科学省にも回答している。現今の大学の経営環境が一段と厳しさを増していく状況で、法人と教学サイドとの間でより一層の緊密な連携を図りながら、教育の質の充実と学生への手厚い支援とともに、研究面での地域貢献の拡充方策や地域の教育力の積極的活用方策について、多面的な取組を推進していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の業務執行における権限及び責任関係については、「寄附行為」、「学校法人目白学園組織管理規則」（以下「組織管理規則」という。）、「目白大学・目白大学短期大学

部教員職制規則」（以下、「教員職制規則」という。）及び「学校法人目白学園職員職制規程」（以下、「職員職制規程」という。）に基づき、適切に運用を行っている。【資料 3-5-1（学校法人目白学園寄附行為）】【資料 3-5-2（学校法人目白学園組織管理規則）】【資料 3-5-3（目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則）】【資料 3-5-4（学校法人目白学園職員職制規程）】

「寄附行為」第 12 条では、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」とされ、理事長が各業務執行の最高権限者・責任者であることを明記している。また、「組織管理規則」、「教員職制規則」及び「職員職制規程」に則り、各業務運営の執行管理の体制を構築している。

これらの規則等においては、各職位における主な権限等を次のとおり明示している。（〔管〕は組織管理規則、〔教〕は教員職制規則、〔職〕は職員職制規程を示す。）

- ・大学学長…大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督し、大学を代表：〔管〕
- ・副学長…学長の命を受け、学長の職務を補佐し、大学の運営に関する重要事項を掌理し、役職教員等の指導・監督：〔教〕
- ・常務理事（総務担当）…理事長を補佐し、学園の総務及び人事に関する業務を分掌：〔管〕
- ・常務理事（財務担当）…理事長を補佐し、学園の財務及び管理に関する業務を分掌：〔管〕
- ・事務局長…学長の命を受け、大学事務全般の総括、所属職員の指揮監督：〔管〕
- ・事務局次長…学長及び事務局長の命を受け、岩槻キャンパス（埼玉病院キャンパスを含む。）における大学事務の総括整理、所属職員の指揮監督：〔管〕
- ・特命学長補佐…学長の特命事項に係る校務の整理・統括：〔教〕
- ・学長補佐…学長の諮問事項について、調査研究と答申：〔教〕
- ・学部長…当該学部の教学事項等業務の統括：〔教〕
- ・図書館長…図書館の所掌業務の統括：〔教〕
- ・研究科長…当該研究科の教学事項等業務の統括：〔教〕
- ・学科長、専攻主任…当該学科又は研究科の専攻に係る業務の統括：〔教〕
- ・学務部長…担当分野（教務、学生、入試、進路の 4 分野）毎の業務を統括：〔教〕
- ・学務副部長…学務部長の職務の補佐：〔教〕
- ・部長・室長（部長に準ずる）…所管事務の総括、所属職員の指揮監督：〔職〕
- ・課長・室長（課長に準ずる）…所掌事務の掌理、所属職員の指導監督：〔職〕
- ・課長代理・室長代理…課長（室長）の補佐、所掌事務の整理等：〔職〕
- ・主任…上司の命を受け、所掌事務の処理：〔職〕

法人及び大学の事務組織については、「学校法人目白学園事務組織規則」（以下「事務組織規則」という。）及び「学校法人目白学園事務分掌等規程」（以下「事務分掌等規程」という。）に基づき、法人及び大学の事務を処理するために必要な組織機構及び事務分掌を定めている。【資料 3-5-5（学校法人目白学園事務組織規則）】【資料 3-5-6（学校法人目白学園事務分掌等規程）】

「組織管理規則」第8条では、事務組織は、学園の事務を処理する法人本部、大学の事務を処理する大学事務局、短期大学部の事務を処理する短期大学部事務局及び高等学校・中学校の事務を処理する高等学校・中学校事務室に分かれている。このうち、大学事務局の人員配置は、業務の円滑性・効率性などの観点を踏まえ、各業務を効果的に執行するため、以下の図表 3-5-1 に示すとおり、各部課等に適切な職員数を配置している。

図表 3-5-1 「大学事務局の各部課等専任職員配置数」

部等	部課	配置数	部等	部課	配置数
事務局(新宿)	事務局長	(1)	入試広報部	入試広報部長	1
大学企画室	大学企画室長	1		入試課	4
	庶務・企画課	3		広報課	6
	評価・企画課	2	事務局(岩槻)	事務局次長	1
	エクステンションセンター事務室	1	修学支援部	修学支援部長	1
教務部	教務部長	1		教務課	3
	教務課	7		学生課	5
	学術情報担当課	1		実習支援課	2
	資格支援課	3	(埼玉病院キャンパス)		
	研究支援課	3		事務室	2
学生部	学生部長	1	庶務部	庶務部長	*
	学生課	9		庶務課	4
	国際交流課	5		入試課	4
就職指導部	就職支援部長	1		耳科学研究所クリニック事務室	3
	就職指導課	6			
	キャリア支援課	2	合計		82
			* は兼務ポスト なお、事務局長は理事委嘱		

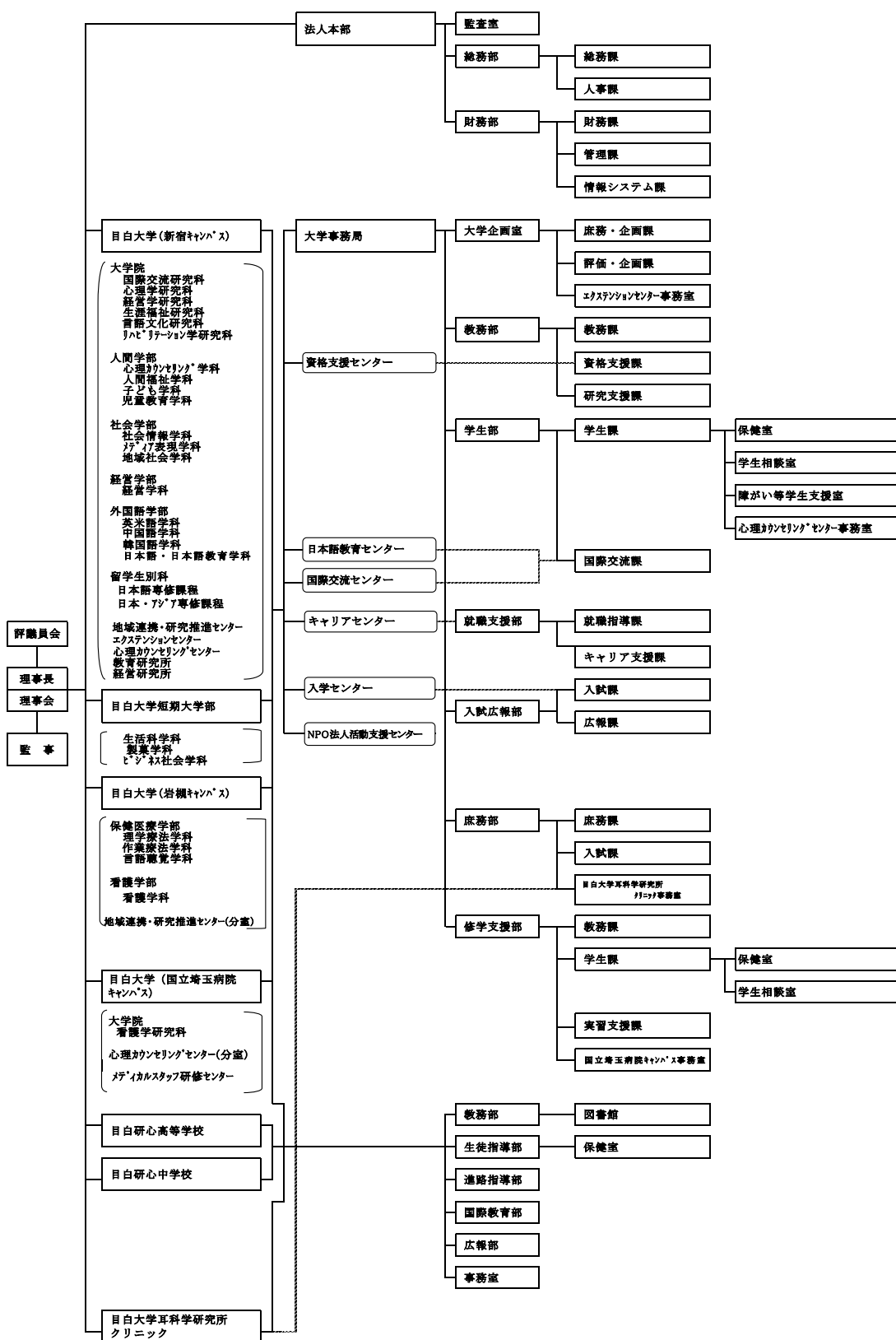
本学の事務組織は、専任職員（無期）のほか、業務内容に応じて「有期」「嘱託」「パート」「派遣」等職員を加えて構成している。各事務組織の事務分掌については、「事務組織規則」及び「事務分掌等規程」に規定され、責任範疇を明確にしている。さらに、職員が教務、学生、キャリア支援、入試広報等の業務分野に設置されている学内の各種の委員会等に正規のメンバーとして加わり、大学の運営や教学の実施面で教職協同体制を構築している。

また、図表 3-5-2 に示す事務組織を編成し、権限の適切な分散と責任の明確化に努めている。

図表 3-5-2 「学校法人目白学園組織図」

学校法人目白学園組織図

(平成28年4月1日)



業務の具体的な執行手続きについては、「学校法人目白学園決裁規程」に基づき業務内容と決裁の手続きを定め、文書及び業務決定のルール、決裁権者並びに決裁権者の委任による専決事項・専決者等について定め、業務の適正かつ効率的な執行を確保している。【資料 3-5-7（学校法人目白学園決裁規程）】

また、本学では、専任職員の能力開発・人材育成及び人事配置の適正な実施、さらには組織の活性化に資するため、「学校法人目白学園職員人事考課規則」を定め、職員の勤務状況について定期的に行う人事考課制度の運用を開始した。【資料 3-5-8（学校法人目白学園職員人事考課規則）】

さらに、大学経営における組織力の強化・向上を目指して、人事考課制度と関連させつつ、専任の一般職員の職務遂行に必要な知識及び技能等の向上を図るため、職員の能力開発（Staff Development:以下「SD」という。）に関し、「学校法人目白学園SD実施規程」を定め、大学の管理運営や教育・研究支援を含めた内容について、①新任者、中堅職員、管理職別に行う「階層別研修」と②教学改革、高大接続、キャリア支援等本学が直面する重要課題について専門的・実践的な知識を習得させる「職種別研修」を実施している。

「階層別研修」は、1) 新任職員（新卒・中途採用）へは、職員としての基礎知識や実務に必要な基礎スキル等を主に内部研修で実施している。また、2) 中堅職員へは、職務上のキャリアに応じ、プレゼンテーション、タイムマネジメント、IRの事例研究、プロジェクトマネジメント等について、主として外部研修で実施している。さらに、3) 管理職員へは、部長研修、課長研修等に分けて、ハラスメント、メンタルヘルス、リスクマネジメント、コンプライアンス等管理職としてのレベルアップを期して、内部研修と外部研修を組み合わせ実施している。

「職種別研修」は、本学園が加盟している日本私立大学協会をはじめとする各種大学関係の協会や各種民間団体が実施するセミナー等を活用した外部研修により、専門的かつ実践的な知識を習得させることを狙いとして実施している。

また、平成 27（2015）年度においては、教員と職員の合同研修として公開講座「大学教育におけるキャリア教育—教育と職業をつなぐ」や「中退予防スペシャリスト研修会報告」などの内容・構成で全学FD・SD研修会を実施した。

【資料 3-5-9（学校法人目白学園SD実施規程）】【資料 3-5-10（全学FD・SD研修会プログラム）】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後の業務改善を進めていく上では、各部署の業務内容の見直しにより業務内容の精選・合理化が不可欠の課題となっている。このため、平成 25（2013）年度においては新宿及び岩槻キャンパスに分かれて置かれていた事務局を大学事務局として一元化するとともに、平成 27（2015）年度においては、業務内容の見直しの一環として、学園本部、大学事務局を通じた事務組織の改編を実施した。特に、大学事務局においては、学長を補佐する企画立案機能の強化を図る観点から、「大学企画室」を新設したほか、新宿キャンパスについては、教務系・学生系を見直して、新たに「就職支援部」を設置した。今後は、この改編の実を挙げるべく努めるとともに、中長期的には業務執行に係る学内情

報システムの一層の充実を推進していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、予算編成に際して、毎年「予算編成方針」を策定し、経営企画本部会議及び理事会において承認を得た上で学内に周知している。各部門における予算の積算には、業務目的別予算編成方式を採用し、効率的な予算編成・執行が可能となっている。業務目的別予算とは、勘定科目ごとに予算を積み上げるのではなく、当該部門の行事や目的別に予算を積み上げるものである。【資料 3-6-1（平成 28 年度予算編成大綱）】

この方式は、各分門においてより実態に即した予算の積算が行え、また予算執行の分析や集計がしやすくなるというメリットがある。さらに、本学では予算執行率が低いという理由だけで直ちに次年度の予算を削減することはせず、毎年正確な積算を求めている。そのために、年度末に駆け込みで予算執行するような傾向は見られない。

毎年各部門から提出された予算案に対して、理事長と財務担当理事が全部門の責任者からヒヤリングを行い、予算査定を行うほか、新規予算については、別途「新規業務計画書」の提出を求めて、ヒヤリングの上採択の可否を決定している。【資料 3-6-2「平成 28 年度新規業務計画書（様式）」】

新規業務を採択する場合も、予算総額の上限は、収入見込み額の範囲内とし、事業活動収支予算書において、基本金組入後の「当年度収支差額」が黒字となるような予算案を策定している。

実際の予算執行においては、合計残高試算表を毎月チェックし、予算執行状況を理事長に報告している。

本学の直近 5 年間の決算の数値は、収入面については、学生生徒等納付金及び学生生徒数が平成 23(2011)年度は 8,608,400 千円(7,475 人)、平成 24(2012)年度は 8,609,043 千円(7,439 人)、平成 25(2013)年度は 8,467,050 千円(7,316 人)、平成 26(2014)年度は 8,396,151 千円(7,253 人)平成 27(2015)年度は 8,144,152 千円(7,201 人)と減少しており、受取利息・配当金や資産処分差額は増加しているものの、事業活動収入計は、毎年減少傾向にある。

支出面については、人件費及び人件費比率(旧比率)が、平成 23(2011)年度は 5,181,298 千円(48.3%)、平成 24(2012)年度は 5,442,598 千円(50.7%)、平成 25(2013)年度は 5,536,670 千円(51.6%)、平成 26(2014)年度は 5,424,585 千円(51.6%)、平成 27(2015)年度は 5,407,119 千円(52.1%)と平成 25(2013)年度からは減少傾向にあるものの、平成 23(2011)年度からは 225,821 千円増加している。しかし、経費の見直しによる削減効果などもあり、事業活動支出計は減少傾向にある。

その結果、基本金組入前収支差額は、平成 23 (2011) 年度は 1,564,647 千円、平成 24 (2012) 年度は 1,520,594 千円、平成 25 (2013) 年度は 1,452,055 千円、平成 26 (2014) 年度は 1,717,366 千円、平成 27 (2015) 年度は 1,436,669 千円と毎年安定している。

基本金は、平成 25 (2013) 年度から第 2 号基本金を毎年 200,000 千円組入れているが、基本金組入後の当年度収支差額は、平成 23 (2011) 年度は 332,884 千円、平成 24 (2012) 年度は 520,235 千円、平成 25 (2013) 年度は 522,239 千円、平成 26 (2014) 年度は 710,407 千円、平成 27 (2015) 年度は 499,993 千円と、5 年連続の黒字となり、収支構造としては良好な状況で推移している。

なお、学納金等の収入の大幅な増加が困難な条件下では、今後の新たな施策の企画立案、実行のために必要な財源は、経費の効果的使用により捻出する必要があると考え、平成 25 (2013) 年度に、全学教職員の意見を基礎に経費の効果的使用策の骨子を作成することを目的とした「経費効果的使用タスクフォース」を組織し、消耗品、施設設備費等 25 項目について具体的検討を行った結果、172,000 千円／年の削減見込額の方策を作成し、実行可能なものから逐次実施に移している。結果的に、平成 25 (2013) 年度は 825,414 千円であった管理経費が、平成 26 (2014) 年度は 712,199 千円、平成 27 (2015) 年度は 756,666 千円と減少傾向にある。

学校法人の使命は、教育と研究の充実であり、その維持向上には、財務基盤の安定化と十分なキャッシュフローの確保が不可欠である。積立率で見ると、毎年 130%前後で推移しており、運用資産合計では 137 億円から 180 億円へと 43 億円増加しており、キャッシュフローの状況もほぼ良好である。

以上のように、本学では、中長期的な計画に基づく適切な財務運営を確立し、安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保している。

図表 3-6-1 「過去 5 年間の収支差額及び財務比率」

(単位:千円)					
科 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業活動収入 (うち学納金)	10,717,286 (8,608,400)	10,726,691 (8,609,043)	10,722,290 (8,467,050)	10,517,617 (8,396,151)	10,369,511 (8,144,152)
事業活動支出 (うち人件費)	9,152,639 (5,181,298)	9,206,096 (5,442,598)	9,270,235 (5,536,670)	8,800,251 (5,424,585)	8,932,842 (5,407,119)
基本金組入額等年度収支差額	1,564,647	1,520,595	1,452,055	1,717,366	1,436,669
基本金組入額 (うち第2号基本金)	△ 1,231,763 (0)	△ 1,000,359 (0)	△ 929,816 (△200,000)	△ 1,006,959 (△200,000)	△ 936,676 (△200,000)
収支差額	332,884	520,236	522,239	710,407	499,993
前年度繰越収支差額	△ 2,551,648	△ 2,218,764	△ 1,698,528	△ 1,176,289	△ 465,882
翌年度繰越収支差額	△ 2,218,764	△ 1,698,528	△ 1,176,289	△ 465,882	34,111
人件費比率	48.4%	50.9%	52.4%	51.7%	53.2%
教育研究経費比率	23.6%	23.8%	26.4%	24.6%	26.6%
管理経緯比率	14.0%	9.9%	9.7%	8.5%	9.3%
事業活動収支差額比率	14.6%	14.2%	13.5%	16.3%	13.9%
基本金組入後収支差額比率	96.5%	94.7%	94.7%	92.5%	94.7%
学生生徒等納付金比率	80.5%	80.5%	80.2%	80.1%	80.1%

(単位:人)					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目白大学	6,355	6,365	6,242	6,121	5,954
目白大学短期大学部	415	379	372	367	404
目白研心高等学校	495	511	532	623	705
目白研心中学校	210	184	170	142	138
法人合計	7,475	7,439	7,316	7,253	7,201

図表 3-6-2 「過去 5 年間の積立率」

(単位:百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
運用資産	13,722	15,584	17,288	17,212	18,038
現金預金	8,067	9,402	10,276	9,282	6,553
有価証券	2,864	2,530	1,115	1,470	3,435
特定資産	2,791	3,652	5,897	6,460	8,050
要積立額	10,212	11,166	12,387	13,125	14,222
退職給与引当金	1,006	1,111	1,327	1,407	1,486
第2号基本金	0	0	200	400	600
減価償却累計額	9,203	10,052	10,857	11,315	12,133
第3号基本金	3	3	3	3	3
運用資産－要積立額	3,510	4,418	4,901	4,087	3,816
積立率	134.4%	139.6%	139.6%	131.1%	126.8%

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金の収入増のために、定員増も視野に入れた学部・学科の改組などを検討するとともに、補助金をはじめとする外部資金、寄付金、補助事業など学生生徒等納付金以外の収入を増やす必要がある。特に文部科学省・厚生労働省の科学研究費助成事業等（以下、「科研費」という。）や特別補助等、外部資金の獲得は、本学の教育研究面への評価でもあり、非常に重要なことから、組織的な取り組みを推進している。このことに加えて、人件費を中心とした支出の上昇を抑えつつ、教育研究経費比率を高める施策について検討を推進する。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、各種証憑書類に基づいて、学校法人会計基準及び「学校法人目白学園経理規則」、その他税制等の各種法令に則り、会計処理を行っている。【資料 3-7-1（学校法人目白学園経理規則）】

また、適切な会計処理を行うためのマニュアルを整備し、説明会を実施するとともに、科研費及び学内研究費の執行にあたっては研究費執行マニュアルを整備し、適切な会計処理を行っている。

会計監査人による監査については、私立学校振興助成法に基づき、新日本有限責任監査法人が監査を行っており、不正な財務報告や資金の流用等の不適切な処理が行われていないか、また、内部統制の運用状況についても監査を行っている。

さらに、監事 2 名による私立学校法に基づく監事監査を行っている。監事は、全ての理事会・評議員会に陪席し、財産の状況及び業務執行状況の適切性に関する監査を行っ

ており、また監査法人の公認会計士との意見交換も実施する等、緊密な連携を図っている。

また、事務局次長及び課長級の専任職員を配した内部監査室を法人本部に設置し、監事と連携をとりながら定期的に監査を実施している。

資産運用については、「学校法人目白学園資金運用規則」に則り厳正に執行している。学内に「資産運用委員会」を設置し、透明性を確保しつつ集团的検討の下で資産運用を行っている。本学の資金運用の基本方針は、元本を確保することを基本とし、その上で奨学金や授業料減免などの原資になりうる運用益をあげることを目的としている。【資料 3-7-2（学校法人目白学園資金運用規則）】

なお、平成 27（2015）年度から学校法人会計基準に新たな基準が導入されたことを踏まえ、平成 27（2015）年度は現行会計システムの一部手直しにより決算を行い、平成 28（2016）年度からは新基準に対応した新しい会計システム（パッケージ）を導入し、現時点では大きな問題もなく進捗している。

以上のとおり、本学では会計処理を適切に実施し、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

（3）3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計職員全体の知識のレベル向上のために、各種研修会へ積極的に参加させるとともに、OJT による上司の指導のもとで会計知識の向上を図る。また、学内教職員に対して、適切な会計処理を行うためのマニュアルの整備や説明会の実施などを強化する。

さらに、今後は内部監査室、監査法人及び監事との意見交換の場を増やすなど、監査上の緊密な連携を推進する。

【基準 3 の自己評価】

本学では、組織倫理に関する規程等を整備し、危機管理体制の構築や教育・財務情報等の公表を十分に行う等、大学の管理運営を適切に行っている。

理事会、評議員会及び監事監査については、「寄附行為」に基づき厳正に運営している。

また、大学の意思決定の仕組みについても、学校教育法の改正趣旨に則り、内部規則等を整備し、学長のリーダーシップをサポートする体制も構築している。

業務執行に必要な事務組織体制については、SD 等の組織的な取組みを積極的に行う等、十分に機能している。

財務・会計については、大学の中長期的な計画に基づき、収支バランスが保たれ安定した財務基盤を確立するとともに、その他会計処理、補正予算編成、会計監査等も体制を整備し、厳正に行っている。

以上のとおり、本学は基準 3 を満たしていると評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価について、大学学則第2条では「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする」と定めている。【資料 4-1-1（目白大学学則）】

そして、この学則の規定に基づき「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価等に関する規則」を制定し、同規則に基づき、学部長以上から構成される大学運営評議会の下に全学評価委員会を設置し、自己点検・評価等を適正かつ効果的に実施しており、本学は自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。【資料 4-1-2（目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価等に関する規則）】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の全学評価委員会は、自己点検・評価等の円滑な実施を確保するため、(1)自己点検・評価等実施部会（大学・大学院関係）、(2)第三者評価結果等検証部会（大学・大学院関係）を置いており、同規則に定める構成員によって運営されている。

(1)自己点検・評価等実施部会（大学・大学院関係）は、各学部及び研究科並びに学内関係部局の協力を得て、認証評価等に関わる「自己点検・評価報告書」等の原案を作成し全学評価委員会に提出する。

(2)第三者評価結果等検証部会（大学・大学院関係）は、認証評価等の評価結果を踏まえ、各学部等の教育研究等の全般に係る今後の改善の方策等の原案を取りまとめ、委員会に提出する。特に(1)自己点検・評価等実施部会（大学・大学院関係）では、認証評価に係る「自己点検・評価報告書」の原案の作成を行う他に、毎年1回、各学部各学科、及びその他の学内教育研究機関や事務局に年度毎の自己点検・評価シートの作成を指示し、各教育組織等からの報告に基づき、年次報告書として「自己点検・評価報告書」を作成している。【資料 4-1-3（自己点検・評価報告書）】

さらに本学では、新宿・岩槻両キャンパスごとにFD実施委員会を設置し、全学FD研修会を毎年2～3回実施する他に、各学部各学科、各研究科各専攻毎に当該年度のFD活動計画書と同報告書の提出を義務付けている。各年度の計画書及び報告書はFD実施委員会を通じて各教育組織に周知され、各学部等で実施されている自主的・自律的な

F D活動の計画と成果を参照できるようになっており、大学全体のF D活動を視野に置きながら、次年度のF D活動を整備できる体制となっており、教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施している。【資料 4-1-4（目白大学新宿キャンパス各種委員会規程）】【資料 4-1-5（目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程）】【資料 4-1-6（FD 活動実施計画書）】【資料 4-1-7（FD 活動実施報告書）】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の具体的な活動としては、「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価に関する規則」を制定し、個々の教員の自己点検・評価シートの作成を踏まえた各教育組織等からの報告に基づき、大学全体の年次報告書として「自己点検・評価報告書」を作成している。

学校教育法による大学機関別認証評価の周期は7年以内毎と定められており、本学は、公益財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価（第三者評価）を受審している。平成 21（2009）年度が第1回目の受審であり、同機構の定める評価基準を全ての領域において満たしていると認定され、その際の認証評価報告書は、本学HPにて公開している。

(<https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/evaluation>)。

なお、平成 28（2016）年度は7年周期の大学機関別認証評価の第2回目の該当年であり、本報告書作成の根拠となっている。【資料 4-1-8（目白大学 自己評価報告書（平成 21（2009）年 6 月））】【資料 4-1-9（目白大学 平成 21（2009）年度大学機関別認証評価 評価報告書）】

また上記以外にも、前述した「F D活動実施報告書」の作成（毎年）、「学生による授業評価アンケート」の実施（学期毎）等も、組織的な改善を可能とする周期で適切に実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検評価は日本高等教育評価機構が定める基準に準じている。そしてそれは学園の年度毎の事業計画及び中期目標・中期計画にも反映されており、効果的に自己点検評価を行っている。だが、現在の形式での実施はまだ期間が短く（平成 25（2013）年から実施）、より有効なPDCAサイクルの確立に向けて今後も継続的に実施することが必要である。【資料 4-1-10（学校法人目白学園事業計画書）】【資料 4-1-11（学校法人目白学園第3次中期目標・中期計画）】

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学が作成している毎年度の「自己点検・評価報告書」の基礎となる「自己点検評価シート」は、学長・副学長が本学の総括評価シートの作成を担当し、各学部長・各学科長（各研究科長・各専攻主任）がそれぞれの学部用・学科用評価シート（研究科用・専攻用評価シート）の作成を担当している。各学科長が作成する学科用評価シートの内容は、全教員が年1回作成して提出する教育・研究活動に関する「成果・実績報告書」と、これに基づく学科長など役職教員との振り返り面談の結果を基盤としている。【資料 4-2-1（平成 27（2015）年度「成果・実績報告書」及び平成 28（2016）年度「目標設定・計画書」の提出について）】

また、学科ごとに記載する学生数や教員数、授業科目数、科学研究費助成事業配分額などのデータは大学事務局及び法人本部の関係部署が管理・集計を担当し、事務局や付属施設の評価シートは各関係部署の責任者の意見を基盤として作成されている。各学科に共通する用語の定義や数値の算出方法については、平成 25（2013）年度より報告書全体で基準を明文化して統一し、掲載データの客観性の向上を図っている。

本学のエビデンスは、現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいて様々な問題点や課題を見出すなど、評価点検の根拠として活用している。

このように本学では、エビデンスに基づき改善すべき検討事項を明らかにするなど透明性の高い自己点検・評価を実施している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は、高等教育機関としての各種データの収集及び分析を一元的に取扱う専門部署として、平成 27（2015）年度より大学附属施設である目白大学教育研究所内に I R 部門を設置している。

昨年度 I R 部門は「データベースの整備」として、学園内の各種情報の収集・フラット化を行った。

データベースの整備としては、(1)ベネッセ基礎力調査を実施し、新入生関係（学力・学習意欲・動機）、在学生関係（学力・キャリア意識・学習意欲）に関するデータベース構築を実施した。そして(2)卒業生調査を実施し、教育への満足度、設備への満足度、就職支援への満足度、大学で身に付いたと思う力等に関するデータ収集を行った。

また、日常的に収集する業務データとしては、学籍データ（所属、入学年度、性別、修学状況、奨学金受給状況等）、履修データ（履修科目、履修時期、成績等）、G P A データ（各学期 G P A、累積 G P A 等）、進路データ（卒業生進路類別、職種、企業名等）、入試データ（高校調査書点、入試種別、合否状況、試験成績等）、出席データ（履修科目ごと出席関連データ）等がある。

さらに、収集したデータを元に、「分析基盤の整備」も順次進めており、昨年度は Web で本学の学生情報が確認できる「分析テンプレート」と、データベースのデータを任意に分析できる「Tableau」の導入を行い恒常的な情報提供等を行っている。

(1)「分析テンプレート」では、入学人数、男女比、出身県、入試種別別入学者数、高

校評定平均別入学者数について学科ごとの入学者傾向が経年で閲覧可能となっており、上記とGPAデータとのクロス分析（入学前の属性と成績の分析）も可能である。

同じく在籍者傾向についても、必修・選択別GPA平均点、奨学金受給状況別GPA平均点等入学後の属性と成績の分析に関し学科ごとに経年でデータ提供が可能である。

また、卒業者傾向についても、学科別就職分野、GPA分布別就職分野等、卒業後の属性と成績の分析に関してデータ提供が可能である。退学者傾向については平成 26（2014）年度より特命学長補佐の下に中退者防止プロジェクトが設置されたこともあり、IR部門が中心となり、退学者数推移、学科別退学者数、入試別退学者数及びGPA別退学者数並びにそれらの推移、退学理由別退学者数、入学年度別累積退学者数及び在籍者との比較などを行った。

(2)「Tableau」の導入により依頼を受けて任意に分析した情報提供が可能である。例えば、平成 27（2015）年度は、キャンパス毎の退学者の傾向について、学科毎退学者数、学科ごと退学年次、退学年次別GPA・単位数について分析結果を提供している。

以上のように、本学教育研究所IR部門では、入試関係、教務関係、進路関係の各種データを蓄積し、各教育組織等の要望に応じて必要なデータ整理とその提供を行っている。

【資料 4-2-2（IR用データベースの整備状況〔教育研究所運営委員会資料から〕）】

【資料 4-2-3（目白大学中途退学検討プロジェクト3 報告書）】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、年次毎に自己点検・評価活動の結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、専任教職員に配付することにより、本学の教育研究活動や管理運営等の状況及び改善・向上方策を含めた今後の取組みに関する情報を共有している。

また、「自己点検・評価報告書」は、全学評価委員会の構成員である学長・副学長から各学科長を通じて全教員に、事務局では各部長を通じて全部署に配付・回覧され、全教職員がその内容を把握して教育・研究活動の改善や質の向上に役立たせるようにしている。理事会に報告した上で、新宿キャンパス、岩槻キャンパス、国立埼玉病院キャンパスの各図書館に冊子として配置し、来館者の閲覧に供しており、さらに本学HPで全文を閲覧できるようにしている。したがって、本学では日常的に自己点検・評価を行い、定期的に自己点検・評価報告書を広く社会へ公表している。

本学は、自主的に実施する自己点検・評価活動について学内で共有し、かつ社会に対し積極的に公表するよう努めている。【資料 4-2-4（自己点検・評価報告書）】

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では平成 27（2015）年度に中退予防スペシャリスト研修会を企画し、外部の専門家を講師とした研究会をもちつつ、客観的なデータに基づいた、多面的な解決策を提案し、平成 28（2016）年度はその実施に踏み出している。この試みはまだ緒についたばかりであり、その成果については今後の展開を見守る必要がある。学生の意識や動向に関するデータ収集・分析を一元化して実施し、恒常的に蓄積していくにはIR部門の人的資源のさらなる拡充が必要である。今後は、この点の改善を図りつつ、年度毎の自

己点検・評価に基づき、より戦略的で客観的な調査・分析等ができるよう学部学科等教育組織のより積極的な協力を得られるような有機的な関係を構築していくことが課題である。【資料 4-2-5（「中退予防スペシャリスト研修」実施概要の報告）】【資料 4-2-6（学修と生活に関する調査報告書）】【資料 4-2-7（中途退学検討プロジェクト 3 報告書）】

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3 -①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4 - 3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、大学全体の年次報告書として「自己点検・評価報告書」を作成している。それは個々の教員が、大学教員共有のスタッフネット (Web Site) 上で毎年作成する「目標設定・計画書」「成果・実績報告書」に基づき、各学部学科、各研究科専攻が整理して提出している報告書に基づいて作成されている。それぞれの段階で前年度の成果・実績に関する評価に基づいて次年度の目標・計画を策定している。教員個々の評価は、各所属組織の上位評価者(学科長、学部長、副学長、学長)による前年度の振り返りと課題認識作業を実施している。こうして自己点検・評価活動の実施意義を教職員により深く浸透させ、活動の実効性を高めるよう努力している。

また、本学では、学期毎に学生による「授業評価アンケート」を実施している。教員は事務局が集計した「授業評価アンケート」の結果を踏まえて、スタッフネット (Web Site) 上で「教育活動自己点検・自己評価アンケート」に回答する形で、当該年度の教育活動について自己点検・自己評価を行っており、当該年度の正負両面の経験を次年度の授業改善に役立てるようにしている。

本学の教育機関としての拡大は、各時期の中期目標・中期計画（以下、「中期計画」という。）に基づいて実施してきた。平成 27（2015）年度は第 3 次中期計画の 2 年目に当たる。平成 25（2013）年度をもって第 2 次中期計画を終了し、その成果を踏まえ、平成 26（2014）年度を初年度とし第 3 次中期計画（5 か年間）を策定した。これに基づき、学校法人、大学・大学院、短期大学部、中学高校の種別につき、年度毎の目標・計画を定めるとともに、定期的に目標達成状況を点検・評価し、未達成課題を引継ぎ、新時代を展望して学園の永続的な発展を期すために、今後の 5 か年の間に各学校部門と学園全体が達成すべき新たな重点目標を設定した。

そして、この 5 か年を周期とする中期計画をふまえ、各年度毎の年度計画を設定し、年度の前半終了時の 9 月末に中間評価「前期評価」を実施し、年度の終了時に最終的な評価「通年評価」を実施している。年 2 回の計画達成状況とその評価は、学部長等会議および大学運営評議会に報告されることになっている。次年度の年度計画は、前年度の評価結果を踏まえ、PDCA サイクルの円滑な実施の観点から策定されるようになっている。

【資料 4-3-1（学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画）】

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学においては、自己点検・評価報告書、教育活動自己点検・自己評価アンケート、中期目標・中期計画等、自己点検・評価を活用したPDCAサイクルの確立を意図している。しかし、自己点検・自己評価を形骸化させずに、PDCAサイクルをより効率的に運用するためには、教員組織の更なる意識改革が必要である。

今般、日本高等教育評価機構に提出する「自己点検評価書」の作成過程で気づいた諸問題及び認証評価の結果を受け、全学評価委員会内に設置されている「第三者評価結果等検証部会（大学・大学院関係）」において、各学部等の教育研究全般に係る今後の改善の方策を取りまとめ、全教職員にその方策を浸透させ、各自の教育研究活動や管理運営等の業務内容の向上と充実に繋がるよう努めていく。

[基準4の自己評価]

本学では、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備して、周期的に適切に実施している。

本学が行う自己点検・評価は、その透明性を高めるためにエビデンスに基づいた点検・評価を行うようにしている。平成 27（2015）年度から教育研究所内にIR部門を設置し、データの収集・蓄積・分析をより効率的に実施する体制を確立している。

年度毎の自己点検・評価の結果は自己点検・評価報告書にまとめ、学内で共有するとともに広く社会へ公表するようにしている。

経常的組織的に実施している自己点検・評価活動は、その結果のみならず、その過程に関しても、教育研究組織としての機能性と効率性の改善の一環として位置づけており、自己点検・評価の結果を活用するためのPDCAサイクルの仕組みの確立に努めている。

以上のとおり、本学は基準4を満たしていると評価する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 社会貢献活動

A-1 大学の使命・目的に即した社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の適切性

A-1-② 地域連携・産学連携活動の適切性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域ニーズに基づいた社会貢献活動の適切性

本学の建学の精神では国家・社会への献身的態度を掲げ、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、公共奉仕の念を培うことを教育の理念と定めている。これを踏まえて本学の教育組織は本学所在地である東京都新宿区落合・中井地区及び埼玉県さいたま市との地域貢献および地域連携教育活動を展開している。

地域ニーズに基づいた本学の社会貢献活動は、①新宿区における高齢者、児童、障がい者支援、②新宿の高度防災都市化と安全安心の強化、③賑わい都市・新宿の創造、④さいたま市岩槻区における地域交流活性化の各分野において展開されている。【資料 A-1-1（新宿区に関わる連携事業等の実施状況）】

まず、①新宿区における高齢者、児童、障がい者支援としては、1) 高齢者施策、2) 子育て支援、3) 学校教育の充実、4) 障がい者施策がある。各学部学科で以下のような取り組みを行っている。

1) 高齢者施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①新宿区における在宅高齢者へ向けた取組の研究【人間福祉学科】②新宿区の高齢者福祉施設における計画的な各学科教員・学生による高齢者向けイベント等の開催（展示会の開催他）【地域連携・研究推進センター及び各学科の教員・学生】③地域公開シンポジウム「高齢者とともにー在宅高齢者への地域の支援とその課題ー」等の開催【人間福祉学科】④新宿区介護認定審査会及び高齢者権利擁護ネットワーク協議会等の委員等による社会貢献【人間福祉学科】⑤新宿区とタイアップした認知症サポーター養成【人間福祉学科】 |
|---|

【資料 A-1-2（高齢者福祉施設「神楽坂」で子ども学科が展示会を実施）】【資料 A-1-3（公開シンポジウム「認知症当事者の現状と地域支援のあり方～新宿区と目白大学の連携を考える～」）】【資料 A-1-4（目白大学認知症サポーター養成講座のご案内）】

2) 子育て支援

- ①新宿地域の保育園・幼稚園の子どもたちを招待した特別行事「まみむめめじろかきくけこども」（学生による子どもたちへの創作劇、音楽演奏等）の開催【子ども学科】
- ②新宿落合地域の幼稚園での手遊び出張指導の実施【子ども学科】
- ③新宿区地域子育て支援センターでの実習支援及び研究報告会の開催【子ども学科】
- ④地域住民、保育士等を対象とした公開講座「子育て支援・育児に役立つコミュニケーション術」開催【子ども学科】
- ⑤新宿キャンパスにおける公開講座「子ども・子育て支援制度に関する最新事情」開催【子ども学科】

【資料 A-1-5（特別行事「まみむめめじろかきくけこども」（後援：新宿区））】【資料 A-1-6（地域子育て支援センター（新宿区）での保育活動の実施）】

3) 学校教育への支援

- ①新宿区教育委員会との特別支援教育に関する協定に基づく、新宿区内の幼小中学校への本学教員派遣による、学校教員への指導助言等巡回指導【人間福祉学科】
- ②新宿区教育委員会とのメンタルサポートボランティアに関する協定に基づく、新宿区と連携した本学学生の区内小中学校でのスクールカウンセリング補助の実施【心理カウンセリング学科】
- ③新宿区在住外国人児童と保護者との異文化交流イベントの開催（於新宿文化センター）【日本語・日本語教育学科】
- ④新宿区落合地区の小学校への目白大学留学生訪問による自国紹介や日本文化紹介等による国際理解教育の実施【日本語・日本語教育学科、日本語教育センター、留学生別科他】
- ⑤新宿区小学生・保護者等への「目白学園遺跡フェスタ」イベント開催（新宿区後援）【地域連携・研究推進センター、地域社会学科他】
- ⑥新宿区役所へのインターンシップへの学生参加【地域社会学科】
- ⑦新宿区内小学校の「放課後子どもひろば」で地域の児童を対象とした学生ボランティアの実施【児童教育学科】

【資料 A-1-7（新宿区教育委員会と特別支援教育に関する協定を締結）】【資料 A-1-8（目白学園遺跡フェスタ（後援：新宿区））】

4) 障がい者施策

- ①新宿区との相互就労体験事業協定に基づく、新宿福祉作業所、高田馬場福祉作業所製造パンの本学学生のジョブサポートによる販売支援【地域連携・研究推進センター】
- ②あゆみ祭（あゆみの家）への本学学生のボランティア参加支援

【資料 A-1-9（新宿区立新宿福祉作業所「焼きたてパン」販売）】

②新宿の高度防災都市化と安全安心の強化としては、災害に強い高度な防災機能を備えた高度防災都市づくりへの取組みを実施している。具体的には、1)平成 24（2012）年に地域社会学科が中心となり、新宿キャンパスでの地域フォーラム「3・11 以後の環境問

題を考える」を開催し、新宿区長がパネルディスカッションに出席し「新宿区の取組み」を説明した。2)同じく地域社会学科の取組みとして、落合第二地区協議会の支援による防災マップ作成プロジェクトを実施した。

③賑わい都市・新宿の創造としては、1)多様性に富む都市機能や都市環境を活かし、持続的に発展する新宿の未来を創るため「まちづくり長期計画」の策定、及び 2)新宿が誇る文化・芸術のまちづくり、3)魅力ある商店街の活性化に努めている。また 4)平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピックの好機を捉えた文化・観光などの施策を総合的に推進している。

1) 多様な都市機能・都市環境の拡充の取組み

- ①新宿エコ市民大学の開講【地域社会学科】
- ②新宿区消費生活展へのパネル出展（本学が協賛）【地域連携・研究推進センター】
- ③新宿キャンパスにおける学生等の地域での環境推進事業について、「エコプロダクツ」（16 万人来場）イベントに成果の紹介・出展【地域社会学科】
- ④「新宿エコライフまつり」への出展【地域社会学科】
- ⑤「新宿の森・あきる野」自然体験ツアー（新宿区主催）への学生ボランティアの参加【地域社会学科】
- ⑥「新宿エコワン・グランプリ」（新宿区主催）参加（事業者部門優秀賞受賞）【目白学園「地球環境と低炭素社会への貢献」推進委員会】
- ⑦「新宿エコワン・グランプリ」（新宿区主催）参加（グループ部門チャレンジ賞受賞）【地域社会学科】
- ⑧目白大学留学生による「中井町会ゴミゼロデー」での清掃活動支援【日本語教育センター】

【資料 A-1-10（新宿エコ市民大学ー環境首都・新宿を目指してー（後援：新宿区）】

2) 新宿が誇る文化・芸術のまちづくりへの取組み

- ①新宿区との図書館相互利用協定に基づき、新宿区立図書館との図書館相互協力の実施（新宿区住民の図書館の利用促進支援）
- ②御霊神社（中井）への本学学生による巨大絵馬の製作・奉納【子ども学科】
- ③地域住民主体のまちづくり活動の支援（中落合まちづくり委員会アドバイザーなど）【社会情報学科】
- ④「U-more」（ユーモア：地域紹介フリーペーパー）における地域文化等の紹介【地域連携・研究推進センター】
- ⑤新宿区四谷地域の人別帳データベース分析による都市住民の実態研究の実施【地域社会学科】
- ⑥地域FM番組企画放送「めじテレビ」の学生による製作・放映等【メディア社会学科】
- ⑦地域の日本語教室に通う外国人労働者とその家族に対する進学相談・日本語支援【メディア表現学科】
- ⑧新宿区内の日本語学校に通う留学生と目白大学学生とのトークセッションの開催参加【日

本語・日本語教育学科】 ⑨近隣地域の方々への心理カウンセリング・コンサルティング業務等の実施【心理カウンセリングセンター】 ⑩地域住民等への韓国料理（チヂミ、トッポギ等）の創作・販売【韓国語学科】 ⑪地域における国際交流機関等の日本語ボランティア養成講座講師や日本語教育支援【日本語・日本語教育学科】 ⑫「新宿打ち水大作戦」（新宿区主催）における浴衣姿での学生ボランティアの打ち水参加（地域社会学科他）
--

【資料 A-1-11（U-more「目白大学と地域を知るためのフリーペーパー」）】

3) 魅力ある商店街の活性化

①落合・中井地区イベント「染の小道」への支援 ア．イベント準備・開催支援及びボランティアガイド等への多数の学生による実施支援【地域社会学科他】 イ．フォトコンテストの主催（入賞者には、落合中井地区で使える商品券の贈呈）【地域連携・研究推進センター】 ②目白大学新聞における新宿区内の商店街や店舗等の紹介記事等の掲載【メディア表現学科】 ③授業における「中井活性化プラン」の学生企画・立案及び地域の方への報告会【地域社会学科】 ④目白大学留学生と中井町会の地域住民との「餅つき大会」【国際交流センター他】

【資料 A-1-12（落合・中井名物イベント「染の小道」に目白大学が参加）】【資料 A-1-13（目白大学主催「染の小道」第2回フォトコンテスト）】

4) 東京オリンピック・パラリンピックの好機を捉えた文化・観光などの施策の推進

①東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会連携大学としての各種事業に参画 ②新宿キャンパスでの地域フォーラム「観光で地域を盛り上げる」開催【地域社会学科】 ③新宿キャンパスでの地域フォーラム「東京の未来を考えるーオリンピックは東京に何をもたらすかー」開催【地域社会学科】

④さいたま市岩槻区における地域貢献では、まず 1) 桐葉祭における「いわつきマルシェ in 目白大学」を実施している。これは岩槻区誕生 10 周年記念として、本学と連携し、生鮮食品、野菜等を桐葉祭で販売するものである。また 2) 地域交流イベントとして、桐葉祭期間に岩槻キャンパスの教員・学生が主体となり、地域住民の参加のもと、流しそうめんを通じての協働作業、地区の児童を中心とした革細工体験を実施している。

A-1-② 地域連携・産学連携活動の適切性

平成 27（2015）年 4 月に、教育研究の成果を積極的に社会へ還元し、地域への貢献及び産業界との連携を推進するとともに、本学における地域連携教育及び学術研究をより効果的に推進することを目的とし、本学の附属施設として地域連携・研究推進センター

(岩槻キャンパスには同センター分室)が設置され、これまでの学科毎の点での連携活動が、組織的に面での展開が可能になり、効果的・計画的な地域連携事業・産学連携事業が可能になった。

このことにより、本学では、自治体・企業との包括連携の取り組みが一層推進され、以下のような包括連携協定締結を通じた事業の推進を行っている。【資料 A-1-14 (目白大学地域連携・研究推進センター規則)】

①地域連携面では、新宿区及び戸田市との連携事業を行っている。

本学は、新宿区と平成 28 (2016) 年 3 月に包括連携協定を締結し、新宿区が掲げる高齢者施策、子育て支援、学校教育の充実、障害者施策、まちづくり、魅力ある商店街の活性化、文化・観光の推進及び高度防災都市づくりへの支援事業等を多数実施している。

また、大学所在地近である落合・中井地区における連携事業も積極的に展開している。「染の小道」への学生ボランティアの参加、第 2 回フォトコンテストの実施、大学パネル出展：平成 28 (2016) 年 2 月 26～28 日 (15,000 人来訪)、また、本学が主導し、「落合・中井地域活性化連絡協議会」を設置するなど近隣地域活性化へ貢献している。

【資料 A-1-15 (新宿区と包括連携に関する協定を締結)】

戸田市に関しては、地域社会学科が寄附講座、共同研究、インターンシップ等を既に展開しており、今後、教育・生涯学習の推進、まちづくり、産業・観光振興及び人材育成などの連携についての協定を締結することになっている。

②産学連携面では、西武信用金庫、さいたま商工会議所との包括連携協定を締結している。

西武信用金庫とは平成 28 (2016) 年 2 月に包括連携協定を締結し、今後、地域の活性化、人材育成等を中心に可能な連携事業から実施する予定である。特に、新井薬師界隈の商店街の活性化、協働によるフリーペーパーの作成・配布についての連携を中心に取り組むこととしている。

【資料 A-1-16 (西武信用金庫との包括的連携・協力に関する協定書を締結)】

次に、さいたま商工会議所とは、本学のメディカルスタッフ研修センターとの間で、看護、介護用器具等について、さいたま商工会議所及び同会員企業との連携により、商品化を目指すプロジェクトを実施するため、平成 28 (2016) 年 5 月に協定を締結した。今後、地域活性化、会員企業へのインターンシップ等の連携も検討する。

【資料 A-1-17 (さいたま商工会議所と包括連携協定を締結)】

このほか、すでに産学連携の継続的実績があり、それを踏まえた包括連携協定の締結が予定されている事例として、(1) 社会福祉法人三篠会、(2) 大宮アルディージャ、(3) 東京三協信用金庫、(4) 西武ライオンズ等がある。

また、本学教員の研究成果を社会に貢献していくため、平成 24 (2012) 年から大型の様々な産学マッチングイベントに参加することを奨励している。特に、J S T (国立研究開発法人科学技術振興機構) が主催する「イノベーション・ジャパン～大学見本市～」には、平成 24 (2012) 年度からトライし、4 年連続で「医療」の分野に本学教員の研究成果が採択され、連続して出展した。私立大学で、4 年連続で「医療」の分野に採択

出展したのは本学のみである。また、本学の地域・産学連携への積極的な展開のために、平成 24（2012）年度から本学の特別研究費に「社会貢献助成」の項目を設け、本学の教員等が行う様々な社会貢献事業に対し、積極的に支援している。

【資料 A-1-20（産学連携イベント「イノベーション・ジャパン 2015」に本学教員の研究出展が決定）】

（3） A-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度より地域連携・研究推進センターを設置することで、従来各学部学科等で個別に実施していた取り組みを、大学全体的な観点から把握することが可能となった。その成果が自治体や企業との包括連携協定の締結であり、これにより本学の有する知的資産を多様な社会のニーズに適合させ、より立体的な社会貢献を推進することが課題となっている。平成 28（2016）年度には、社会福祉法人三篠会、戸田市などとの包括連携協定についての協議を行っており、同センターの運営体制の強化、効率化を図っていく。

【基準 A の自己評価】

大学所在地である新宿区および落合・中井地区、さいたま市及び岩槻地区において、各教育組織を基盤とした社会貢献、地域連携教育に取り組んでいる。また、これまでの実績を踏まえて自治体及び企業との連携協定を締結し、中長期的な観点から大学の人的知的資源を立体的に活用することを積極的に推進している。

以上のとおり、本学は基準 A を満たしていると評価する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人目白学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	目白大学 Guide Book2017、目白大学大学院 2017 入学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	目白大学学則、目白大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28(2016)年度学生募集要項 大学院平成 28(2016)年度募集要項（一般・社会人特別・AO入試）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧〔履修要項(大学)編〕平成 28(2016)年度入学生用 学生便覧〔規程一覧編〕平成 28(2016)年度入学生用 学生便覧〔学生生活編〕平成 28(2016)年度入学生用 平成 28（2016）年度 学生便覧 保健医療学部・看護学部 平成 28（2016）年度 院生便覧 目白大学大学院	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28（2016）年度事業計画書 学校法人目白学園	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27（2015）年度事業報告書 学校法人目白学園	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	目白大学新宿キャンパス アクセスマップ・キャンパスマップ 目白大学岩槻キャンパス アクセスマップ・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学園規範目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事会開催状況（開催日、開催回数、理事の出席状況） 理事会開催状況（開催日、開催回数、監事の出席状況） 評議員会開催状況（開催日、開催回数、監事・評議員の出席状況） 学校法人目白学園 役員名簿、学校法人目白学園 評議員名簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算時の計算書類（資金収支決算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）（平成 23 年度～27 年度分） 監査報告書（平成 24 年度～27 年度分）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 28（2016）年度 Syllabus（授業計画）基礎教育科目 平成 28（2016）年度 Syllabus（授業計画）人間学部 平成 28（2016）年度 Syllabus（授業計画）社会学部 平成 28（2016）年度 Syllabus（授業計画）経営学部 平成 28（2016）年度 Syllabus（授業計画）外国語学部 平成 28（2016）年度授業計画（Syllabus）保健医療学部 平成 28（2016）年度授業計画（Syllabus）看護学部 履修要項平成 28（2016）年度 3 年生(人間学部・社会学部・経営学部・外国語学部) 履修要項平成 28（2016）年度 4 年生(人間学部・社会学部・経営学部・外国語学部)	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

【資料 1】	学校法人目白学園 HP「建学の精神」 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/spirit/
【資料 2】	大学設置の趣旨と構想
【資料 3】	目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕
【資料 4】	目白大学 HP「目白大学の特色」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/characteristics/

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	目白大学 Guide Book 2017	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-3】	目白大学 HP「学部・学科」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/course/	
【資料 1-1-4】	目白大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	目白大学 HP「目白大学の特色」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/characteristics/	【資料 4】と同じ
【資料 1-2-2】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	目白大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	
【資料 1-2-5】	目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕	【資料 3】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 1-3-2】	学生便覧〔学生生活編〕平成 28（2016）年度入学生用	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	学校法人目白学園 HP「建学の精神」 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/spirit/	【資料 1】と同じ
【資料 1-3-4】	目白大学 Guide Book 2017	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	目白大学大学院 2017 入学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	学校法人目白学園 HP「建学の精神」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/spirit/	【資料 1】と同じ
【資料 1-3-7】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 1-3-8】	第 3 次中期目標・中期計画に係る「平成 27 年度計画の実施状況通年評価」及び「平成 28 年度以降の計画」	
【資料 1-3-9】	目白大学・目白大学短期大学部の学位授与等の方針に関する規程	
【資料 1-3-10】	目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程	
【資料 1-3-11】	目白大学における教養教育の再構築に向けて〔教養教育検討委員会報告書〕	
【資料 1-3-12】	地域連携・研究推進センターパンフレット	
【資料 1-3-13】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-14】	目白大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-15】	学校法人目白学園事務組織規則	
【資料 1-3-16】	学校法人目白学園事務分掌等規程	

基準 2. 学修と教授

目白大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	目白大学 HP「アドミッションポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/ap/	
【資料 2-1-2】	目白大学入試ガイド 2017	
【資料 2-1-3】	平成 28 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	OPEN CAMPUS GUIDE 2015	
【資料 2-1-5】	平成 28 (2016) 年度学生募集要項指定校推薦入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項指定校推薦編入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項編入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項公募推薦入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項内部推薦入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項内部推薦編入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項外国人留学生 (JALP) 内部推薦特別入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項外国人留学生 (JALP) 内部推薦特別編入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項外国人留学生特別入学試験 平成 28 (2016) 年度学生募集要項社会人特別入学試験	
【資料 2-1-6】	目白大学入試対策・判定委員会規則	
【資料 2-1-7】	平成 28 年度学部・学科入学試験種類別の受験者数、合格者数、倍率、入学者数一覧	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則	
【資料 2-2-2】	学生便覧 [規程一覧編] 平成 28 (2016) 年度入学生用	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	目白大学 Guide Book2017	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-4】	目白大学 HP「カリキュラムポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/cp/	
【資料 2-2-5】	目白大学の教育課程編成方針及び編成手続きに関する規則	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-2-6】	目白大学大学院の学位授与等の方針に関する規程	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 2-2-7】	目白大学 HP「大学紹介」「大学院について」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/about/ http://www.mejiro.ac.jp/graduate/about/	
【資料 2-2-8】	目白大学人間学部履修規程 目白大学社会学部履修規程 目白大学経営学部履修規程 目白大学外国語学部履修規程 目白大学保健医療学部履修規程 目白大学看護学部履修規程	
【資料 2-2-9】	目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程	
【資料 2-2-10】	平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 基礎教育科目 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 人間学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 社会学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 経営学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 外国語学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 保健医療学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 看護学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-11】	各学科カリキュラムマップ	
【資料 2-2-12】	目白大学新宿キャンパス各種委員会規程	
【資料 2-2-13】	目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程	
【資料 2-2-14】	目白大学教育研究所規則	

目白大学

【資料 2-2-15】	目白大学における学士力〔学士力検討委員会報告書〕	【資料 3】と同じ
【資料 2-2-16】	目白大学における教養教育の再構築に向けて〔教養教育検討委員会報告書〕	【資料 1-3-11】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室パンフレット 「教職員のための発達障がい学生対応ガイドブック」	
【資料 2-3-2】	目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生修学支援委員会規程 目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室の運営に関する規程	
【資料 2-3-3】	目白大学教育研究所 I R 部門パンフレット	
【資料 2-3-4】	中途退学検討プロジェクト 3 報告書	
【資料 2-3-5】	学習支援センター利用申請書	
【資料 2-3-6】	平成 28 年度オフィスアワー報告について	
【資料 2-3-7】	目白大学ティーチング・アシスタント規則	
【資料 2-3-8】	目白大学リサーチ・アシスタント規則	
【資料 2-3-9】	中途退学検討プロジェクト 3 報告書	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-3-10】	「本学の中退の現状から見えるもの」平成 26（2014）年度第 2 回全学 FD 研修会報告資料	
【資料 2-3-11】	「中退予防スペシャリスト研修」実施概要の報告	
【資料 2-3-12】	メジサミ企画書	
【資料 2-3-13】	平成 27（2015）年度「メジサミ」中間報告書	
【資料 2-3-14】	平成 28（2016）年度春学期「学生による授業評価」実施について 学生による授業評価アンケート結果返却及び教育活動に関する自己点検・自己評価アンケート実施のお願い	
【資料 2-3-15】	平成 27（2015）年度目白大学卒業生アンケート（用紙） 平成 27（2015）年度卒業生アンケート調査報告書	
【資料 2-3-16】	平成 26（2014）年度学修と生活に関する調査報告書	
【資料 2-3-17】	ラーニングコモンズ設置検討 WG 資料「ラーニングコモンズ（LC）-「自発的学習の場」設置検討に向けて	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	目白大学・目白大学短期大学部における公認欠席取扱いに関する規程	
【資料 2-4-2】	目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-3】	平成 28 年度 Syllabus（授業計画）基礎教育科目 平成 28 年度 Syllabus（授業計画）人間学部 平成 28 年度 Syllabus（授業計画）社会学部 平成 28 年度 Syllabus（授業計画）経営学部 平成 28 年度 Syllabus（授業計画）外国語学部 平成 28 年度授業計画（Syllabus）保健医療学部 平成 28 年度授業計画（Syllabus）看護学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-4】	目白大学・目白大学短期大学部における成績評定平均値（GPA）に関する規程	
【資料 2-4-5】	目白大学人間学部履修規程 目白大学社会学部履修規程 目白大学経営学部履修規程 目白大学外国語学部履修規程 目白大学保健医療学部履修規程 目白大学看護学部履修規程	【資料 2-2-8】と同じ

目白大学

【資料 2-4-6】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	目白大学試験及び学習成績の評価に関する規程	【資料 2-2-9】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	保健医療学部就職委員会規程 保健医療学部国家試験対策委員会規程 看護学部国家試験対策委員会規程 保健医療学部実習教育委員会規程 看護学部看護学科実習指導委員会規程	
【資料 2-5-2】	キャリアセンター会議議事録;平成 25(2013)年 2 月 13 日開催	
【資料 2-5-3】	目標達成記録シートの実施・記入要領	
【資料 2-5-4】	目標達成の記録 閲覧・コメント入力マニュアル	
【資料 2-5-5】	平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 基礎教育科目 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 人間学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 社会学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 経営学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 外国語学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 保健医療学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 看護学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-6】	インターンシップガイド キャリア研修実施報告書 (平成 26 年度春季～平成 27 年度夏季)	
【資料 2-5-7】	インターンシップガイド キャリア研修実施報告書 (平成 26 年度春季～平成 27 年度夏季)	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 2-5-8】	平成 27 (2015) 年度メディア表現学科臨地研修 (インターンシップ) 報告書	
【資料 2-5-9】	インターンシップガイド	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 2-5-10】	平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 基礎教育科目 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 人間学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 社会学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 経営学部 平成 28 年度 Syllabus (授業計画) 外国語学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 保健医療学部 平成 28 年度授業計画 (Syllabus) 看護学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-11】	平成 27 (2015) 年度就職支援プログラム一覧	
【資料 2-5-12】	ワークブック「医療に携わる人として相応しいマナーを身につけよう」、DVD教材「マナーを考える」	
【資料 2-5-13】	ワークブック「臨床実習に行く前に見てみよう、やってみよう」、DVD教材「マナーを考える 2 : 実習に行く前に、見てみよう、やってみよう」	
【資料 2-5-14】	就職相談室等の利用状況	【データ編: 表 2-9】と同じ
【資料 2-5-15】	基礎力測定テスト報告書	
【資料 2-5-16】	資格にチャレンジパンフレット 目白大学資格取得特別プログラムパンフレット 目白大学資格取得奨励金規程	
【資料 2-5-17】	卒業後の進路先の状況 (前年度実績)	【データ編: 表 2-11】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	基礎力調査報告 (目白大学スタッフネット「学長室」より)	
【資料 2-6-2】	平成 26 (2014) 年度学修と生活に関する調査報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-6-3】	平成 28 (2016) 年度春学期「学生による授業評価」実施に	【資料 2-3-14】と同じ

目白大学

	ついて 学生による授業評価アンケート結果返却及び教育活動に関する自己点検・自己評価アンケート実施のお願い	
【資料 2-6-4】	平成 27 年度目白大学卒業生アンケート（用紙） 平成 27 年度卒業生アンケート調査報告書	【資料 2-3-15】と同じ
【資料 2-6-5】	基礎力調査報告（目白大学スタッフネット「学長室」より）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-6】	学修と生活に関する調査概要（目白大学スタッフネット「学長室」より）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生便覧〔学生生活編〕平成 28（2016）年度入学生用	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-2】	目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室パンフレット	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 2-7-3】	平成 27（2015）年度全学 FD・SD 研修会資料（平成 27（2015）年 11 月開催） 平成 27（2015）年度特別 FD・SD 研修会資料（平成 28（2016）年 3 月開催）	
【資料 2-7-4】	目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生修学支援委員会規程 目白大学・目白大学短期大学部障がい等学生支援室の運営に関する規程	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-5】	目白大学入学試験優秀者特別奨学金規則 佐藤重遠奨学金規則 桐光会奨学金規程 桐和奨学金規程	
【資料 2-7-6】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（平成 27（2015）年度実績）	【データ編：表 2-13】と同じ
【資料 2-7-7】	目白大学私費外国人留学生の授業料等減免に関する規則 目白大学・目白大学短期大学部私費外国人留学生の授業料等減免に関する経済的状況の判断基準細則。	
【資料 2-7-8】	目白大学大学院留年者の授業料等減免に関する規則	
【資料 2-7-9】	目白大学 SPIS チャレンジ制度に関する規程 平成 27（2015）年度「SPIS チャレンジ制度」企画の認定について	
【資料 2-7-10】	学生相談室のご案内	
【資料 2-7-11】	新宿キャンパス AED 設置場所（緊急時の連絡方法から）	
【資料 2-7-12】	岩槻キャンパス AED 設置場所	
【資料 2-7-13】	学生ガイド 2016	
【資料 2-7-14】	目白大学 Guide Book2017	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-15】	平成 28（2016）年度課外活動活性化助成金について	
【資料 2-7-16】	目白大学平成 28（2016）年度災害救援ボランティア講座募集案内	
【資料 2-7-17】	目白大学・目白短期大学部障がい等学生修学支援委員会規程	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-18】	平成 27（2015）年度特別 FD・SD 研修会資料	【資料 2-7-3】と同じ
【資料 2-7-19】	平成 26（2014）年度学修と生活に関する調査報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 2-7-20】	基礎力調査報告（目白大学スタッフネット「学長室」より）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-7-21】	メジサミ企画書	【資料 2-3-12】と同じ
【資料 2-7-22】	平成 27（2015）年度「メジサミ」中間報告書	【資料 2-3-13】と同じ
【資料 2-7-23】	学生用駐輪場の増設及び駐輪場（バイク・自動二輪置き場含む）の屋根付化（予算要望書） 平成 26（2014）年度学生意見反映委員会意見書 食堂に関する検討チームの調査と提言について（抄）（平成 27（2015）年 2 月）	
2-8. 教員の配置・職能開発等		

目白大学

【資料 2-8-1】	全学の教員組織（学部）	【データ編：表 F-6】と同じ
【資料 2-8-2】	全学の教員組織（大学院）	【データ編：表 F-6】と同じ
【資料 2-8-3】	目白大学教員選考手続規則 目白大学教員資格基準に関する規則 目白大学客員教授に関する規程 目白大学大学院担当教員資格審査規則 目白大学・目白大学短期大学部における授業のみ担当する専任教員の取扱いに関する規則 目白大学・目白大学短期大学部における実習担当教員の取扱いに関する規則 目白大学・目白大学短期大学部における専任教員の定数に関する規則 学校法人目白学園就業規則 目白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等に関する規則 学校法人目白学園非常勤講師・嘱託就業規則	
【資料 2-8-4】	目白大学教員選考手続規則 目白大学教員資格審査基準に関する規則 目白大学客員教授に関する規程 目白大学大学院担当教員資格審査規則 目白大学・目白大学短期大学部における授業のみ担当する専任教員の取扱いに関する規則 目白大学・目白大学短期大学部における実習担当教員の取扱いに関する規則 目白大学・目白大学短期大学部における専任教員の定数に関する規則 学校法人目白学園就業規則 目白大学・目白大学短期大学部有期雇用教員の任用等に関する規則 学校法人目白学園非常勤講師・嘱託就業規則 目白大学教員の業績評価実施規則	【資料 2-8-3】と同じ
【資料 2-8-5】	平成 28 年度 FD 活動実施計画書 平成 27 年度 FD 活動実施報告書	
【資料 2-8-6】	目白大学における教養教育の再構築に向けて「教養教育検討委員会報告書」	【資料 1-3-11】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	新宿キャンパスマップ 岩槻キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-2】	平成 28（2016）年度「読書推進プログラム」実施案内 平成 27（2015）年度「読書推進プログラム」実施案内 アリスとハイジ展 ～原書とその時代～チラシ、概要	
【資料 2-9-3】	学校法人目白学園情報環境管理に関する基本方針 学校法人目白学園情報環境管理規則 学校法人目白学園情報環境管理・利用規程	
【資料 2-9-4】	学校法人目白学園危機管理マニュアル	
【資料 2-9-5】	平成 26（2014）年度学修と生活に関する調査報告書 平成 27（2015）年度卒業生アンケート調査報告書 メジサミ企画書 平成 27（2015）年度「メジサミ」中間報告書	【資料 2-3-16】と同じ 【資料 2-3-15】と同じ 【資料 2-3-12】と同じ 【資料 2-3-13】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		

目白大学

【資料 3-1-1】	学校法人目白学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	目白大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	関係諸規定 学校法人目白学園組織管理規則 学校法人目白学園事務組織規則 学校法人目白学園事務分掌等規程 学校法人目白学園決裁規程 学校法人目白学園経理規則 学校法人目白学園個人情報の保護に関する規則 学校法人目白学園個人番号及び特定個人情報取扱規程 学校法人目白学園ハラスメント防止などに関する規則 学校法人目白学園ハラスメント防止委員会規則 学校法人目白学園ハラスメント調査委員会規程 学校法人目白学園公益通報者保護規則 目白大学・目白大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程 目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会規程	
【資料 3-1-5】	理事会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-6】	評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人目白学園組織管理規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-8】	学校法人目白学園第 1 次中期計画（平成 17 年 5 月理事会決定）	
【資料 3-1-9】	学校法人目白学園第 2 次中期計画（平成 22 年 5 月理事会決定）	
【資料 3-1-10】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-1-11】	目白学園環境宣言	
【資料 3-1-12】	目白学園環境行動計画	
【資料 3-1-13】	エコキャンパスレポート 2014	
【資料 3-1-14】	学校法人目白学園個人情報の保護に関する規則 学校法人目白学園ハラスメント防止などに関する規則 学校法人目白学園ハラスメント調査委員会規程 学校法人目白学園公益通報者保護規則 目白大学・目白短期大学部の研究活動に係る不正防止規程 目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会規程 目白大学における人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会運営要項	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-15】	学校法人目白学園危機管理規則	
【資料 3-1-16】	学校法人目白学園危機管理マニュアル	【資料 2-9-4】と同じ
【資料 3-1-17】	大学ポータル HP「目白大学」 http://up-j.shigaku.go.jp/school/category08/00000000270801000.html	
【資料 3-1-18】	目白大学 HP「情報の公開」財務情報等 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人目白学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人目白学園組織管理規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-3-2】	内部規則等の総点検・見直し結果に対する所見	
【資料 3-3-3】	目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則	

目白大学

【資料 3-3-4】	目白大学学長、副学長等連絡会議（平成 26 年 4 月 9 日）	
【資料 3-3-5】	目白大学教授会規則 目白大学大学院研究科委員会規則	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人目白学園組織管理規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-4-2】	経営企画本部の運営方針について	
【資料 3-4-3】	経営企画本部会議開催状況	
【資料 3-4-4】	目白大学大学運営評議会規則	
【資料 3-4-5】	目白大学学部長等会議規則	
【資料 3-4-6】	目白大学学長、副学長等連絡会議	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-4-7】	学校法人目白学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人目白学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人目白学園組織管理規則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-5-3】	目白大学・目白大学短期大学部教員職制規則	【資料 3-3-3】
【資料 3-5-4】	学校法人目白学園職員職制規程	
【資料 3-5-5】	学校法人目白学園事務組織規則	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 3-5-6】	学校法人目白学園事務分掌等規程	【資料 1-3-16】と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人目白学園決裁規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-8】	学校法人目白学園職員人事考課規則	
【資料 3-5-9】	学校法人目白学園 SD 実施規程	
【資料 3-5-10】	平成 27（2016）年度 全学 FD・SD 研修会プログラム	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 28 年度予算編成大綱	
【資料 3-6-2】	平成 28 年度新規業務計画書（様式）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人目白学園経理規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人目白学園資金運用規則	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	目白大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び第三者評価等に関する規則	
【資料 4-1-3】	自己点検・評価報告書（目白大学 HP「大学紹介」）	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 4-1-4】	目白大学新宿キャンパス各種委員会規程	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 4-1-5】	目白大学岩槻キャンパス各種委員会規程	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 4-1-6】	平成 28（2016）年度 FD 活動実施計画書	【資料 2-8-5】と同じ
【資料 4-1-7】	平成 27（2015）年度 FD 活動実施報告書	【資料 2-8-5】と同じ
【資料 4-1-8】	目白大学 自己評価報告書（平成 21 年 6 月）	
【資料 4-1-9】	目白大学 平成 21 年度大学機関別認証評価 評価報告書	
【資料 4-1-10】	学校法人目白学園平成 28 年度事業計画書	
【資料 4-1-11】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 27（2015）年度「成果・実績報告書」及び平成 28（2016）年度「目標設定・計画書」の提出について	
【資料 4-2-2】	IR 用データベースの整備状況〔教育研究所運営委員会資料〕	
【資料 4-2-3】	中途退学検討プロジェクト 3 報告書	【資料 2-3-4】と同じ

【資料 4-2-4】	自己点検・評価報告書（目白大学 HP「大学紹介」	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 4-2-5】	「中退予防スペシャリスト研修」実施概要の報告	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-2-6】	平成 26（2014）年度学修と生活に関する調査報告書	【資料 2-3-16】と同じ
【資料 4-2-7】	中途退学検討プロジェクト 3 報告書	【資料 2-3-4】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学校法人目白学園第 3 次中期目標・中期計画	【資料 1-2-4】と同じ

基準 A. 社会貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の使命・目的に即した社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	新宿区に関わる連携事業等の実施状況	
【資料 A-1-2】	高齢者福祉施設「神楽坂」で子ども学科が展示会を実施 https://www.mejiro.ac.jp/univ/course/human/child/info/151121_child/	
【資料 A-1-3】	公開シンポジウム「認知症当事者の現状と地域支援のあり方 ～新宿区と目白大学の連携を考える～」 https://www.mejiro.ac.jp/univ/research/event/160312_sws/	
【資料 A-1-4】	目白大学認知症サポーター養成講座のご案内	
【資料 A-1-5】	特別行事「まみむめめじろかきくけこども」（後援：新宿区） https://www.mejiro.ac.jp/univ/course/human/child/info/151212_child_03/	
【資料 A-1-6】	地域子育て支援センター（新宿区）での保育活動の実施 https://www.mejiro.ac.jp/univ/course/human/child/report/151114_child/	
【資料 A-1-7】	新宿区教育委員会と特別支援教育に関する協定を締結	
【資料 A-1-8】	目白学園遺跡フェスタ（後援：新宿区）	
【資料 A-1-9】	新宿区立新宿福祉作業所「焼きたてパン」販売	
【資料 A-1-10】	新宿エコ市民大学ー環境首都・新宿を目指してー（後援：新宿区）	
【資料 A-1-11】	Uーmore「目白大学と地域を知るためのフリーペーパー」	
【資料 A-1-12】	落合・中井名物イベント「染の小道」に目白大学が参加 https://www.mejiro.ac.jp/univ/news/2014/03/150301_someno/	
【資料 A-1-13】	目白大学主催「染の小道」第 2 回フォトコンテスト https://www.mejiro.ac.jp/univ/research/event/160226_photo/	
【資料 A-1-14】	目白大学地域連携・研究推進センター規則	
【資料 A-1-15】	新宿区と包括連携に関する協定を締結 https://www.mejiro.ac.jp/univ/news/2015/03/160318_kyotei/	
【資料 A-1-16】	西武信用金庫との包括的連携・協力に関する協定書を締結 https://www.mejiro.ac.jp/univ/news/2015/02/160223_nr/	
【資料 A-1-17】	さいたま商工会議所と包括連携協定を締結 https://www.mejiro.ac.jp/univ/news/2016/05/160517_nr/	
【資料 A-1-18】	高齢者福祉施設「神楽坂」コミュニティスペースでボランティアの実施 https://www.mejiro.ac.jp/univ/course/human/child/info/151219_child/	
【資料 A-1-19】	子ども学科の学生が大宮アルディージャのボランティア活動に参加！	
【資料 A-1-20】	産学連携イベント「イノベーション・ジャパン 2015」に本学教員の研究出展が決定 https://www.mejiro.ac.jp/univ/research/report/150716_psycology/	